建設委員会資料
令和２年２月25日
都市環境部都市計画課
防災まちづくり部公園課

「都市計画公園・緑地の整備方針」および「緑確保の総合的な方針」の改定案について

１．背　景

「都市計画公園・緑地の整備方針」は、東京都と特別区及び市、町により平成18年3月に策定され、平成23年12月に改定を行うなど、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と整備効果の早期実現を図るとともに、東京の緑をこれ以上減らさないため、事業の重点化や多様な主体と連携を進め、公園・緑地等の整備や緑の確保を進めてきた。

現行計画期間を令和2年度に終えるため、平成30年度より東京都と特別区及び市、町と検討を進め、このたび、「都市計画公園・緑地の整備方針」および「緑確保の総合的な方針」の改定案を取りまとめ、現在パブリックコメントを実施している。

２．計画概要

○期間：令和2年度～令和11年度までの10年間

○内容：

・「都市計画公園・緑地の整備方針」（別紙1）

都市計画公園・緑地内の未供用区域について、今後10年間に優先的に整備する優先整備区域を設定し、事業化計画と定め公表することで、都市計画公園・緑地の整備を促進。

・「緑確保の総合的な方針」（別紙2）

今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表することで、まちづくりで創出する緑や先導的に取組む緑政策を提示し、減少傾向にある民有地の既存の緑を、まちづくりの取組の中で計画的に確保。

３．意見募集

改定案に対する意見募集を以下のとおり実施中

（１）募集期間　令和2年2月13日㈭から3月19日㈭まで

（２）提出先　　東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

（３）提出方法　郵送、Eメール

４．改定方針の策定・公表時期

令和2年5月頃に策定・公表予定

「都市計画公園・緑地の整備方針」改定案の概要

都市計画公園・緑地の整備方針

【作成】 東京都・特別区・市町
【経緯】 平成18(2006)年3月に策定　平成23(2011)年12月第1回改定(現行整備方針)
現行整備方針計画期間が令和2年度末に終えるため、令和2年5月を目途に改定
【概要】 都市計画公園・緑地内の未供用区域について、今後10年間に優先的に整備する優先整備区域を設定し、事業化計画として定め、公表

改定検討の経緯

平成30年12月	都区市町合同改定検討委員会にて検討を開始
令和元年度	改定検討委員会・同幹事会の開催状況 改定委員会(委員:部長級)　2回(8月、令和2年1月) 同幹事会 (幹事:課長級)　3回(5、9、11月)
令和元年12月	区市町事業化計画案作成

◆現行整備方針とこれまでの成果

○ 平成23年に都・区・市・町計52自治体で優先整備区域433haを設定
○ 平成30年度末現在、316ha(約73%)が事業中、109ha(約25%)が供用済

◆改定のポイント

○「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、新たな優先整備区域を設定し、都市計画公園・緑地の整備を促進
○ 優先整備区域拡大のルールの明確化
○ 優先整備区域内の建築制限の緩和

改定の概要（案）

Ⅰ　事業化計画の更新、評価基準等の改定

◆計画期間 ： 令和2年度から令和11年度までの10年間
◆事業化計画:「優先整備区域」を区域設定の評価基準に基づき、都・区・市・町が設定
⇒今回改定で約529haを設定予定(現行より約97ha増)。下表参照

事業主体	今回設定優先整備区域		平成23年12月設定優先整備区域		
	公園・緑地数	優先整備区域設定面積	公園・緑地数	優先整備区域設定面積	供用面積・割合(平成31年3月末現在)
東京都	44	282ha	42	282ha	62ha　22%
特別区	60	49ha	56	54ha	28ha　52%
市・町	59	198ha	56	97ha	18ha　19%
全　体	163	529ha	154	433ha	109ha　25%

◆優先整備区域設定の評価基準を一部改定
「都市づくりのグランドデザイン」に掲げる都市像、地域の取組を踏まえ評価基準を改定
⇒丘陵地、崖線等の骨格的な緑の保全、にぎわいの創出、地域の防災性向上など

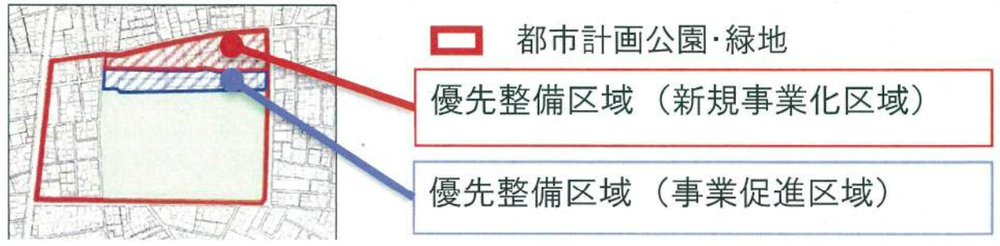

優先整備区域設定イメージ

Ⅱ　整備方針改定後に都市計画決定した公園・緑地の優先整備

◇「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地〈水準1〉から〈水準3〉」、又は、評価基準を満たす区域は、優先整備区域として拡大

Ⅲ　優先整備区域内の建築制限の緩和

◇優先整備区域の建築制限を緩和し、木造・鉄骨造等で3階建が建築可能に
(一部区市は緩和しない意向)

Ⅳ　多様な事業主体との連携等の推進

◇公園まちづくり制度の推進など、今後の検討の方向性を提示

「都市計画公園・緑地の整備方針」改定案

（パブリックコメント用）

令和２（2020）年２月

東京都・特別区・市町

目　次

第１章　都市計画公園・緑地の整備方針の改定　1

第１　改定の背景　1

第２　整備方針の性格　1

第３　計画期間　1

第４　社会情勢と公園・緑地整備の課題　2

１　社会情勢　2

２　公園・緑地整備の現状と課題　6

第２章　都市計画公園・緑地整備の目標と実現化の基本方針　１１

第１　目　標　１１

第２　実現化の基本方針　１２

第３章　今後１０年間で優先的に整備する公園・緑地　１３

第１　選定の方針　１３

第２　重点化を図るべき公園・緑地の選定　１４

１　選定の基準　１４

２　重点化を図るべき公園・緑地　２３

第３　重点化した公園・緑地における優先整備区域の設定　２７

１　区域設定の評価基準　２７

２　今後優先的に整備する公園・緑地の区域　３０

第４　都市計画決定区域における建築制限緩和の対象拡大　４３

第４章　多様な主体との連携による整備促進　４４

第１　民間事業者による公園等の整備手法　４４
１　特許事業による整備　４４
２　民設公園制度による公園的空間の確保　４５

第２　民間都市開発との連携　４６
１　公園まちづくり制度　４６
２　都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・再生　４７

第３　関係施策との連携　４８
１　環境軸の形成　４８
２　関連する公共事業と連携した公園・緑地の整備　４９
３　換地手法を活用した都市計画公園・緑地の整備促進　５０
４　緑の保全施策との連携　５１
５　建物移転の機をとらえた公園整備　５１
６　大規模公園・緑地での連携　５２
７　自治体間の情報共有　５２

第５章　一層の整備促進に向けた今後の取組　５３

第１　目指すべき都市像に向けた都市計画公園・緑地の配置の考え方　５３

第２　整備促進に向けた都市計画変更　５４
１　都市計画決定区域の変更　５４
２　「都市計画を定める者」の整理　５４

第３　骨格となるみどりの保全に向けた都市計画公園・緑地の取組み　５５

第４　災害の危険性が高い地域での小面積の都市計画公園・緑地　５５

第５　農の風景育成地区内の都市計画公園・緑地　５５

□ 用語解説　57
□ 検討体制　62

第１章　都市計画公園・緑地の整備方針の改定

第１　改定の背景

公園・緑地は、市街地に活力とゆとりを与えるにぎわいと潤いの場であるとともに、特に大都市・東京では、ヒートアイランド現象*の緩和、雨水の浸透・貯留、震災時の避難場所*、復旧・復興の拠点、生物多様性の保全など、多様な面において都市活動を支える重要なインフラとしての役割を担っています。

都及び区市町は、都市計画公園・緑地の整備に一体となって取り組むため、平成 18 年３月に「都市計画公園・緑地の整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定し、平成 23 年 12 月には一回目の改定を行いました。整備方針に基づき、計画的な事業化を進めてきた結果、この７年間で供用面積が約 109 ヘクタール拡大されるなど、着実な成果を上げています。

都が令和元年 12 月に策定した「「未来の東京」戦略ビジョン*」では、水と緑溢れる東京の実現に向けた戦略として、「整備方針を改定し、優先して整備を進める区域を増やすとともに、都や関係区市町が一体となって都市計画公園・緑地等の事業化などに集中的に取り組む」としています。

木造住宅密集地域*の解消や空き家対策も急がれ、これらの対策と併せて創出する小規模公園等の整備も大きな役割を果たします。また、地球温暖化の進行等により大雨や豪雨の頻度は増加が予測され、浸水や土砂災害の危険がある区域の公園化や、遊水機能*をもつ広場整備などの対策も重要となっています。

今回の改定では、このような視点に基づき、今後、重点的に整備すべき都市計画公園・緑地を明らかにするとともに、民間事業者を含む多様な主体と連携した公園整備の方向性を示していきます。引き続き、新たな整備方針に基づき、都、区市町等が連携して、平成 29 年９月に都が定めた「都市づくりのグランドデザイン*」（以下「グランドデザイン」という）に示す持続可能な「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を進めていきます。

第２　整備方針の性格

この整備方針は、「東京が新たに進めるみどりの取組*」（令和元年５月）や「緑確保の総合的な方針*」（令和２年５月予定）などに示すみどりの保全・創出に係る施策と一体となって、「「未来の東京」戦略ビジョン」やグランドデザインが目指す都市像を効果的かつ効率的に実現していくために、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするものです。また、目指すべき都市構造の構築に向けた中・長期的な取組みを進めていくために、都市計画公園・緑地の追加・変更を検討する対象区域や検証項目等を検討の方向性として示します。

第３　計画期間

この整備方針の計画期間は令和 11（2029）年度までの 10 年間とし、この間、都市計画公園・緑地の事業化に計画的、集中的に取り組みます。その後はおおむね 10 年毎に見直しを行い、公園・緑地の整備に継続的に取り組んでいきます。

第４　社会情勢と公園・緑地整備の課題

１　社会情勢

（１）都市づくりのグランドデザインの目標実現

都は、グランドデザインに、骨格的な都市基盤として「山地、丘陵、崖線、河川、海岸などの自然地形、大規模な公園・緑地」を位置づけるとともに、「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」ことを政策方針に掲げ、これを受けるかたちで、「東京における土地利用に関する基本方針について*」（平成31年(2019年)2月東京都都市計画審議会答申）では、「丘陵地や河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一体となった厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上を推進する必要がある」としています。これらの目標を実現するためには、河川・崖線などのみどりの充実に有効な公園・緑地や、量的に充実すべき地域を明らかにし、効果的な整備を進めていくことが必要です。

グランドデザインでは、「地域的なレベルの都市構造」を「集約型の地域構造」とするために、「駅や中心地から離れた地域では、長期的な観点から新たな宅地化を抑制し、公園や緑地、農地などが広がる緑豊かな良質な環境を保全・形成する」という考え方を示しています。集約型の地域構造を構築する取組と連携し、地域づくりの計画に沿って市街地周辺の公園・緑地化を進めていく必要があります。

（２）都市計画公園・緑地の整備速度の加速

東京のみどりは、この 10 年で、公園・緑地は増えているものの、農地や樹林地が減少し、全体としては減少傾向にあることから、みどりの総量を維持していくためには、農地、樹林地等の減少を抑制するとともに、公園・緑地等の整備を加速していくことが重要です。

都市計画公園・緑地の事業における用地取得は、地権者の理解・協力や多くの予算が必要となるなどの理由により、一時期に多数の公園・緑地や大面積を事業化することは困難が伴います。このため、同時期に実施する事業対象を絞りこむことで整備速度を加速し、効果を早期に発現させる必要があります。また、他の公共事業等との連携や民間活力の導入なども整備促進に有効であり、用地の確保、施設整備、管理運営を、関連公共事業者、民間事業者、住民など多様な主体と連携する取組を、拡張・深度化していく必要もあります。

（３）官民の協働による公園・緑地の質の向上

都市公園には、施設の老朽化等により魅力が十分に発揮できていない例があり、施設改修や管理・運営の改善による質の向上も大切です。このような状況を受け、国は平成 29 年に都市公園法を改定し、飲食店、売店等の収益を活用し園路・広場等の整備・改修を行う事業者を、公募のうえ選定する制度である P-PFI を設け、民間事業者の資金やノウハウを活かす制度を充実しています。

今後は、新規に整備する公園においても民間による公園施設の設置・運営する P-PFI などの制度を活用し、官民による連携・協働を進め、民間ならではの新しい

視点を取り入れた公園・緑地の多面的な活用を推進していきます。

（４） 震災対策の実効性の向上

東京では、３０年以内にマグニチュード７程度の地震の発生確率が70%程度とされ（地震調査研究推進本部）、首都直下地震（東京湾北部地震）により最大で死者が約9,700人にのぼると想定されています。特に木造住宅密集地域での建物倒壊や焼失により被害は大きく、その対策は重要です。震源が東京から遠い東日本大震災（平成23年3月）でも、帰宅困難者の大量発生や大規模な停電など、都市特有の被害が発生しており、過去の教訓をいかした実効性の高い震災対策が求められています。

地震による危険度が高い地域や避難場所の不足する地域では、公園等の整備により、市街地の不燃化や避難場所の確保を進めていく必要があります。また、公園緑地は、発災直後には、救出・救助等活動の拠点や帰宅困難者等の休息場所にもなり、復旧・復興時には仮設住宅建設地やがれきの仮置場などの多様な役割を担います。公園・緑地の震災対策の面から重視すべき機能を整理し、関係機関との連携を図りながら防災力を向上できるように、整備していくことが必要です。

（５） 大雨・洪水対策の強化

近年では、全国的に１時間降水量50㎜以上の雨（いわゆる「非常に激しい雨」「猛烈な雨」）の発生は増加傾向にあり、大雨による被害も目立つようになってきました。平成30年７月豪雨では、台風であった低気圧と一体となった梅雨前線が活発化し、記録的な大雨となり、14府県で200人を超える方が犠牲となりました。令和元年台風19号においては、都内でも600㎜以上の降雨を記録し人的被害も発生しました。このような大雨に対し、河川整備や被害が想定される区域への対策が行われており、これらの施策と連携し、大雨・洪水対策に寄与する公園・緑地整備を進める必要があります。

都は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域*・土砂災害特別警戒区域*」の指定を行っており、建築物の構造規制や、土砂災害特別警戒区域での建物移転勧告などの対策が進められています。これらの区域での公園整備は、建物移転の推進や構造物対策の縮小に寄与します。

従前の浸水想定を超える被害の多発を受け平成27（2015）年度に改定された水防法では、想定しうる最大規模の洪水の浸水想定区域を公表するとしており、都内の主要河川でも浸水予想区域図の改定が進められています。改定浸水予想区域図を用い、最大規模の洪水に対して避難場所・避難経路、遊水機能、雨水貯留・浸透などのいずれの役割が各公園・緑地に求められるか考慮し、対策に貢献していく必要があります。

東京は、局地的で短時間の豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）などにより、いつどこで発生するか予測が難しい都市型水害の危険にもさらされています。ヒートアイランド現象が一因とされるゲリラ豪雨は、舗装や建築物などに覆われ地中に雨水が浸透

しにくい都市では、短時間で河川や下水道施設に流れ込み、処理能力を超え水害を引き起こします。特に、急速な水位上昇が起きやすい区部中小河川の流域においては、遊水機能や雨水流出抑制*機能をもつ公園の整備を進める必要があります。

みどりの保全・創出は、大雨やゲリラ豪雨の一因とされる地球温暖化・ヒートアイランド現象を抑制するためにも重要です。

（６） 生物の生息・生育環境の悪化

「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト*～2010年版」では、各種の開発による自然環境のかく乱と破壊が進行し、生物の生育環境が劣化し、絶滅のおそれのある野生生物種数が増加していると報告されています。

生物の生息・生育環境の確保・改善のために、生息・生育区域だけでなく、その周辺の樹林地、農地等のみどりの保全と創出を継続していく必要があります。

（７） 自然環境保全の取組みとの連携

丘陵地等に残る豊かな自然環境、樹林地、湧水等を保護・保全するため、自然公園、条例に基づく行為規制、保存樹林などの制度があります。しかし、許認可に係る地域指定や管理費用の助成を行う制度が多く、自然環境保全の取組みだけで自然資源の宅地化を抑制することが難しい場合もあります。今後は、自然環境保全の取組みと連携しながら、保護すべき自然環境やその保全・活用のための用地を、都市計画公園・緑地として公有地化を進める必要があります。

（８） 農地・樹林地の減少

東京都統計年鑑によると、東京の農地は、平成 30 年までの 10 年間で約 1000ha、樹林地は約 300ha 減少しており、みどりの減少傾向に歯止めがかかっていません。

農地の転用が、都市計画公園・緑地や計画予定の区域内で行われると、みどりの減少のみならず、土地分割などにより事業化の妨げになります。営農継続支援等のほか、農地転用時の公園・緑地化も、みどりの総量確保には重要な取組となります。また、樹林地の多くは、東京のみどりの骨格である丘陵地や崖線*や、地域の景観を特徴づける屋敷林*などの貴重なみどりであり、保全・活用を進める必要があります。

（９） 良質な生活空間形成のための身近なみどり

身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内のみどりがいわゆる「地のみどり」として都内全域に点在しており、良好な生活空間形成のために、量的な底上げと質の向上を総合的に推進する必要があります。今後は、老朽空き家除去地のポケットパーク化、団地や木造住宅密集地域等での機能更新による緑化、建物建替え時の緑化義務化などと連携し、身近な公園・緑地を充実する必要があります。

（１０） 地域の資源を生かしたまちづくり

個性に着目した地域づくりを進めるためには、自然、景観、歴史などの地域資源を生かした公園を整備するとともに、地域の活動と協働できる公園づくりが求められます。

地域資源については、区市町の緑の基本計画や景観計画（25 自治体で作成済）などにリスト化されるなどの整理が進んでおり、地域資源を核とした公園整備を進めていく必要があります。また、今後の管理運営を踏まえた住民・商店街・観光振興等の地域の取組みと連携した公園整備により、個性ある地域づくりを目指す必要があります。

（１１） 民間開発による緑の創出

都は、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度*活用方針*」や「公開空地*等のみどりづくり指針*」に基づき、民間事業者による質の高い緑の創出を促進しており、民間事業者による大規模なまちづくりにおいて多くの緑やオープンスペースが整備されています。また、公園まちづくり制度など民間の力を活用した公園等の整備促進や、緑化地域*や地区計画*等緑化率条例制度による民間敷地内の緑の創出にも取り組んでいます。

まちづくりによる緑の創出と保全を積極的に評価し、都市の基盤である公園・緑地の整備においても、民間事業者の開発やまちづくりによる緑化等との連携を強化していくことが必要です。

2　公園・緑地整備の現状と課題

（1）これまでの取組の成果

都と区市町は、平成 23（2011）年改定の整備方針において、優先的に事業を進める区域である「優先整備区域」を定め、計画的な事業化に取り組んできました。

その結果、平成 31（2019）年４月１日時点で、優先整備区域の７３％の区域で事業を着手しており、25％は供用（開園）されています。

＜図表１－１　これまでの優先整備区域における事業進捗＞

（平成 31 年 3 月 31 日までの実績）

優先整備区域	事業着手済	
		うち供用済
433ha(100%)	316ha(73%)	109ha(25%)

＜図表１－２　整備方針に基づく整備実績例＞

◇避難場所となる公園（赤塚公園：板橋区）

◇運動場を有する公園
（南台いちょう公園：中野区）

◇地域の身近な公園
（はなもみじ公園：武蔵野市）

＜整備方針に基づく取組の成果（整備効果の試算）＞

整備方針策定後の約５年間で開園した優先整備区域について、その効果を試算しました。

【防災に資する公園・緑地】

避難場所の確保・安定化　・・・震災時に安全な公園・緑地を約31ha整備

都や区市町は、震災時の避難場所として学校や公園等のオープンスペースを指定していますが、中には企業グラウンド等の民有地も多く含まれており、これらは住宅地等に転換されることがあります。このため、公園・緑地の整備は、避難場所を確実にオープンスペースとして確保する手段として重要です。

区部において、東京都震災対策条例に基づく避難場所とその隣接地でこれまでに開園した優先整備区域は約31ヘクタールです。

○ 豪雨対策を重点的に促進している区域における雨水の貯留浸透量

・・・25m プール１３３杯分に相当

東京都及び区市町村では「東京都豪雨対策基本方針*」に基づく雨水の流出抑制対策を進めており、公園等の整備に伴う雨水貯留浸透施設*の整備も重要な対策の一つです。

上記方針で選定された石神井川や神田川流域等、特に重点的に豪雨対策を促進している区域（対策強化流域*）において、優先整備区域の整備に伴い雨水貯留浸透施設が設置されたことの効果は25mプール約133杯分（約40,000立方メートル）と見込まれます。

【環境保全に資する公園・緑地】

○ 樹林地の保全　・・・日比谷公園　３個分の面積に相当

東京において、年々減少を続けている樹林地を保全することは、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等、東京の良好な環境の確保のために重要な取組です。

これまでに整備した優先整備区域において約 47 ヘクタールの樹林地を保全しており、これは日比谷公園約３個分の面積に相当します。

【生活の基盤としての公園・緑地】

○ 大規模な公園・緑地の利用者数の増加　・・・２１１万人／年

広い芝生広場やさまざまなスポーツ施設、森や林、水辺などのある大規模な公園は、休日の１日を過ごすこともできる場所であり、週末ともなれば多くの人が訪れます。

これまでに大規模な公園・緑地として開園した優先整備区域は約 62 ヘクタールであり、年間利用者数が約 211 万人増加していると推計されます。

○ 身近な場所の公園・緑地への利便性が高まった都民の数　・・・１８万人

徒歩や自転車で気軽に行くことができる、身近な場所にある公園は、子供連れの家族や高齢者を始め、誰もが日常的に利用する公園であり、地域の良好なコミュニケーションを維持する上でも重要な役割があります。

これまでに身近な場所にある公園・緑地として開園した優先整備区域は約 28 ヘクタールであり、利便性が高まった都民の人数は約 18 万人と推計されます。

（２）未だ十分ではない公園・緑地

現在、東京都全域で都市計画決定されている公園・緑地約 10,900ha のうち、供用されているのは約 5,200ha です（P13 図表 3-1 参照）。

しかしながら、都区市町が公園条例等に定めた都市公園等の開園目標を達しているのは、約 13%の７自治体に過ぎません。また、都内全域の住民一人当たりの都市公園面積は 4.27 ㎡（平成 31 年４月１日現在）で、東京都立公園条例で定めた「住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 ㎡」とした目標には到達していません。公園と同様な役割が期待できる皇居外苑や明治神宮などの面積を加えても、都全域の住民一人当たり面積は 5.7 ㎡で、海外の諸都市と比較しても少ないことが分かります。今後とも公園・緑地の整備・拡大のために、都市計画公園・緑地の計画的な事業化に取り組むことが必要です。

＜図表１－３　都市計画決定面積と開園面積の推移＞

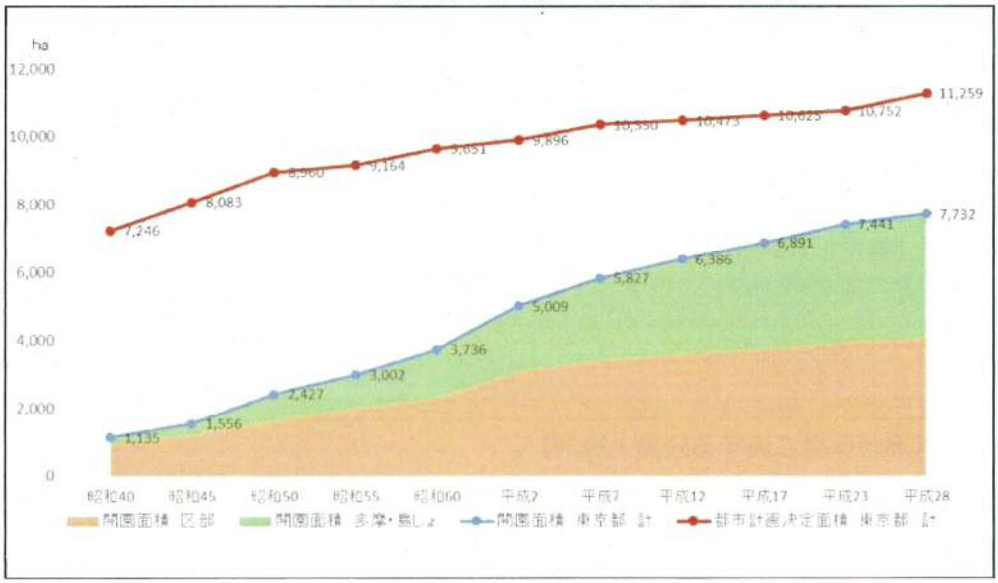

（注）開園面積には、都市計画決定されていない都市公園や児童遊園、国民公園等の面積を含む。　（作成：東京都都市整備局）

＜図表１－４　海外主要都市との一人当たり公園面積の比較＞

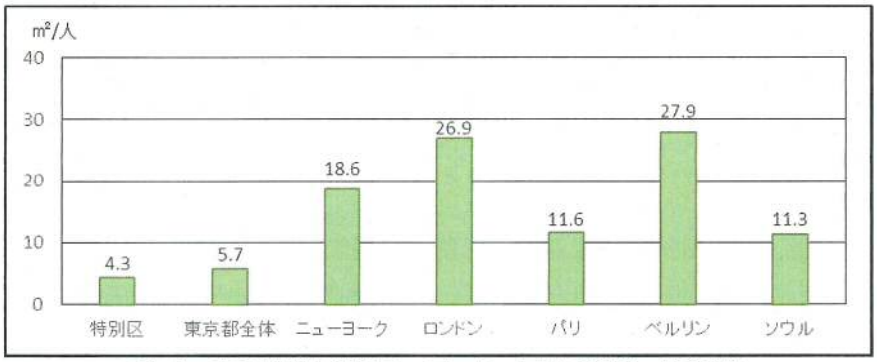

（作成：東京都都市整備局、データ：国土交通省・東京都）

（３）公園・緑地の整備促進

都市計画公園・緑地の整備については、住民の理解が得られないことや、事業主体となる自治体で必要な予算が確保できないことにより、事業が長期化する場合があります。

公園の立地や規模に応じて整備の必要性を明確にし、住民への分かりやすい説明を行いながら、優先的に整備する区域を絞り込むなど財政と整合をとれる事業化計画を作成し、整備を促進していく必要があります。

また、公園区域や周辺に連携できる公共事業や都市開発があれば、必要となる公園の機能や地域の将来像を踏まえ、関連事業と一体となった事業手法により効率的な公園整備を進めていく必要があります。

（４）避難場所の拡充・安全性向上と担保性の向上

都は、区部において、周辺の地震火災からも安全な区域を避難場所に指定していますが、避難者一人あたりの面積の増加や避難距離の短縮のために、避難場所の拡充が求められています。大面積のオープンスペースが必要である避難場所は大規模公園を含めて指定される場合が多く、大規模公園の未供用区域整備が宅地化等により長期化し、避難場所の拡大が進まない場合があります。

避難場所となる大規模公園の拡張と併せて、延焼や道路閉塞の影響を抑えるために、避難場所や避難経路周辺の公園・緑地を整備し、震災時の地域の安全性向上を目指す必要があります。

また、未供用区域内で避難場所に指定されている企業グラウンド等の大規模敷地は、戸建て開発等が行われた場合、避難場所等としての機能が失われることとなります。避難場所を担保するために、こうした未供用区域については特に積極的な事業化が必要です。

（５）農地、樹林地の保全

都市計画公園・緑地内の農地・樹林については、地権者による適切な管理が継続されれば公園・緑地と同等な効果が期待でき、優先的に整備する対象とならない場合が多くあります。地権者の急病等により維持管理が困難になると、予算が確保されていないことなどにより直ちに公園・緑地化ができず、良好な農地・樹林を保全できない場合があります。

守るべき農地・樹林地の地権者の状況を把握し、適切な維持管理の継続が困難となる見込みの農地・樹林地を迅速に公園・緑地用地として確保する取組を進めるとともに、農地、樹林地の形態を生かした公園・緑地の整備・管理手法を整理していく必要があります。

（６）長期間事業化が進まない都市計画公園・緑地

都市計画公園・緑地内の未供用区域には、長期間事業が行われない結果、細分化した敷地や狭あい道路が多く残るなどの防災上の問題を抱えながら、公園事業の着手も面的整備などによる市街地の更新も滞る例が多くあります。また、公園等の整備を促進するための民間事業者と連携する制度を設けていますが、小規模事業への適用が難しいことなどにより、活用の検討が進む公園はまだ少数です。

用地取得の長期化を防ぐために、用地先行取得*の実施や他の公共事業等と連携した用地取得手法の検討が必要です。民間事業者との連携については、対象拡大への検討を進める必要があります。

都市計画公園・緑地の優先整備区域内では、他の都市計画決定区域で実施している建築制限の緩和がなく、事業化までの期間が長期化した場合、地権者の負担が大きいという課題があります。

第２章　都市計画公園・緑地整備の目標と実現化の基本方針

第１　目　標

都と区市町は、公園・緑地の計画的な整備を通して、水と緑のネットワークの形成・充実を図り、「都市づくりのグランドデザイン」が目指す四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の実現に取り組んでいきます。

東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないために、事業の重点化や多様な主体との連携を進め、公園・緑地の整備を加速していきます。

また、木造住宅密集地域の解消や浸水・土砂災害の被害軽減に資する公園・緑地の整備を進め、災害に強い都市を構築していきます。

＜目　標＞

１　ネットワークの形成

丘陵地や河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一体となった厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、点在する公園や民間のみどりの関係を強化し、水とみどりのネットワークの形成・充実を図っていきます。

２　災害に強い都市の実現

木造住宅密集地域内の公園、避難場所や災害対策の拠点等となる公園・緑地、土砂災害・都市型水害*等の軽減に寄与する公園・緑地の整備を推進し、災害に強い都市の実現に貢献します。

３　良好な都市環境の形成

樹林地や湧水等の自然資源の保全、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等に資する公園・緑地の整備により、良好な都市環境の保全と環境負荷の低減を推進します。

４　質の高い生活環境の創出

大都市東京に住み働く人々に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツや文化活動等多様なレクリエーションの場となる公園・緑地の整備を促進し、快適で質の高い生活環境を創出します。

５　地域の資源を生かした個性ある地域づくり

歴史や文化、特色ある自然等を継承する公園・緑地の整備により、にぎわいや観光の拠点の形成、地域の個性の醸成、美しい景観の創出等を推進し、個性ある地域づくりを図ります。

第２　実現化の基本方針

目標の実現を図るための都市計画公園・緑地整備の基本方針を、以下のとおり定めます。

＜実現化の基本方針＞

１　事業化計画に基づく事業の重点化

この方針の中で、今後 10 年間で計画的、優先的に整備を進める区域を定める事業化計画を明らかにし、事業の重点化に取り組み、地域住民の理解と協力を得ながら都市計画公園・緑地の早期実現を図ります。

２　民間事業者を含めた多様な主体の連携

公共事業者との連携はもとより、東京のまちづくりの重要な担い手である民間事業者等とも連携し、多様な主体による都市計画公園・緑地の整備を進めます。

第３章　今後１０年間で優先的に整備する公園・緑地

第１　選定の方針

都市計画決定されている公園･緑地の未供用区域のうち、河川の水面等の区域を除いた約 2,200 ヘクタールを対象として、今後１０年間で優先的に整備する公園・緑地を定めます。

まず公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から事業の重点化を図るべき公園・緑地を選定し、次に、これらの公園・緑地の区域のうち、当該区域の整備の重要性と整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、事業化計画として定めます。

＜図表３－１　事業化計画の検討対象＞

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

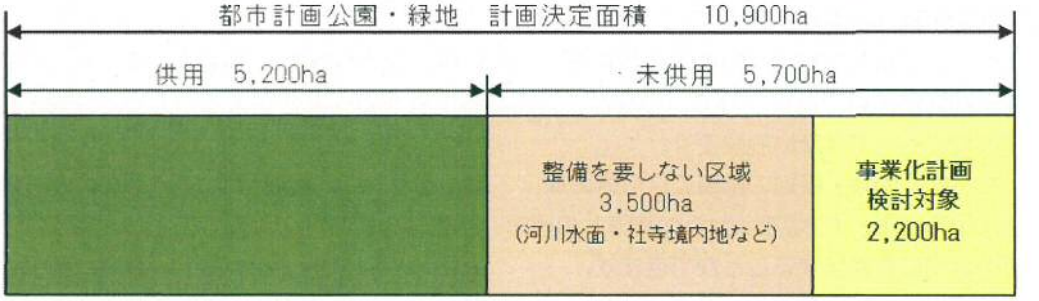

＜図表３－２　優先整備区域の絞込み＞

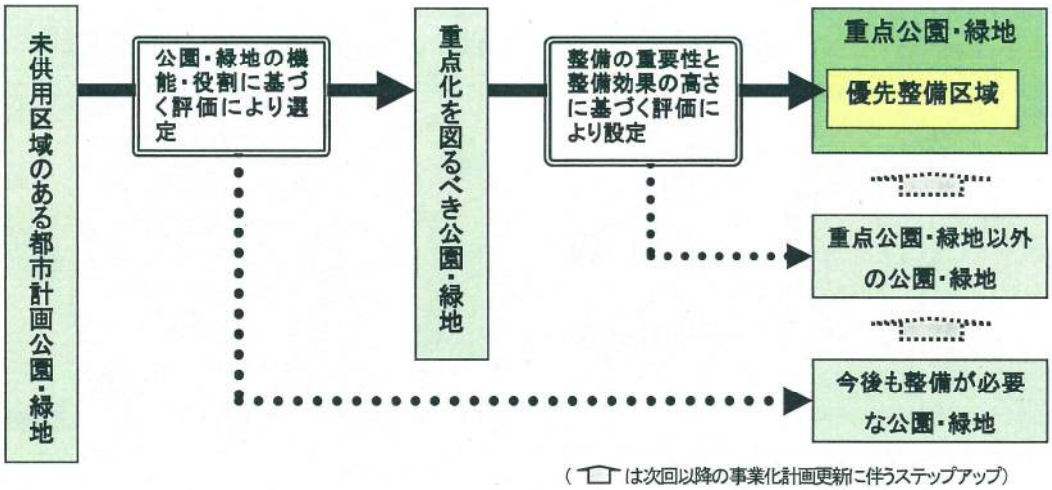

（⏜は次回以降の事業化計画更新に伴うステップアップ）

第２　重点化を図るべき公園・緑地の選定

１　選定の基準

重点化を図るべき公園・緑地は、検討対象の公園・緑地のうち、（１）機能と役割　（２）ネットワークの形成　の二つの項目について、それぞれ以下に示す視点に基づき選定しています。

（１）機能と役割から見た重点化の視点

都市計画公園・緑地整備の目標に対応する「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」の四つの機能・役割に基づき、それぞれの重点化の視点を踏まえて評価しました。

① 「防災」

都や区市町は、震災時の避難場所等として学校や公園等のオープンスペースを指定しており、特に区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所の約９割が区域内に都市計画公園・緑地を含んでいます。

また、環状七号線周辺等の大規模な都立公園には、東京都震災対策条例に基づく大規模救出救助活動拠点が指定されているなど、震災から市街地の安全を確保する上で、公園・緑地は欠くことのできない施設です。

さらに、公園・緑地の整備に伴う緑の保全・創出とともに、浸透トレンチ*等の雨水貯留浸透施設の設置、洪水調節池*等の整備との連携、水害時の避難地の確保等により、都市型水害等の軽減にも寄与することができます。

首都東京の防災性の向上のためには、こうした公園・緑地の整備、拡充を重点的に進めることが必要です。

＜図表3－3　大規模救出救助活動拠点が指定されている都立公園＞

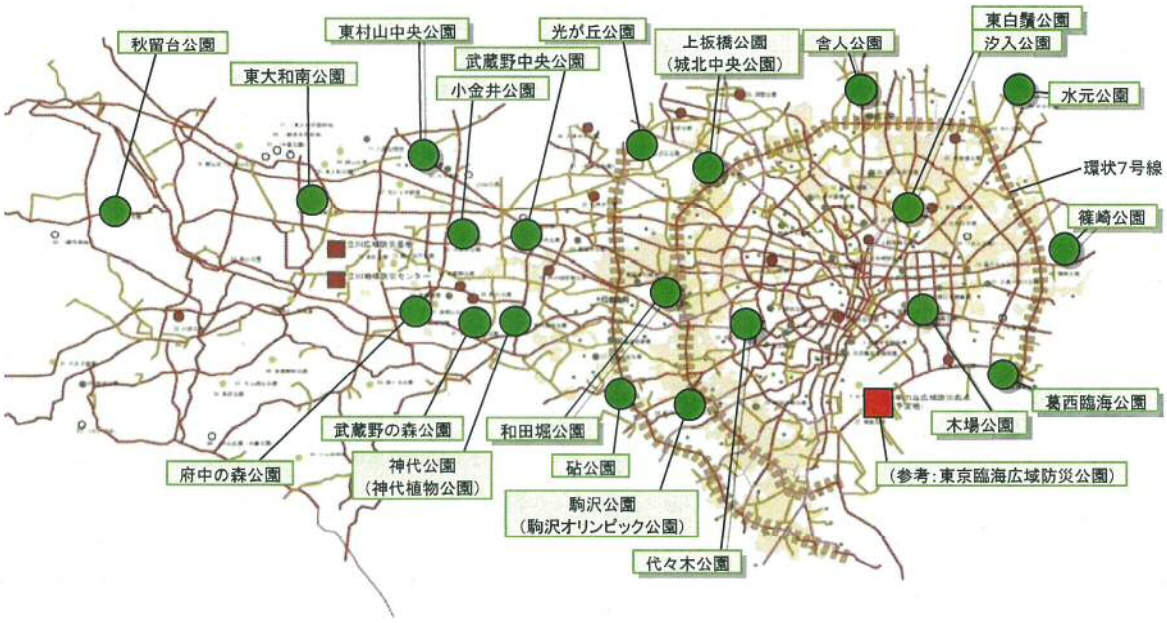

＜図表３－４　機能と役割から見た重点化の視点　①防災＞

機能・役割	重点化の視点
防　災 ［避難場所や避難路の確保、延焼の防止、防災拠点の整備等、水害等の軽減］	○震災時の避難場所・避難路の確保、延焼の防止 ・「地震に関する地域危険度測定調査*（第８回）」において震災時の危険性が高いとされる地域（「建物倒壊危険度*」、「火災危険度*」、「総合危険度*」のいずれかが４以上の地域）の公園・緑地（小面積のもの含む）【防①】 ・東京都震災対策条例*における避難場所の避難有効面積*が２㎡／人を下回る地域の樹林地や広場を設ける公園・緑地【防②】 ・都又は区市町が定める避難場所等として指定または指定が見込まれる公園・緑地、避難場所等に近接し避難場所等の拡大や避難距離の短縮などに資する公園・緑地【防③】 ・震災対策条例に基づく避難道路近傍の公園・緑地、避難場所等への避難経路や延焼遮断に資する緑道または河川沿いの公園・緑地【防④】 ○防災拠点の整備 ・東京都地域防災計画*において大規模救出救助活動拠点*、医療機関近接ヘリ緊急離着陸場、災害時臨時離着陸場（各候補地含む）に指定された区域を含む公園・緑地、防災船着場*の隣接地にある公園・緑地【防⑤】 ・行政機関庁舎、避難所、体育館、給水拠点、災害拠点病院*等と一体となり地域の防災拠点となる公園、公園不足域で災害対策用備蓄倉庫等の設置空間がない地域の公園・緑地【防⑥】 ○その他震災対策への寄与 ・区市町の緑の基本計画*等において震災時の危険度が高く公園を設置すると位置づけた地域内の公園・緑地（小面積のもの含む）【防⑦】 ・震災対策等にオープンスペースが必要な地域において、車両進入も可能でまとまりのあるオープンスペースを確保できる公園・緑地【防⑧】 ・多くの駅前滞留者が想定される駅、帰宅支援対象道路等に近接する公園・緑地【防⑨】 ・都区市町が発災時に道路上の障害物を速やかに除去すると定めた道路（緊急輸送道路*等）に近接する公園・緑地（小面積のもの含む）【防⑩】

	○水害等の軽減 ・東京都豪雨対策基本方針に基づく対策強化流域において、まとまった樹林地の保全や雨水貯留浸透施設等を設置する公園・緑地【防⑪】 ・洪水ハザードマップに基づく浸水想定区域及びその周辺において、遊水機能を有するオープンスペースや水害時の避難場所となる公園緑地【防⑫】 ・高規格堤防*整備事業や洪水調節池等の整備と連携するなど、水害の軽減等に寄与する河川沿いの公園・緑地【防⑬】 ・大規模水害により広域的な避難が必要となる区域で、避難可能な高さのある避難場所・経路を設定できる公園・緑地【防⑭】 ・急傾斜地及びその近傍で、がけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる公園・緑地【防⑮】

＜図表３－５　機能・役割と公園・緑地の例　①防災＞

＜震災時の避難場所・避難路の確保、延焼の防止＞

◇市街地における公園は避難場所として不可欠な存在（左　馬橋公園：杉並区　　右　新川防災公園：三鷹市）

＜防災拠点の整備＞

◇大規模救出救助活動拠点が指定された公園における防災訓練（武蔵野中央公園：武蔵野市）

◇隣接体育館と一体となり地域の防災拠点となる公園（富士森公園：八王子市）

＜水害等の軽減＞

◇競技場の地下には雨水の浸透施設が設置されている（城北中央公園：板橋区、練馬区）

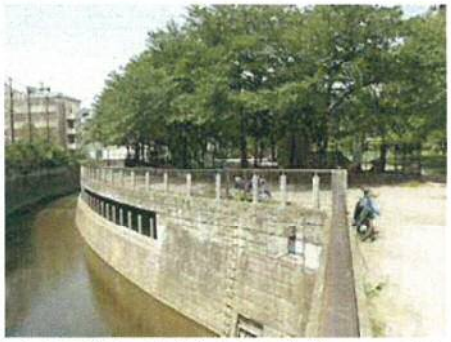

◇洪水調節池の整備と公園が連携している例（壁面に開いているのは取水口）（落合調節池と落合公園：新宿区）

② 「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」

ヒートアイランド現象の緩和や自然資源、生物多様性の保全など良好な都市環境の確保、都民のレクリエーションの場の整備、東京や地域の魅力の向上等を図る上で重要な公園・緑地について、整備の重点化を図る必要があります。

＜図表３－６　機能と役割から見た重点化の視点　②環境保全、レクリエーション、景観・魅力＞

機能・役割	重点化の視点
環境保全 ［ヒートアイランド現象の緩和、自然資源、生物多様性の保全等］	○ヒートアイランド現象の緩和 ・区部及びその周辺の市街地における、樹林地や水面を保全・拡大する公園・緑地【環①】 ・海・河川・運河等の大規模水面と市街地間の冷気の移動を可能とする位置の緑やオープンスペースを保全・創出する公園・緑地【環②】 ○自然資源、生物多様性の保全 ・丘陵地、河川沿いや崖線の緑、平地林等の樹林地、湧水*などの自然資源を保全する公園・緑地【環③】 ・貴重な動植物及びその生息・生育環境を保全する公園・緑地【環④】 ・みどりの少ない地域における樹林地等を保全・創出する公園・緑地【環⑤】 ○その他 ・崖線や台地部における湧水のかん養域と想定される地域の樹林地や農地等を保全・創出する公園・緑地【環⑥】 ・東部低地帯などの自然流下により雨水排出ができない地域において、雨水排出抑制に資する樹林地や水面を創出・保全する公園・緑地【環⑦】 ・大型公共施設の整備・機能更新等により創出される公開空間に植栽地や広場等を設ける公園・緑地【環⑧】
レクリエーション ［身近な自然とのふれあいや、運動、文化活動、散策等多様な活動の場］	○公園不足地域の解消 ・250 メートルの範囲内に 2,500 平方メートル以上の公園・緑地がない地域への住区基幹公園*【レ①】 ・２キロメートルの範囲内に 10 ヘクタール以上の公園・緑地がない地域への都市基幹公園*【レ②】 ○地域で必要とされている施設や公園の整備 ・運動公園、植物公園、お祭り広場、農業体験公園、水辺のある公園等【レ③】

景観・魅力 ［東京や地域らしさの醸成、美しい景観づくり、にぎわいの創出］	・庭園や社寺境内地等の歴史・文化資源を保全、再生、活用する公園・緑地【景①】 ・地域と特徴づける自然物やランドマークとなる建物、史跡、名勝等を活用し地域の魅力向上に資する公園・緑地【景②】 ・湧水、崖線（地形・樹林等）、屋敷林等の自然資源を保全、活用する公園・緑地、丘陵地等の自然資源を自然体験等に活用できる公園・緑地【景③】 ・都市の貴重な緑地としての農地の保全活用ができる公園緑地【景④】 ・都区市町の景観計画において景観への配慮が特に必要とされた景観基本軸*などの区域やその近傍において、良好な景観形成・保全に資する公園・緑地【景⑤】 ・周辺の観光地、市街地、商店街等と連携し、魅力的な観光地域づくりに資する公園・緑地【景⑥】 ・周辺のまちづくりと連携し、地域のにぎわい創出や回遊性の向上に資する公園・緑地【景⑦】

＜図表３－７　機能・役割と公園・緑地の例　②環境保全、レクリエーション、景観・魅力＞

環境保全

◇ヒートアイランド現象の緩和効果の高い大規模な樹林（代々木公園と神宮内苑：渋谷区）

◇水面と市街地間の冷気の移動に寄与する河川沿いの緑（江戸川公園と神田川：文京区）

◇多くの生き物が生息する、丘陵地の谷戸田（野山北・六道山公園：武蔵村山市、瑞穂町）

◇湧水と崖線の緑を一体として保全している公園（成城みつ池緑地：世田谷区）

レクリエーション

◇スポーツを楽しむ場（野津田公園：町田市）

◇都内各地から多くの人が訪れる公園（代々木公園：渋谷区）

◇東京では数少ない、海とふれあえる公園（大森ふるさとの浜辺公園：大田区）

景観・魅力

◇史跡に位置づけられた江戸時代の屋敷を保全・活用する公園（一之江名主屋敷公園：江戸川区）

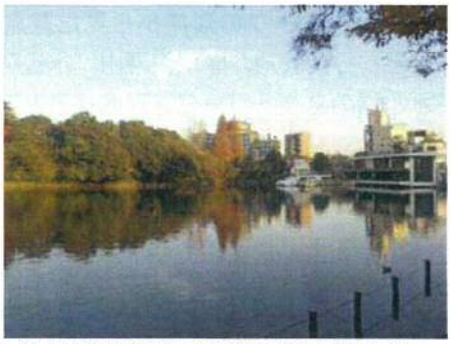

◇湧水や池を生かした地域のシンボルとなっている公園（洗足池公園：大田区）

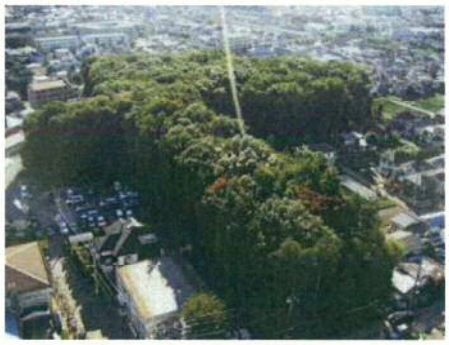

◇地域の景観を特色付ける、市街地に残るまとまりのある樹林地（西恋ヶ窪緑地：国分寺市）

◇都市農地の保全活用を実現している公園（土支田農業公園：練馬区）

◇地域のにぎわいを創出している公園（南池袋公園：豊島区）

◇隣接する開発により創出された空地と一体になった公園（淡路公園：千代田区）

（2）ネットワークの形成から見た重点化の視点

山地から丘陵地、崖線、河川、水辺など東京の緑の骨格となる水と緑や、身近な地域における水と緑のネットワークを形成する上で重要な緑の保全、創出について、以下の重点化の視点を踏まえて評価しました（図表３－８）。

＜図表３－８　ネットワークの形成から見た重点化の視点＞

- 「緑確保の総合的な方針」において、東京の緑の骨格として示されている山地、丘陵地、崖線、河川及び上水沿いの緑を保全する公園・緑地【ネ①】
- 臨海部において海辺や運河と一体となって水と緑のネットワークを形成する緑を創出する公園・緑地【ネ②】
- 幹線道路沿い及び環境軸推進地区*におけるオープンスペースや緑を創出する公園・緑地【ネ③】
- 農の風景育成地区*や市民緑地等により保全される緑と一体となる緑を保全・創出する公園・緑地【ネ④】
- 区市町の緑の基本計画等において水と緑のネットワークの形成上重要な位置付けのある、緑を保全・創出する公園・緑地【ネ⑤】
- 周辺の民間開発等で創出・保全されるオープンスペースや緑地と一体となって整備する公園・緑地【ネ⑥】
- サイクリングロード・自転車通行空間・遊歩道やスポーツ施設等と接続する公園・緑地【ネ⑦】

＜図表３－９　ネットワークの形成に効果的な公園・緑地の例＞

◇東京の緑の骨格となる丘陵地（大戸緑地：町田市）

◇河川沿いの緑と公園の緑が一体化した、水と緑のネットワーク（野川と野川公園：三鷹市、調布市、小金井市）

◇農の風景育成地区における農業公園（喜多見農業公園：世田谷区）

◇自転車道と隣接する公園（萩山公園：東村山市）

2　重点化を図るべき公園・緑地

機能と役割及びネットワークの形成の観点から評価、選定した、今後重点化を図るべき公園・緑地の全体とその特徴は以下のとおりです。

また、次ページより東京都、区、市・町事業別の一覧を掲載します。

＜図表３－１０　「重点化を図るべき公園・緑地」総括表＞

事業主体	選定公園緑地数
東京都	５８か所
特別区	９１か所
市・町	８１か所
全　体	２３０か所

◆東京都事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・58か所

所在区市町	公園・緑地名称	種　別
港区	芝公園	総合公園
港区	青山公園	総合公園
港区・新宿区・渋谷区	明治公園	総合公園
新宿区	戸山公園	総合公園
文京区	後楽園公園（小石川後楽園）	総合公園
文京区・台東区	旧岩崎邸公園（旧岩崎邸庭園）	特殊公園
台東区	上野公園	特殊公園
江東区	亀戸中央公園	総合公園
江東区	猿江公園	運動公園
江東区	清澄公園（清澄庭園）	特殊公園
品川区・目黒区	目黒公園（林試の森公園）	総合公園
世田谷区	祖師ヶ谷公園（祖師谷公園）	総合公園
世田谷区	芦花公園（蘆花恒春園）	風致公園
世田谷区	砧公園	広域公園
渋谷区	代々木公園	総合公園
杉並区	和田堀公園	総合公園
杉並区	高井戸公園	運動公園
杉並区	善福寺公園	風致公園
杉並区	善福寺川緑地	緑　地
杉並区・三鷹市	玉川上水緑地（玉川上水緑道）	緑　地
北区・板橋区	浮間公園	総合公園
荒川区	尾久の原公園	運動公園
板橋区・練馬区	上板橋公園（城北中央公園）	運動公園
板橋区	赤塚公園	風致公園
練馬区	練馬城址公園	総合公園
練馬区	石神井公園	風致公園
足立区	舎人公園	総合公園
足立区	中川公園	運動公園
葛飾区	水元公園	広域公園
江戸川区	篠崎公園	広域公園
江戸川区	宇喜田公園	運動公園

所在区市町	公園・緑地名称	種　別
八王子市	滝山公園	総合公園
八王子市	小宮公園	総合公園
八王子市	平山城址公園	総合公園
八王子市	陵南公園	運動公園
八王子市	多摩丘陵北部緑地（長沼公園）	緑　地
武蔵村山市・瑞穂町	野山北・六道山公園	広域公園
武蔵村山市	中藤公園	広域公園
武蔵村山市	観音寺森緑地	緑　地
東大和市	東大和緑地（東大和公園）	緑　地
東大和市	東大和芋窪緑地	緑　地
武蔵野市・三鷹市	井の頭公園（井の頭恩賜公園）	特殊公園
武蔵野市・小金井市・小平市・西東京市	小金井公園	広域公園
三鷹市・調布市・小金井市	野川公園	広域公園
府中市	府中の森公園	総合公園
府中市・小金井市	武蔵野公園	風致公園
府中市	浅間山公園	風致公園
調布市	神代公園（神代植物公園）	特殊公園
町田市	小山田緑地	緑　地
町田市	大戸緑地	緑　地
日野市	七生公園（多摩動物公園）	特殊公園
東久留米市	六仙公園	総合公園
東村山市	八国山緑地	緑　地
西東京市	東伏見公園	総合公園
稲城市	小田良谷戸公園	総合公園
稲城市	清水谷戸緑地	緑　地
多摩市・稲城市	桜ヶ丘公園	広域公園
あきる野市	秋留台公園	運動公園

◇（　　）内は、主たる開園名称

◆特別区事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・91か所

所在区市町	公園・緑地名称	種　別
港区	三田台公園 （亀塚公園、三田台公園）	近隣公園
港区	有栖川宮記念公園	特殊公園
台東区	隅田川公園	風致公園
墨田区	隅田川公園	風致公園
江東区	蛤橋公園	街区公園
江東区	洲崎弁天公園	近隣公園
江東区	平久町公園	近隣公園
江東区	北亀戸公園	近隣公園
江東区	深川公園	近隣公園
江東区	豊住公園	近隣公園
江東区	南砂町公園	近隣公園
江東区	大島九丁目公園	近隣公園
江東区	城東公園	運動公園
目黒区	大塚山公園	街区公園
目黒区	中根公園	街区公園
目黒区	東山三丁目公園	近隣公園
大田区	多摩川台公園	地区公園
大田区	洗足公園（洗足池公園）	総合公園
大田区	丸子多摩川公園 （田園調布せせらぎ公園）	運動公園
大田区	羽田空港公園	近隣公園
世田谷区	下代田公園	街区公園
世田谷区	北烏山えのき公園	街区公園
世田谷区	二子玉川公園	地区公園
世田谷区	上用賀公園	地区公園
世田谷区	玉川野毛町公園	地区公園
世田谷区	等々力渓谷公園	特殊公園
世田谷区	瀬田農業公園	特殊公園
世田谷区	喜多見農業公園	特殊公園
世田谷区	次大夫堀緑地	緑地
世田谷区	成城みつ池緑地	緑地
世田谷区	大蔵緑地	緑地
世田谷区	深沢六丁目緑地	緑地
世田谷区	岡本わきみず緑地	緑地
世田谷区	岡本いこいのもり緑地	緑地
世田谷区	深沢二丁目緑地	緑地
世田谷区	南烏山二丁目緑地	緑地
杉並区	妙正寺公園	近隣公園
杉並区	神田川第二緑地	緑地
杉並区	神田川緑地	緑地
杉並区	荻窪二丁目緑地	緑地
杉並区	下高井戸公園	地区公園
杉並区	杉並南中央公園	地区公園
杉並区	馬橋公園	近隣公園
杉並区	下井草三丁目公園	街区公園
豊島区	千早公園	街区公園
北区	神谷公園	街区公園
北区	荒川緑地	緑地

所在区市町	公園・緑地名称	種　別
北区	飛鳥山公園	特殊公園
北区	滝野川三丁目公園	街区公園
北区	赤羽台のもり公園	近隣公園
北区	下十条公園	近隣公園
北区	新堀船公園	近隣公園
北区	名主の滝公園	特殊公園
北区	神谷堀緑地	緑地
北区	桐ケ丘中央公園	総合公園
荒川区	宮前公園	近隣公園
荒川区	荒川公園	近隣公園
練馬区	小竹町公園（やくも公園）	街区公園
練馬区	三原台第二公園 （三原台ののはな公園）	街区公園
練馬区	北原公園	街区公園
練馬区	田柄二丁目公園	街区公園
練馬区	関町南二丁目公園	街区公園
練馬区	大泉学園町六丁目公園	街区公園
練馬区	上井草公園	近隣公園
練馬区	高稲荷公園	近隣公園
練馬区	北大泉公園 （大泉町もみじやま公園）	近隣公園
練馬区	大泉井頭公園	近隣公園
練馬区	武蔵関公園	近隣公園
練馬区	大泉学園町北公園 （大泉学園町希望が丘公園）	近隣公園
練馬区	関町南一丁目公園	近隣公園
練馬区	練馬総合運動場公園	近隣公園
練馬区	稲荷山公園	総合公園
練馬区	高松農の風景公園	特殊公園
練馬区	土支田二丁目農業公園	特殊公園
練馬区	貫井憩いの森緑地	緑地
練馬区	井頭憩いの森緑地 （井頭の森緑地）	緑地
練馬区	羽沢緑地（こどもの森）	緑地
練馬区	西大泉五丁目緑地 （西大泉こさくっぱら緑地）	緑地
練馬区	石神井台六丁目緑地	緑地
練馬区	西本村の森緑地	緑地
板橋区	小豆沢公園	運動公園
板橋区	荒川緑地	緑地
葛飾区	青戸六丁目公園	街区公園
足立区	西新井公園	運動公園
足立区	上沼田東公園	近隣公園
足立区	関屋公園	街区公園
江戸川区	一之江境川緑地	都市緑地
江戸川区	江戸川緑地	都市緑地
江戸川区	左近川・長島川公園	総合公園
江戸川区	松島四丁目第二公園	街区公園
江戸川区	一之江名主屋敷公園	特殊公園

◇（　　）内は、主たる開園名称

◆市町事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・81か所

所在区市町	公園・緑地名称	種　別
八王子市	富士森公園	運動公園
八王子市	片倉城跡公園	特殊公園
八王子市	ひよどり緑地	緑地
八王子市	明神町広田公園	街区公園
八王子市	石川東公園	近隣公園
八王子市	七国公園	近隣公園
八王子市	天合峰公園	総合公園
立川市	砂川公園	近隣公園
立川市	富士見公園	総合公園
立川市	立川公園	総合公園
立川市	川越道緑地	緑地
東大和市	東大和狭山緑地	緑地
武蔵村山市	総合運動公園	広域公園
武蔵野市	境公園	総合公園
三鷹市	新川あおやぎ公園	街区公園
三鷹市	新川天神山公園	街区公園
三鷹市	北野中央公園	街区公園
三鷹市	新川丸池公園	近隣公園
府中市	二ケ村緑地	緑地
青梅市	吹上しょうぶ公園	特殊公園
昭島市	南文化公園	街区公園
昭島市	新畑公園	街区公園
狛江市	駒井公園	街区公園
狛江市	白井塚公園	特殊公園
狛江市	土屋塚公園	特殊公園
狛江市	亀塚公園	特殊公園
狛江市	猪方小川塚公園	特殊公園
町田市	薬師池西公園	特殊公園
町田市	三輪緑地	都市緑地
町田市	薬師池北緑地	都市緑地
町田市	香山緑地	都市緑地
町田市	野津田公園	総合公園
町田市	小山片所谷戸緑地	都市緑地
小金井市	小長久保公園	街区公園
小金井市	三楽公園	街区公園
日野市	林間公園	地区公園
日野市	豊田第一公園	近隣公園
日野市	万願寺上公園	近隣公園
日野市	西平山公園	近隣公園
日野市	七ツ塚公園	総合公園
日野市	北川原公園	総合公園

所在区市町	公園・緑地名称	種　別
日野市	日野緑地	緑地
小平市	鎌倉公園	近隣公園
小平市	鷹の台公園	近隣公園
国分寺市	さつき公園	街区公園
国分寺市	戸倉公園	近隣公園
東村山市	北山公園	総合公園
東村山市	萩山公園	近隣公園
東村山市	前川公園	近隣公園
東村山市	せせらぎの郷多摩湖緑地	緑地
清瀬市	清瀬中央公園	近隣公園
国立市	城山公園	近隣公園
国立市	矢川上公園	運動公園
国立市	西公園	近隣公園
羽村市	介山記念館公園	街区公園
羽村市	多摩川緑地	緑地
羽村市	稲荷緑地	緑地
羽村市	加美緑地	緑地
瑞穂町	稲荷ヶ丘公園	街区公園
瑞穂町	一本榎公園	街区公園
多摩市	鶴牧西公園	近隣公園
多摩市	連光寺六丁目緑地	緑地
稲城市	吉方公園	街区公園
稲城市	矢野口公園	街区公園
稲城市	円覚寺公園	街区公園
稲城市	矢野口第１公園	街区公園
稲城市	矢野口第２公園	街区公園
稲城市	矢野口第３公園	街区公園
稲城市	矢野口第４公園	街区公園
稲城市	南山第１公園	街区公園
稲城市	南山第２公園	街区公園
稲城市	根方谷戸公園	近隣公園
稲城市	奥畑谷戸公園	地区公園
稲城市	坂浜上谷戸緑地	緑地
稲城市	南山第１緑地	緑地
稲城市	南山第２緑地	緑地
稲城市	南山第３緑地	緑地
稲城市	南山第４緑地	緑地
稲城市	南山第５緑地	緑地
稲城市	南山第６緑地	緑地
稲城市	南山第７緑地	緑地

◇（　　）内は、主たる開園名称

第３　重点化した公園・緑地における優先整備区域の設定

１　区域設定の評価基準

今後、計画的に事業を進める優先整備区域は、重点化を図るべき公園・緑地において、以下に示す「区域の重要性」と「整備効果」の面から総合的に評価して設定しています。

（１）区域の重要性に関する評価

公園・緑地の機能や役割とネットワークの形成に関する「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観、魅力」、「水と緑のネットワークの形成」の面から評価しました。

＜図表３－１１　区域の重要性に関する評価項目＞

項目	細項目
防災	○「地震に関する地域危険度測定調査（第８回）」において震災時の危険性が高いとされる地域（「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」のいずれかが４以上の地域）、及び、緑の基本計画等に震災時の危険度が高く公園を設置すると位置づけた地域に含まれる区域【防 A】 ○都又は区市町が定める避難場所等としてのオープンスペースの確保や、避難場所等の安全性向上に必要な延焼遮断や避難距離短縮に資する区域【防 B】 ○避難道路・主要駅等の近傍で避難者や駅前滞留者の滞留場所となる区域及び避難場所等への避難経路や延焼遮断に資する区域【防 C】 ○大規模救出救助活動拠点等の指定区域近傍で拠点活動と競合せずに避難スペースとなる区域や、防災拠点や隣接する防災関連施設のアクセスや災害時の一体利用に必要な区域【防 D】 ○緊急輸送道路付近や震災対策等にオープンスペースが必要な地域において、車両進入が可能なオープンスペースを確保できる区域【防 E】 ○東京都豪雨対策基本方針に基づく対策強化流域において、まとまった樹林地を保全できる区域【防 F】 ○洪水ハザードマップなどに基づく浸水想定区域及びその周辺において、遊水機能を有する区域や水害時の避難場所・避難経路となる区域【防 G】 ○高規格堤防整備事業や洪水調節池整備などの水害予防対策との連携が期待できる区域【防 H】 ○急傾斜地及びその近傍で、がけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる区域【防 I】
環境保全	○市街地における、緑の保全あるいは創出によりヒートアイランド現象の緩和に資する位置にあり、必要な面積を確保できる区域【環 A】 ○丘陵地、崖線等の緑、貴重な植物の自生地、湧水・池など、自然資源としての価値が高く、保全を図るべき区域【環 B】 ○開発の可能性が高い地域などで、樹林地・農地・水面を保全できる区域やまとまったオープンスペース等を創出する区域【環 C】

レクリエーション	o 公園・緑地又は誰もが利用できるオープンスペースや運動場等のレクリエーションの場が不足している区域【レ A】 o 公園利用上の核となる運動施設や管理棟、公園周辺のサイクリングロード等と一体的利用を可能とする施設など、直ちに効果発現する施設を設置する区域【レ B】
景観・魅力	o 文化財、湧水、巨木・名木など、文化・歴史資源又は自然資源としての価値をもち、東京や地域の重要なシンボルが所在する区域【景 A】 o 東京や地域の重要なシンボルとなっている区域の景観や眺望点を保全する上で重要な区域【景 B】 o 丘陵地、湧水、崖線（地形・樹林等）、農地の保全活用に必要な区域【景 C】 o 周辺の観光地、市街地、商店街等と連携し、魅力的な観光地域づくりやにぎわいの創出等に資する区域【景 D】
水と緑のネットワークの形成	o 丘陵地、崖線、河川沿い等の東京の緑の骨格となる緑のうち、緑の連続性を確保する上で重要な区域【ネ A】 o 海辺や運河沿い、幹線道路沿いや環境軸推進地区における公園・緑地の区域【ネ B】 o 農の風景育成地区や市民緑地等により保全される緑と一体となる緑を保全・創出する区域【ネ C】 o 緑の基本計画等により、緑の拠点や軸として位置付けられている区域【ネ D】

（２） 整備効果に関する評価

これまでの整備、開園状況とともに、既に取得した用地の状況や今後対象となる用地の敷地規模や用地取得に係る地権者等を勘案して評価しました。

＜図表３－１２　整備効果に関する評価項目＞

項目	細項目
早期に整備効果を高めることができる	○ 既に開園している区域や事業認可*済みの区域に隣接した区域【整 A】 ○ 公園・緑地へのアクセス部分を整備することにより、公園・緑地としての機能が大幅に向上する区域【整 B】 ○ 複数の公園区域の一体的利用に必要な位置にある区域（点在地含む）【整 C】
公有地を効果的に活用できる	○ 活用できる自然資源があるなど単独整備で利用可能な先行取得地、早期に整備効果を高めることができる先行取得地やその周辺区域【整 D】 ○ 大型公共施設整備等により創出される公開空間を活用できる区域【整 E】
速やかにまとまった規模の用地を確保できる	○ 地権者が少ない一団のまとまりのある区域【整 F】 ○ 市街地で、低未利用地の割合が高い区域【整 G】
他事業等との連携により一体的な整備ができる	○ 他の都市計画事業や、土地区画整理事業などの市街地開発事業*等と一体的に整備が図ることができる区域【整 H】 ○ 周辺の開発計画や関連開発計画に伴い創出・保全されるオープンスペースや緑と一体的な利活用が可能で、関連事業との連携により効果的整備が可能な区域【整 I】 ○ 民間の公園事業参加が見込まれる区域【整 J】
地元関係者の協力を得ることができる	○ 周辺住民の事業への期待が高く、整備後には住民による管理運営などが想定できる区域【整 K】 ○ 地権者が事業に対して理解のある区域【整 L】 ○ 地域のまちづくりへの波及効果が期待できる区域【整 M】 ○ 近い将来に開発等の土地利用転換が想定される区域【整 N】 ○ 地域における文化・歴史資源又は自然資源として地域の愛着の高い区域【整 O】

2　今後優先的に整備する公園・緑地の区域

（1）重点公園・緑地及び優先整備区域

令和 11（2029）年度までに優先的に事業を進める予定の「重点公園・緑地」及び「優先整備区域」の全体数は図表 3-14 の通りです。また、28 ページから、東京都、特別区、市・町事業の一覧と重点公園・緑地の位置、今回の整備方針が目指す防災の視点を重視した水と緑のネットワークの全体像を示します。

なお、優先整備区域は、新たに事業認可を取得する「新規事業化区域」と、既に事業認可を取得している「事業促進区域」から構成されます（図表 3-15）。

＜図表３－１３　「重点公園・緑地」、「優先整備区域」＞

事業主体	「重点公園・緑地」 選定公園緑地数	「優先整備区域」 設定面積
東京都	４４	２８２ｈａ
特別区	６０	４９ｈａ
市・町	５９	１９８ｈａ
全　体	１６３	５２９ｈａ

＜図表３－１４　優先整備区域の表示例＞

（２）今回設定した優先整備区域の特徴と整備効果

① 防災に資する公園・緑地

＜震災対策＞

今回の優先整備区域の設定にあっては、木造住宅密集地域とその周辺における避難場所の確保・拡大と、大規模救出救助活動拠点が指定されている環状７号線周辺等の公園・緑地の拡大を最優先に取り組むこととしました。

具体的には、篠崎公園、和田堀公園等の整備について集中的に取り組むとともに、大規模敷地であって、今後とも避難場所としての機能を維持していく必要がある練馬城址公園について事業化を図ります。あわせて、玉川野毛町公園、富士森公園等地域の防災拠点となる公園・緑地の整備を推進します。

今回設定した優先整備区域のうち、こうした避難場所等の確保・拡大に資する公園・緑地（※）は区部において 38 か所、約 114 ヘクタール、多摩部において 16 か所、約 41 ヘクタールです。区部においては、現在の避難計画人口に換算した場合、約 25 万人分の避難場所が確保できると見込まれます。

※ 避難場所等の確保・拡大に資する公園・緑地には、既に東京都震災対策条例や自治体の地域防災計画等によって避難場所等に指定されている区域及びその隣接地とともに、将来開園された場合には避難場所等として位置付けることを予定している、又は見込まれる公園・緑地を含んでいます。

＜図表３－１５　避難場所等の確保・拡大に資する優先整備区域を含む公園・緑地＞

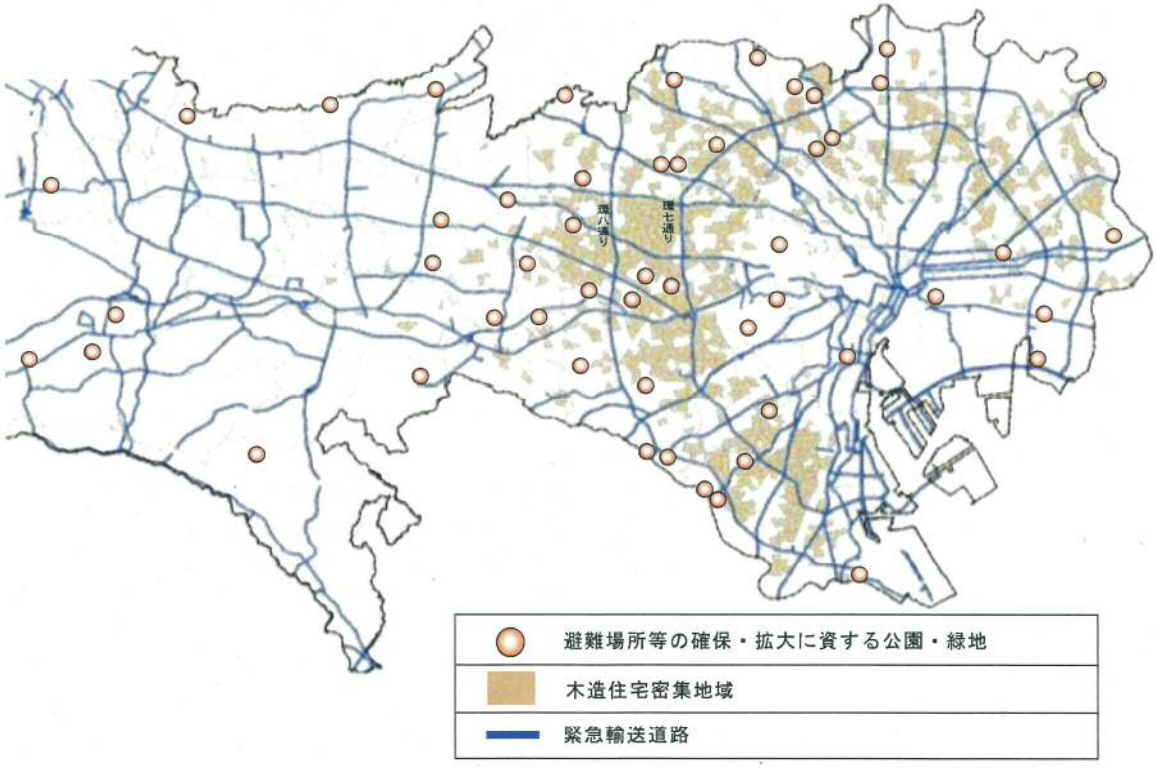

＜都市型水害等の軽減＞

近年の集中豪雨による都市型水害等を踏まえ、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域における公園・緑地の整備を進めます。この流域において、今回設定した優先整備区域が整備されることで、25m プール約 379 杯分（約 114,000 立方メートル）の雨水を貯留浸透させることができると見込まれます。

また、洪水調節池等の整備との連携を図るなど、より有効に都市型水害等の軽減に寄与する公園・緑地の整備を進めていきます。

その他、水害時の避難地の確保に資する公園・緑地の整備にも取り組んでいきます。

＜図表３－１６　東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域に優先整備区域を有する公園・緑地＞

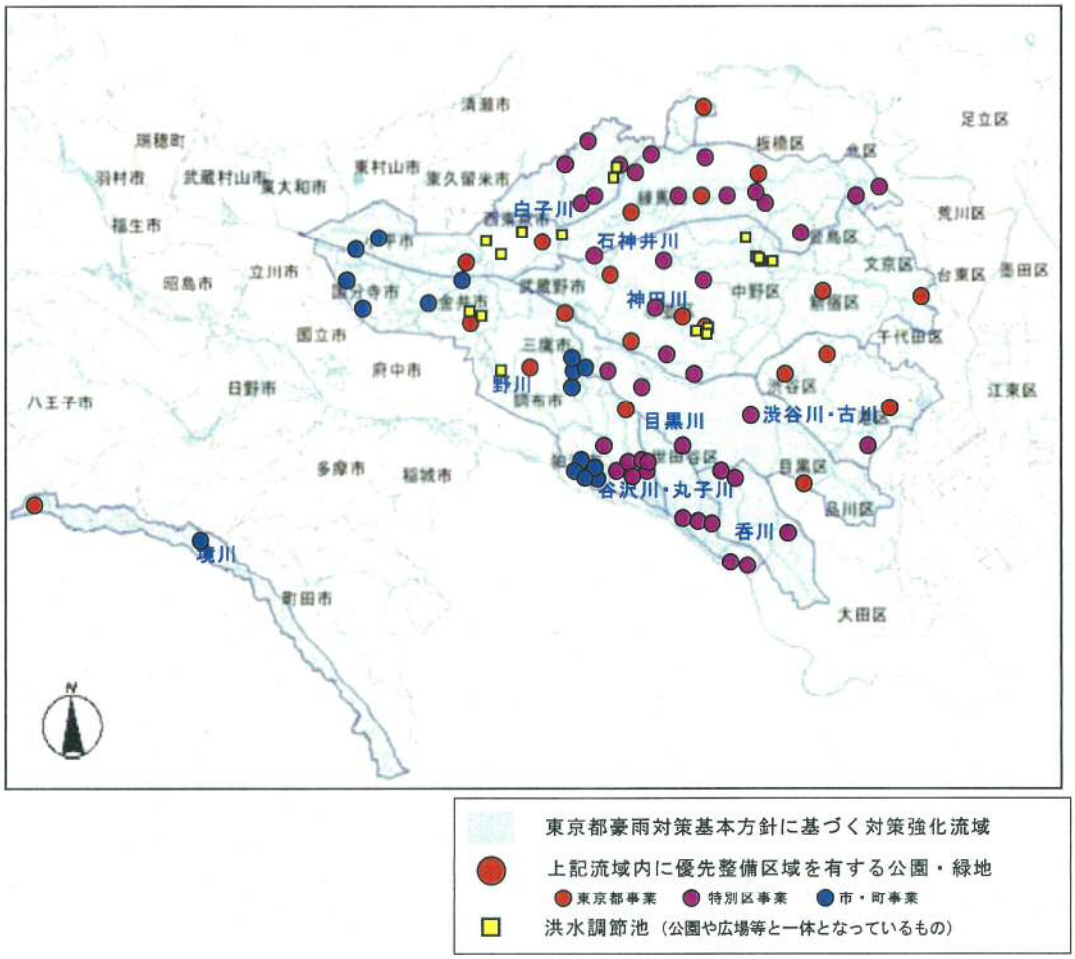

② 環境保全に資する公園・緑地

グランドデザインが目指すに示す持続可能な「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」に資するため、東京全体の緑の骨格である丘陵地、崖線、河川沿いの緑の保全・創出を進めます。

今回設定する優先整備区域において保全する樹林地面積は約 256 ヘクタールであり、これは日比谷公園約 16 個分に相当します。

③ 生活の基盤としての公園・緑地

今回設定する優先整備区域が整備、開園した場合の利用効果としては、大規模な公園緑地（約 248 ヘクタール）の年間利用者数は約 457 万人、身近な場所にある公園・緑地（約 121 ヘクタール）への利便性が高まる都民の数は約 50 万人増加すると見込まれます。

（3）優先整備区域の拡大等

今回の整備方針改定後に、新たに都市計画として定める公園・緑地の区域において、計画期間内に事業着手する区域は、下記のいずれかの条件を満たす場合とし、当該区域を優先整備区域として拡大することとします。

ⅰ 「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地〈水準１〉から〈水準３〉」に該当する区域

ⅱ 既定の事業化計画と整合がとれる事業化計画の変更であり、本整備方針に示す「重点化の視点」による評価で重点化を図るべき公園・緑地と同等の公園・緑地において、「区域設定の評価基準」に照らし区域の重要性・整備効果が認められる区域

※今回の整備方針改定時に都市計画決定している公園・緑地で優先整備区域が設定されていない区域のうち、関連事業の進捗等の変化によりⅱを満たすようになった区域は、上位計画等と整合などの条件を満たしていれば、優先整備区域相当とみなし、早期に事業化に取り組んでいくこととします。

◆東京都事業　「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	重点公園・緑地	優先整備区域				
	名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域（町丁目まで）	面積（㎡）	区域（町丁目まで）	面積（㎡）
1	芝公園	1,200	港区芝公園四丁目	1,200		
2	戸山公園	6,400	新宿区戸山三丁目	4,700	新宿区大久保三丁目	1,700
3	明治公園	32,300	渋谷区千駄ヶ谷一丁目、二丁目、新宿区霞ヶ丘町	32,300		
4	旧岩崎邸公園（旧岩崎邸庭園）	2,500	台東区池之端一丁目、文京区湯島四丁目	2,500		
5	亀戸中央公園	3,600	江東区亀戸九丁目	3,600		
6	清澄公園（清澄庭園）	3,800	江東区清澄三丁目	3,800		
7	目黒公園（林試の森公園）	21,800			品川区小山台二丁目	21,800
8	祖師ヶ谷公園（祖師谷公園）	53,100	世田谷区上祖師谷三丁目、成城九丁目	12,000	世田谷区上祖師谷三・四丁目、成城九丁目	41,100
9	代々木公園	11,700	渋谷区神南一丁目	4,300	渋谷区神南一丁目	7,400
10	和田堀公園	102,100	杉並区大宮一・二丁目、松ノ木一・二丁目、堀ノ内一丁目	97,200	杉並区堀ノ内二丁目	4,900
11	高井戸公園	130,700	杉並区久我山二丁目	108,900	杉並区久我山二丁目	21,800
12	善福寺公園	800	杉並区善福寺二丁目	800		
13	善福寺川緑地	2,900	杉並区成田西三・四丁目	2,900		
14	浮間公園	2,100	北区浮間二丁目	2,100		
15	上板橋公園（城北中央公園）	71,800	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目	71,800		
16	赤塚公園	19,600	板橋区赤塚四・五丁目	12,300	板橋区赤塚四・五丁目	7,300
17	練馬城址公園	220,000			練馬区春日町一丁目、向山三丁目	220,000
18	石神井公園	40,400	練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目	13,700	練馬区石神井台二丁目、石神井町五丁目	26,700
19	舎人公園	34,800	足立区古千谷一丁目、西伊興町、西伊興一・二・三丁目、皿沼三丁目	34,800		
20	水元公園	2,000	葛飾区東金町五・八丁目	2,000		
21	宇喜田公園	10,500	江戸川区北葛西三丁目	300	江戸川区北葛西三丁目、宇喜田町	10,200
22	篠崎公園	118,200	江戸川区西篠崎一丁目、上篠崎四丁目、篠崎町八丁目、北篠崎二丁目	114,300	江戸川区西篠崎二丁目、上篠崎三丁目	3,900
区部小計		892,300		525,500		366,800

No.	重点公園・緑地	優先整備区域				
	名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域（町丁目まで）	面積（㎡）	区域（町丁目まで）	面積（㎡）
23	滝山公園	136,600	八王子市高月町	55,300	八王子市高月町	81,300
24	小宮公園	5,000	八王子市大谷町、暁町二丁目	5,000		
25	平山城址公園	19,000			八王子市堀之内	19,000
26	陵南公園	2,700			八王子市長房町	2,700
27	野山北・六道山公園	339,400	瑞穂町駒形富士山字富士山、字富士山通り、箱根ヶ崎字浅間谷、石畑字狭山谷、字夕日舎、字峰田、字狭山嶺、高根字池ノ上、字高根下、字田尻、字北狭山、字田ノ入、字金堀沢、殿ヶ谷字滝田谷津、字尾引添、字尾引山、字宮野入、字宮前、字日野出、武蔵村山市岸二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、三ツ木三丁目、四丁目、五丁目、本町三丁目、五丁目、六丁目	339,400		
28	中藤公園	250,600	武蔵村山市中藤二丁目、中央四丁目、五丁目、本町四丁目、五丁目、六丁目	250,600		
29	観音寺森緑地	154,000			武蔵村山市中央三・四丁目、中藤一・二丁目	154,000
30	東大和緑地（東大和公園）	40,000	東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目	21,000	東大和市高木一丁目	19,000
31	井の頭公園（井の頭恩賜公園）	3,600			三鷹市井の頭三丁目	3,600
32	小金井公園	51,700	武蔵野市桜堤三丁目、小金井市関野町一・二丁目、西東京市向台町六丁目	51,700		
33	府中の森公園	300	府中市天神町二丁目	300		
34	武蔵野公園	34,900	府中市多磨町二・三丁目、小金井市中町一丁目、東町五丁目	30,400	小金井市東町五丁目	4,500
35	神代公園（神代植物公園）	133,400	調布市深大寺元町五丁目、深大寺北町二丁目	74,400	調布市深大寺北町二丁目、深大寺南町四丁目	59,000
36	小山田緑地	133,800	町田市下小山田町字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字馬場窪、字鍬柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢、字竜沢、字桜ヶ谷	133,800		
37	大戸緑地	324,700	町田市相原町字段木入、字苅田、字細豊、字大北、字大子山、字考路	187,300	町田市相原町字段木入、字苅田、字権現谷	137,400
38	七生公園（多摩動物公園）	3,700	日野市程久保六丁目	2,000	日野市程久保七丁目	1,700
39	六仙公園	99,900	東久留米市中央町三丁目	76,600	東久留米市中央町三丁目	23,300

No.	重点公園・緑地	優先整備区域				
	名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域（町丁目まで）	面積（㎡）	区域（町丁目まで）	面積（㎡）
40	八国山緑地	7,200	東村山市諏訪町二・三丁目、多摩湖町四丁目	7,200		
41	東伏見公園	90,900	西東京市東伏見一丁目、柳沢一丁目	43,300	西東京市柳沢一丁目	47,600
42	小田良谷戸公園	87,000	稲城市坂浜	36,400	稲城市坂浜	50,600
43	桜ヶ丘公園	9,100	多摩市連光寺三・五丁目	3,400	多摩市連光寺三・五丁目	5,700
44	秋留台公園	3,800	あきる野市二宮字下塚場	3,800		
市町部小計		1,931,300		1,321,900		609,400
東京都事業　計		2,823,600		1,847,400		976,200

※　一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、区域の詳細には図面で御確認ください。

※　各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及び東京都のHP上で御覧いただけます。東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町事業の箇所の優先整備区域の図面を御覧いただけます。

◆特別区事業　「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	重点公園・緑地	優先整備区域				
	名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域（町丁目まで）	面積（㎡）	区域（町丁目まで）	面積（㎡）
1	三田台公園（亀塚公園、三田台公園）	6,400	港区三田四丁目	200	港区三田四丁目	6,200
2	暘田川公園	7,700			台東区蔵前二丁目	7,700
3	大島九丁目公園	9,600	江東区大島九丁目	9,600		
4	多摩川台公園	5,000			大田区田園調布一丁目	5,000
5	洗足公園（洗足池公園）	13,700	大田区南千束一・二丁目	1,300	大田区南千束一・二丁目	12,400
6	丸子多摩川公園（田園調布せせらぎ公園）	18,200	大田区田園調布一丁目	9,000	大田区田園調布一丁目	9,200
7	羽田空港公園	20,000			大田区羽田空港一・二丁目	20,000
8	下代田公園（代沢せせらぎ公園）	2,300			世田谷区代沢三丁目	2,300
9	北烏山えのき公園	600			世田谷区北烏山九丁目	600
10	二子玉川公園	2,600	世田谷区上野毛二丁目	2,600		
11	上用賀公園	31,000	世田谷区上用賀四丁目	31,000		
12	玉川野毛町公園	27,600	世田谷区野毛一丁目	27,600		
13	等々力渓谷公園	2,100			世田谷区等々力一丁目、中町一丁目	2,100
14	瀬田農業公園	2,500			世田谷区瀬田五丁目	2,500
15	喜多見農業公園	1,200			世田谷区喜多見四丁目	1,200
16	次大夫堀緑地（次大夫堀公園）	3,000			世田谷区喜多見五丁目	3,000
17	成城みつ池緑地	19,200			世田谷区成城四丁目	19,200
18	大蔵緑地	3,000	世田谷区大蔵四丁目	2,100	世田谷区大蔵四丁目	900
19	深沢六丁目緑地	800			世田谷区深沢六丁目	800
20	岡本わきみず緑地	500			世田谷区岡本二丁目	500
21	岡本いこいのもり緑地	300			世田谷区岡本一丁目	300
22	深沢二丁目緑地	2,100			世田谷区深沢二丁目	2,100
23	南烏山二丁目緑地	2,200			世田谷区南烏山二丁目	2,200
24	荻窪二丁目緑地	6,600	杉並区荻窪二丁目	6,600		
25	下高井戸公園	17,400	杉並区下高井戸二丁目	17,400		
26	杉並南中央公園	5,800	杉並区浜田山二丁目	5,800		
27	馬橋公園	6,400	杉並区高円寺北四丁目	6,400		
28	下井草三丁目公園	1,100	杉並区下井草三丁目	1,100		
29	千早公園（千早フラワー公園）	600			豊島区千早一丁目	600
30	神谷公園	4,000			北区神谷二丁目	4,000
31	荒川緑地	56,000			北区豊島五丁目	56,000
32	飛鳥山公園	600	北区王子一丁目	600		
33	滝野川三丁目公園	5,100	北区滝野川三丁目	5,100		
34	赤羽台のもり公園	15,000	北区赤羽台一丁目	15,000		
35	宮前公園	31,100	荒川区東尾久八丁目、西尾久三丁目	21,600	荒川区東尾久五・八丁目、西尾久二丁目	9,500
36	荒川公園	3,000			荒川区西尾久六丁目	3,000

No.	重点公園・緑地	優先整備区域				
	名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域（町丁目まで）	面積（㎡）	区域（町丁目まで）	面積（㎡）
37	小竹町公園（やくも公園）	900			練馬区小竹町一丁目	900
38	三原台第二公園（三原台ののはな公園）	1,000	練馬区三原台二丁目	1,000		
39	北原公園	1,000			練馬区谷原六丁目	1,000
40	田柄二丁目公園	2,400			練馬区田柄二丁目	2,400
41	関町南二丁目公園	700			練馬区関町南二丁目	700
42	大泉学園町六丁目公園	3,900			練馬区大泉学園町六丁目	3,900
43	北大泉公園（大泉町もみじやま公園）	1,500			練馬区大泉町三丁目	1,500
44	大泉学園町北公園（大泉学園町希望が丘公園）	10,000	練馬区大泉学園町九丁目	10,000		
45	練馬総合運動場公園	400			練馬区練馬二丁目	400
46	高松農の風景公園	6,700	練馬区高松二丁目	4,100	練馬区高松二丁目	2,600
47	土支田二丁目農業公園	2,700			練馬区土支田二丁目	2,700
48	井頭憩いの森緑地（井頭の森緑地）	2,500			練馬区東大泉七丁目	2,500
49	羽沢緑地（こどもの森）	600	練馬区羽沢二丁目	600	練馬区羽沢二丁目	
50	西大泉五丁目緑地（西大泉こさくっぱら緑地）	6,800			練馬区西大泉五丁目	6,800
51	石神井台六丁目緑地	2,300			練馬区石神井台六丁目	2,300
52	西本村の森緑地	6,200			練馬区大泉学園町二丁目	6,200
53	西新井公園	11,500	足立区梅島三丁目	3,900	足立区梅島三丁目	7,600
54	上沼田東公園	9,000			足立区江北六丁目	9,000
55	青戸六丁目公園（青戸六丁目さくら公園）	700	葛飾区青戸六丁目	700		
56	一之江境川緑地	1,300	江戸川区一之江五丁目	1,300		
57	江戸川緑地	15,100	江戸川区上篠崎一丁目	11,700	江戸川区江戸川四丁目	3,400
58	左近川・長島川公園	60,200	江戸川区臨海一・二・三丁目及び清新町二丁目地先	60,200		
59	松島四丁目第二公園	1,400			江戸川区松島四丁目	1,400
60	一之江名主屋敷公園	8,200	江戸川区春江二丁目	8,200		
	特別区事業　計	491,300		264,700		226,600

※　一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、区域の詳細には図面で御確認ください。

※　各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及び東京都のHP上で御覧いただけます。東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町事業の箇所の優先整備区域の図面を御覧いただけます。

◆市町事業　「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	重点公園・緑地		優先整備区域			
	名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域（町丁目まで）	面積（㎡）	区域（町丁目まで）	面積（㎡）
1	富士森公園	9,000	八王子市台町二丁目	9,000		
2	片倉城跡公園	16,900	八王子市片倉町	16,900		
3	ひよどり緑地	16,300	八王子市暁町二丁目	16,300		
4	明神町広田公園	3,100			八王子市明神町二丁目	3,100
5	石川東公園	1,600			八王子市石川町	1,600
6	七国公園	20,700			八王子市七国三丁目	20,700
7	天合峰公園	967,600	八王子市川口町、上川町	967,600		
8	砂川公園	2,100			立川市砂川町七丁目	2,100
9	富士見公園	800			立川市富士見町三丁目	800
10	立川公園	4,400	立川市錦町五丁目、柴崎町六丁目	3,600	立川市錦町五丁目	800
11	川越道緑地	19,300	立川市幸町五丁目	2,400	立川市幸町四・五丁目	16,900
12	野山北・六道山公園（総合運動公園）	14,000	武蔵村山市三ツ木三・四丁目、岸五丁目	13,000	武蔵村山市岸三丁目	1,000
13	東大和狭山緑地	29,800	東大和市芋窪一丁目、蔵敷一丁目、奈良橋一丁目	29,800		
14	新川あおやぎ公園	2,700			三鷹市新川一丁目	2,700
15	新川天神山公園	4,600			三鷹市新川二丁目	4,600
16	北野中央公園	1,200			三鷹市北野三丁目	1,200
17	新川丸池公園	5,500	三鷹市新川三丁目	4,700	三鷹市新川三丁目	800
18	駒井公園	4,400			狛江市駒井町二丁目	4,400
19	白井塚公園	1,500	狛江市中和泉三丁目	1,500		
20	土屋塚公園	300	狛江市岩戸南一丁目	300		
21	亀塚公園	300	狛江市元和泉一丁目	300		
22	猪方小川塚公園	200	狛江市猪方三丁目	200		
23	吹上しょうぶ公園	5,900	青梅市吹上	3,200	青梅市吹上	2,700
24	南文化公園	4,900	昭島市中神町	4,900		
25	新畑公園	5,800	昭島市中神町	5,800		
26	薬師池西公園	90,000	町田市野津田町字峯、字薬師前、山崎町字七号、本町田字乙五号及び字乙六号	90,000		
27	三輪緑地	202,600	町田市三輪町字九号、十号、十一号	193,000	町田市三輪町字十一号	9,600
28	薬師池北緑地	69,000	町田市野津田町字峯、字丸山	69,000		
29	香山緑地	17,400	町田市能ヶ谷二丁目	17,400		
30	野津田公園	31,000	町田市小野路町字新屋敷、字金子田	31,000		
31	小山片所谷戸緑地	6,700	町田市小山町字十二号、字二十一号、小山ヶ丘三丁目	6,700		
32	小長久保公園	2,400			小金井市本町五丁目	2,400
33	三楽公園	700			小金井市貫井南町三丁目	700
34	林間公園	18,000	日野市大字落川	16,700	日野市大字新井、落川	1,300

No.	重点公園・緑地	優先整備区域				
	名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域（町丁目まで）	面積（㎡）	区域（町丁目まで）	面積（㎡）
35	豊田第一公園	22,000	日野市豊田一・二丁目	22,000		
36	万願寺上公園	12,000	日野市大字日野	12,000		
37	西平山公園	19,000	日野市西平山三丁目	19,000		
38	七ッ塚公園	65,200			日野市新町五丁目	65,200
39	北川原公園	45,600			日野市石田一丁目、万願寺二丁目	45,600
40	日野緑地	2,700	日野市多摩平七丁目	700	日野市大字日野	2,000
41	鎌倉公園	16,600			小平市小川町二丁目	16,600
42	鷹の台公園	12,900			小平市たかの台	12,900
43	さつき公園（内藤さつき公園）	800			国分寺市内藤一丁目	800
44	戸倉公園	2,000			国分寺市戸倉四丁目	2,000
45	北山公園	15,400	東村山市野口町三・四丁目	13,700	東村山市野口町三・四丁目	1,700
46	せせらぎの郷多摩湖緑地	2,100	東村山市多摩湖町二丁目	2,100		
47	清瀬中央公園（中央公園）	16,000			梅園一丁目	16,000
48	城山公園	2,100	国立市大字谷保字栗原	700	国立市大字谷保字栗原	1,400
49	介山記念館公園	4,400	羽村市羽東一丁目	4,400		
50	稲荷緑地	17,700	羽村市羽東三丁目	17,700		
51	稲荷ヶ丘公園	4,900	瑞穂町箱根ケ崎字宿西	4,900		
52	一本榎公園	3,000	瑞穂町殿ケ谷字榎内川添	3,000		
53	吉方公園	3,700	稲城市大字矢野口字榎戸	3,700		
54	矢野口公園	3,500	稲城市大字矢野口字榎戸	3,500		
55	円覚寺公園	1,000	稲城市大字矢野口字宿	1,000		
56	矢野口第2公園	1,700	稲城市大字矢野口字中島	1,700		
57	矢野口第4公園	900	稲城市大字矢野口字中島	900		
58	根方谷戸公園	39,000	稲城市大字矢野口字根方、字西山及び字谷戸	39,000		
59	奥畑谷戸公園	84,000	稲城市大字矢野口字上綱及び字奥畑、大字東長沼字九号及び字十号並びに大字百村字十五号	84,000		
市町事業　計		1,978,900		1,737,300		241,600

※　一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、区域の詳細には図面で御確認ください。

※　各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及び東京都のHP上で御覧いただけます。東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町事業の箇所の優先整備区域の図面を御覧いただけます。

<図表３－１７　重点公園・緑地の位置図>

＜図表５－４　今回設定した優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ＞

◆新たな事業化計画（令和２～１１年度）の優先整備区域　　５２９ヘクタール
　○首都東京の防災機能の強化　：　避難場所や防災拠点となる公園・緑地の整備促進・・・１５５ヘクタール（区部　１１４ヘクタール、多摩部　４１ヘクタール）
　　練馬城址公園の整備に着手し避難場所として確保、地域における防災拠点の整備　等
　○水と緑のネットワークの形成：　上記の公園・緑地を含め、丘陵地、崖線、河川沿いの緑等、東京の骨格となる緑を保全・創出

＊代表的な公園・緑地を図中に表示

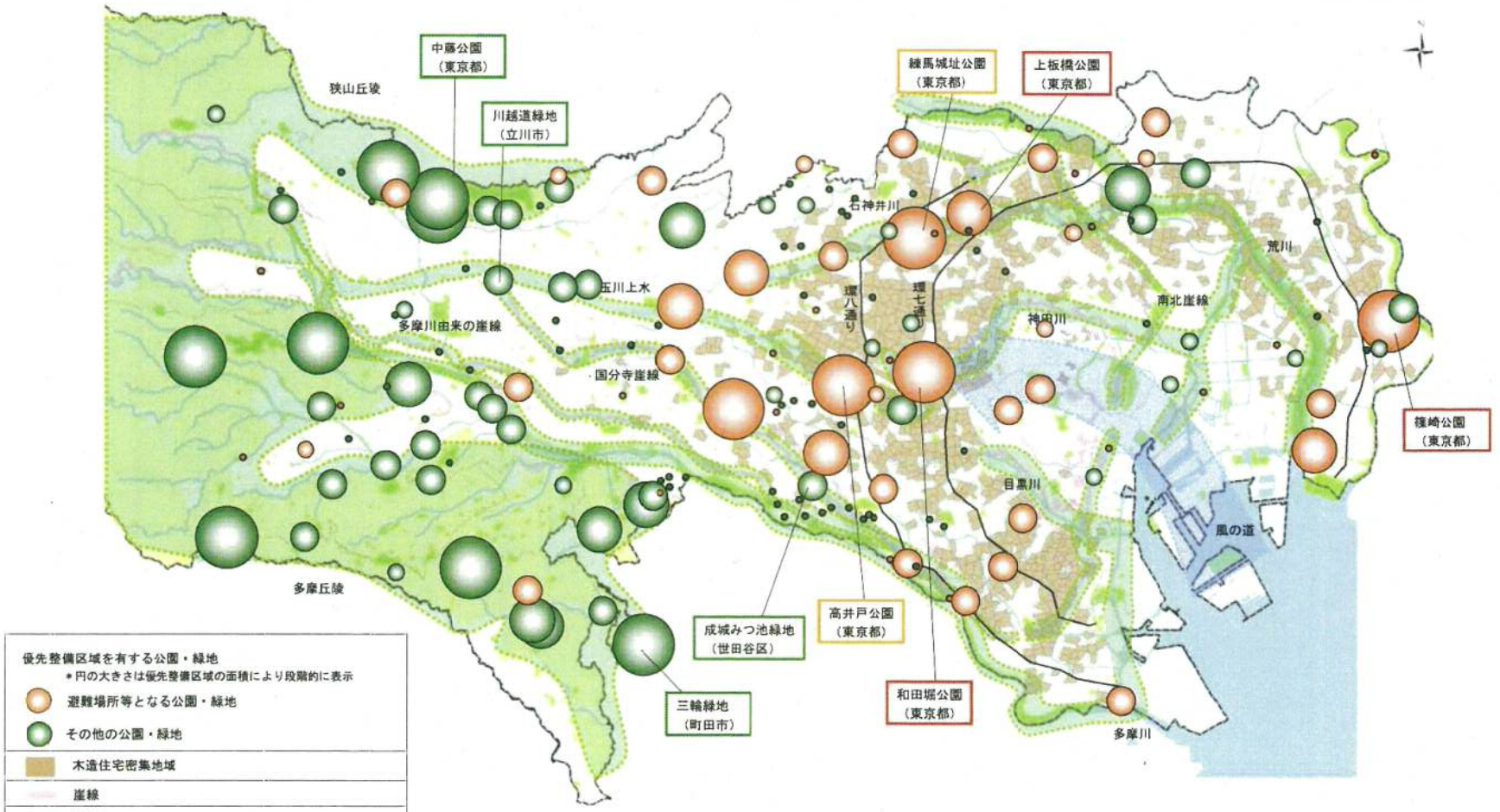

第４　都市計画決定区域における建築制限緩和の対象拡大

平成 18 年６月より、未供用区域の将来の事業化を担保しつつ、区域内地権者の負担軽減や建物更新による防災性向上の観点から、都市計画法第 53 条に係る建築制限緩和*の基準を定め、優先整備区域以外の区域について、木造・鉄骨造等の構造であれば３階建てを建築可能としました。（※1）

こうしたなか、優先整備区域の設定後、10 年の計画期間の中で実際に事業に着手する時期は、公園・緑地によってばらつきが生じることから、地権者の生活設計や土地利用に関する負担軽減を図るため、建築制限緩和の対象拡大について検討してきました。

都市計画道路においても、平成 16 年４月から実施してきた木造・鉄骨造等で３階建ての建築を可能とする建築制限緩和の対象を、「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画〔計画期間平成 28 年度～平成 37 年度〕）*において、優先整備路線を含む全ての路線に拡大しました。

今回、都市計画道路との整合を図り、区域内地権者の負担軽減や建物更新による防災性向上の観点から、建築制限緩和の対象を優先整備区域を含む全ての都市計画公園・緑地に拡大していきます。

建築制限緩和は令和２年 10 月１日からの施行を予定しています。（※2、3）

※1　江戸川区では、建築制限の緩和措置を行っていません。

※2　練馬区及び足立区、青梅市では、優先整備区域を対象とした建築制限の緩和措置を行いません。

※3　特定行政庁により、施行時期が異なる場合があります。

第４章　多様な主体との連携による整備促進

質の高い緑の早期創出には、民間事業者、地域住民や NPO、関連公共事業者などの多様な主体により、効果的・効率的に整備・管理が行える事業手法を活用し、公園事業者と連携しながら公園等の整備を進めることも重要です。

今後は、民間事業者が実施する公園等整備手法の対象拡大を進めるとともに、個別の状況に応じて柔軟に事業間調整を行い、公園等の整備を促進していきます。

第１　民間事業者による公園等の整備手法

１　特許事業による整備

民間事業者は、都市計画法に基づき、都道府県知事の認可を受けて都市計画事業、いわゆる「特許事業」を施行することができます。

都内では 13 号地公園、後楽園公園、芝公園で特許事業による公園整備が行われ、管理運営も民間事業者に委ねています。特に後楽園公園は都市計画公園としては国内有数の年間約 3850 万人（2017 年）の利用があり、民間活力を活用した公園の成功例であると言えます。一方で、昭和の時代に特許事業で整備された公園では、施設の老朽化が問題となってきています。

都は「特許事業取扱方針*及び整備基準*」を定め、都心部における都市計画公園・緑地の整備を進めてきましたが、今後、特許事業による公園・緑地の整備や施設の更新を一層推進するため、対象公園数の増加や改修事業への適用にむけた改定を検討し、民間活力を最大限活用した公園的空間の整備、充実に向けて取り組んでいきます。

＜現行「特許事業取扱方針」の主な要件＞
対象とする公園：都市の基幹的な公園のうちセンター・コア・エリア*内にあるもの
事　業　規　模：１ha 以上
事業地の建蔽率*：事業面積の 100 分の 20 以内
緑　化　基　準：事業面積の 100 分の 50 以上
整備できる施設：修景施設、運動施設、教養施設、宿泊施設、遊戯施設　等

2　民設公園制度による公園的空間の確保

都は、平成 18（2006）年、将来の事業化に向けた大規模敷地の確保と、公園的空間*の早期整備を目的とする「民設公園制度*」を創設しました。

この制度は、公共による事業化までの間、都市計画公園・緑地区域を変更することなく、民間事業者に都市計画法 53 条の特例許可を与えることにより、誰もが利用でき、避難場所等の防災機能を有する公園的空間を整備・公開してもらうものです。平成 21（2009）年 10 月には、初めての民設公園である「萩山四季の森公園」が開設され、多くの人々に利用されています。

本制度により整備される建築物と周辺との一体性、都市計画の整合性を確保しながら、公園的空間の拡大に向けて取り組んでいきます。

＜民設公園制度の概要＞
- 民間事業者による、敷地の７割以上かつ１ヘクタール以上の公園的空間の整備・管理
- 民間事業者は、継続的な維持管理のため、最低35年分の管理費を一括拠出
- 民間事業者へのインセンティブ*として、都市計画法53条を特例許可
- 公開される土地については、固定資産税・都市計画税を減免

＜図表４－１　民間事業者による整備例＞

◇特許事業者による整備（芝公園：港区）

◇第１号民設公園 萩山四季の森公園
（萩山公園：東村山市）

第２　民間都市開発との連携

１　公園まちづくり制度

都心部等においては、民間事業者による大規模なまちづくりが進み、緑とオープンスペースを備えた快適な都市空間が創出される一方、事業化が進まない都市計画公園・緑地の区域では、公園等の未整備状態が続くとともに、都市計画制限により市街地の更新も進んでいません。

そこで、都市開発ポテンシャルの高い地域における未供用区域を対象に、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる仕組みとして平成 25（2013）年に「公園まちづくり制度」を創設しました。

「公園まちづくり制度」は、当初都市計画決定から概ね 50 年以上経過した長期未供用区域の一定規模以上を地区施設*等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園・緑地を変更する制度であり、民間都市開発と連携したまちづくりの中で地域の防災性の向上や緑豊かな都市空間の形成など、公園機能の早期発現を図っていくものです。

本制度を活用し、港区の都市計画霊南坂公園では民間のホテル更新事業に合わせて、0.25ha の都市公園（江戸見坂公園）を含む約 1.3ha の公共的な緑地・広場が令和元（2019）年に新たに創出されました。

民間都市開発の気運を捉えて、本制度の活用を進め、公園機能の早期発現と良好なまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

＜図表４－２　公園まちづくり制度の活用例＞

◇公園まちづくり制度を活用した事業において整備された公園
（江戸見坂公園：港区）

＜図表４－３　公園まちづくり制度の適用イメージ＞

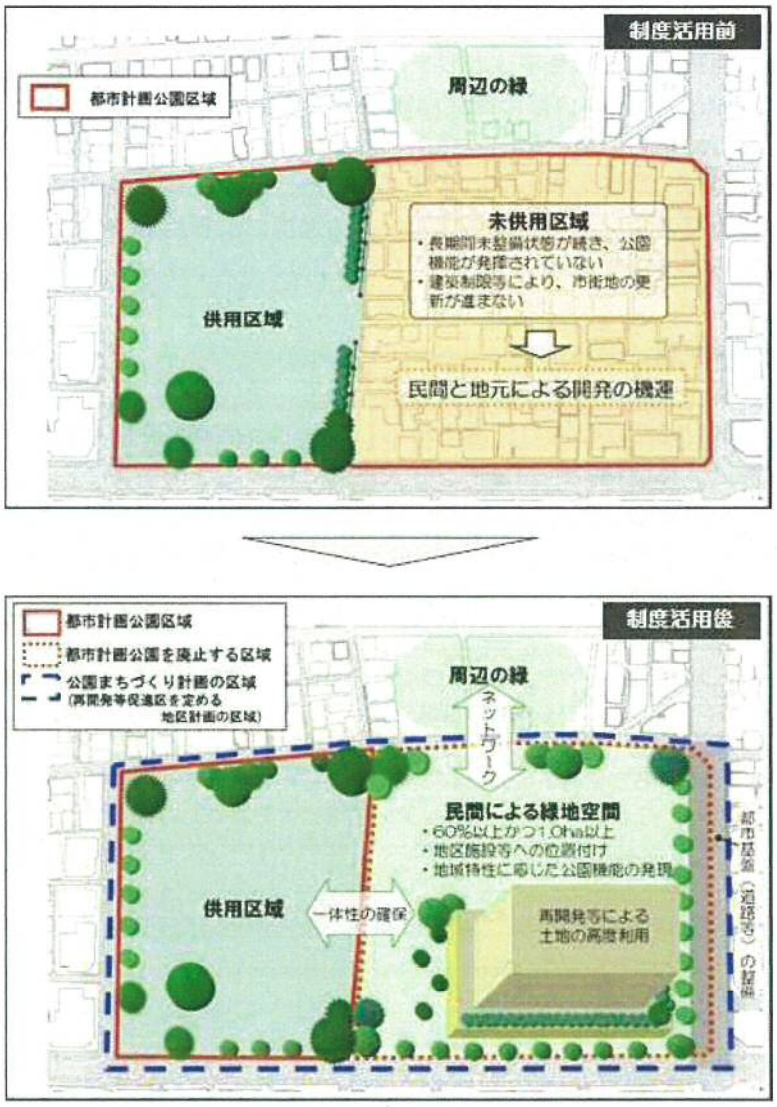

２　都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出

骨格的な緑の厚みとつながりを強化していくために、崖線や保全すべき樹林地・農地が含まれる都市計画公園・緑地（新規指定含む）等について、都市開発諸制度や区部中心部における都市再生特別地区*を活用した保全・創出を誘導していきます。

第３　関係施策との連携

公園・緑地の持つ機能をより効果的に発揮させるためには、周辺のまちづくりや関連施設整備と連携し水と緑をネットワーク化させていくことが重要です。

道路等都市施設*の整備や都市開発諸制度等を活用したまちづくりなど、さまざまな機会を捉えて、新しい緑の創出と今ある緑の保全を進め、公園・緑地の緑と一体となった豊かな緑の空間を形成していきます。また、関連する公共施設や庁舎と用地の共用による公園整備や、周辺のまちづくりとの連携による用地確保など、効率的な事業手法を展開していきます。

１　環境軸の形成

道路や河川、公園・緑地の整備を契機として、その周辺のまちづくりで生まれる緑を組み合わせることにより、厚みと広がりをもった緑の空間を創出することができます。都は「環境軸ガイドライン」（平成 19 年）を策定し、このような環境軸を形成する都市計画公園・緑地の整備を推進するとともに、「公開空地等のみどりづくり指針」の活用等により、公開空地等を、公園・緑地や街路樹の緑との連続性、一体性を高める誘導を行っています。

環境軸については、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（平成 31(2019)年改定）に基づく緑化の推進も行っており、環境軸推進地区の周辺又は沿道の地域は、「ヒートアイランド対策」緑化推進エリアや水辺の緑化推進エリアとともに、都市開発諸制度による割増容積率の設定に当たり、緑化の評価を他の地域より高く設定しています。今後は、これらの緑化推進エリアの区域拡大を進めていきます。

2　関連する公共事業と連携した公園・緑地の整備

公園・緑地には、高規格堤防、調整池、護岸改修工事区域、上下水道施設、道路事業などと区域が重複する場合があり、そのような公園・緑地を効率的に整備するには、関連事業の進捗とあわせて行うことが必要となります。行政機関の庁舎等施設と併せて計画・整備される公園・緑地は、庁舎等関連施設の機能向上のためにも、常時の管理・運用や災害時の情報提供等も含め一体的に計画することが重要です。住宅団地の建て替えや旧小中学校用地の活用などの都市機能の更新において生み出される緑についても、公園・緑地とのネットワーク形成に向けて、充実を図ります。

【連携・共同事業の例】

○ 河川関連事業との連携

（例：水元公園と江戸川高規格堤防事業など）

○ 道路関連事業との連携

（例：東伏見公園と道路整備事業など）

◇高規格堤防事業と連携した公園整備
（水元公園：葛飾区）

◇道路整備事業と連携した公園整備
（東伏見公園：西東京市）

3　換地手法を活用した都市計画公園・緑地の整備促進

都市計画公園・緑地の用地取得においては、地権者の移転先を近隣に確保できないことや、地権者の敷地のうち都市計画公園・緑地の計画区域外の部分（残地）は用地を取得できないことから、地権者の同意を得られない場合があります。

都市計画公園・緑地とその周辺を含めて換地手法（土地や公共用地の交換、集約化、整形化等）を活用することにより、移転先を近隣に確保し、残地の発生を防ぐことができます。また、農業従事者が営農継続を希望する都市計画公園・緑地内の農地や、転用意向のある都市計画公園・緑地区域外の農地を換地することで、営農継続の促進や農地の無秩序な宅地化の防止を図ることができます。こうした換地手法を有効な箇所で活用し、周辺市街地の環境改善を進めながら、都市計画公園・緑地の整備を促進していきます。

＜図表４－４　通常の公園事業による課題（イメージ）＞

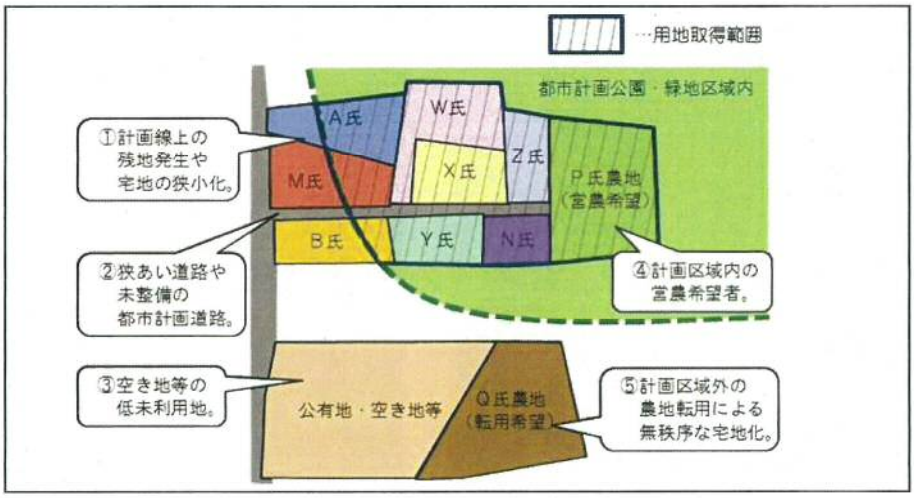

＜図表４－５　換地手法を活用した課題解決（イメージ）＞

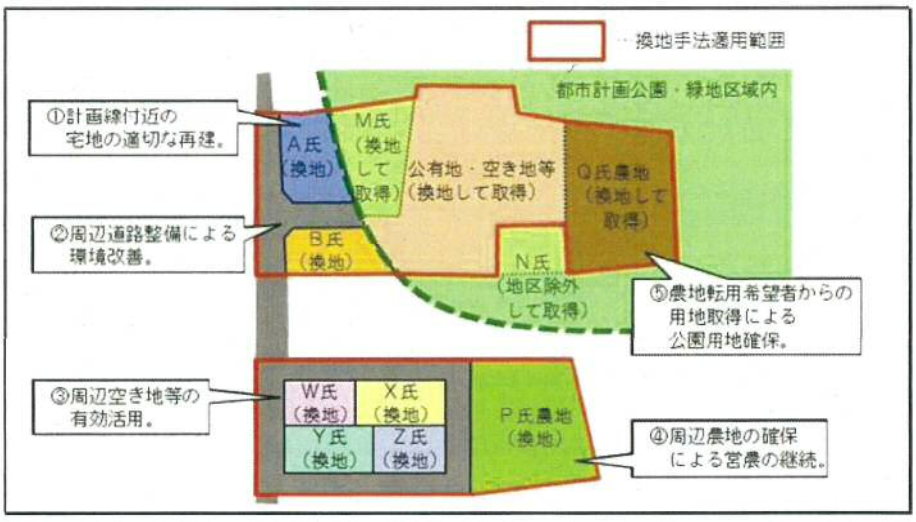

4　緑の保全施策との連携

あらゆる場所で緑を感じられる都市に向けて、貴重な自然のほか、一つの区市町の範囲を越えて連続する崖線や河川沿いの地形、樹林地、湧水等の骨格的な緑を保全し、それらと都市計画公園・緑地のネットワークを充実していくことが重要です。

「緑確保の総合的な方針」の中で、確保が望ましい緑として定めた「確保地」と、公園・緑地や周辺のまちづくりにより保全・創出される緑とを関連付ける、戦略的な緑づくりの仕組みを検討していきます。

特別緑地保全地区*等の良好な自然環境を保全する区域とその周辺においては、適切な保全・活用方法を整理したうえで、担保性を高めるため、自然環境を活かした都市計画公園・緑地の整備を進めていきます。

生物生息環境を保全する区域の周辺や近隣の公園・緑地については、緩衝地としての機能や生物の生息に必要な空間の確保を図ります。

5　建物移転の機をとらえた公園整備

人口構造の変化への対応や災害対策の強化のために、集約型の地域構造への再編、空き家対策、土砂災害対策としての住居移転などの建物移転・除去を伴う施策の検討が進められています。都市計画公園・緑地の区域内でこのような施策が進められる場合は、建物の移転・除去の機をとらえて公園・緑地化を進めることが、事業の促進に有効です。

このような関連施策と連携して公園・緑地の整備を進める場合は、公園・緑地の整備目的と関連施策の目的の双方が達成できるように整備する必要があります。都市計画公園・緑地内の保全すべき崖線等が土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は、土砂災害の緩衝地も含めて優先整備区域に設定するなど、効果的な整備を検討していきます。

6　大規模公園・緑地での事業間連携

大規模の公園・緑地においては、公園管理者単体による整備よりも、複数の事業主体・事業手法による整備のほうが、早期効果発現が可能となる場合があります。今後は、公園・緑地の主要機能や区域全体の一体性を担保しながら、各事業の特徴や進捗に応じた柔軟な整備・管理の分担を設定することで、都市計画公園・緑地の整備を促進していきます。

＜図表４－７　大規模公園・緑地での事業間連携のイメージ＞

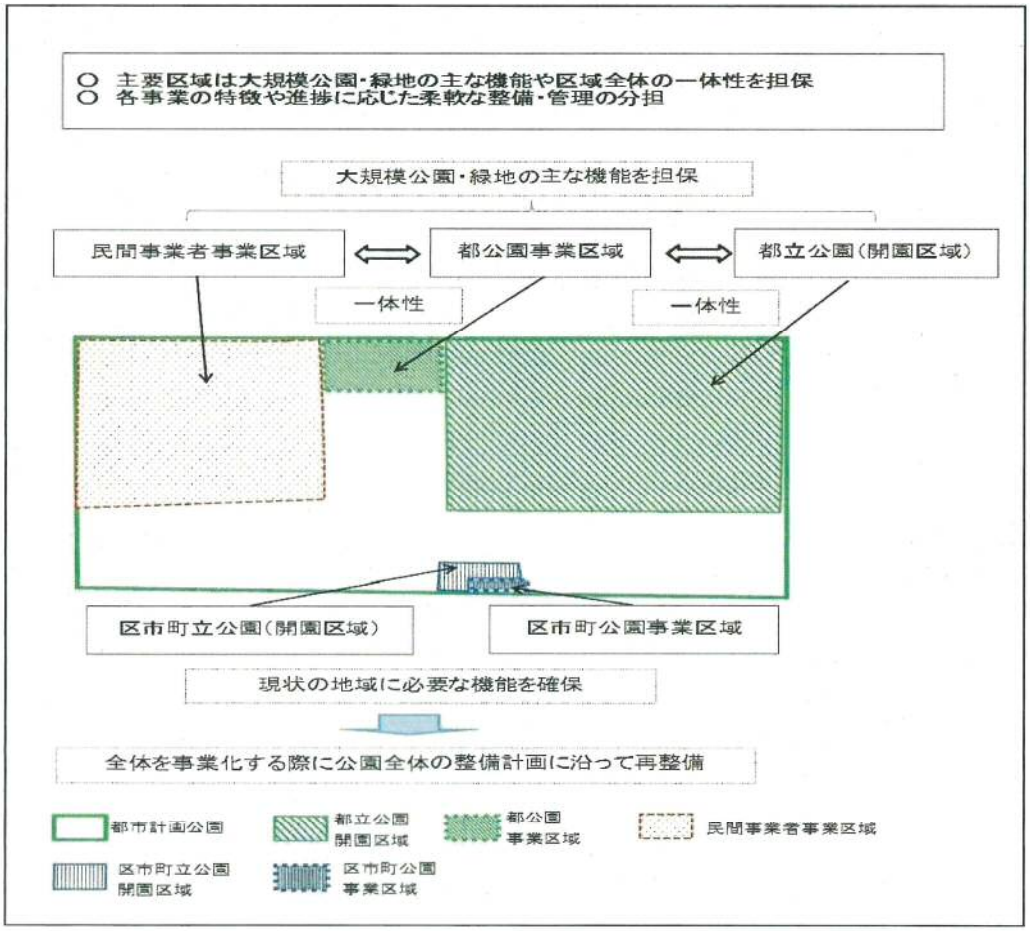

7　自治体間の情報共有

民間事業者による公園整備や公園事業以外との連携については、実績が少なく、各自治体に十分なノウハウが蓄積されていない場合があります。

民間事業者や関連公共事業者との連携や、自治体独自の地域住民との協働などの取組事例を、自治体間で共有し、都内全体の公園整備を促進していきます。

第５章　一層の整備促進に向けた今後の取組

第１　目指すべき都市像に向けた都市計画公園・緑地の配置の考え方

現在の東京の都市計画公園・緑地の原型は昭和 30 年代に策定された計画にあるため、現在に至るまでにみどりや市街地の状況は大きな変貌をとげており、さらに今後、経済、人口構造、気候変動などの大きな転換点を迎え、将来を見据えた都市計画公園・緑地のあるべき姿は変わっていくと考えられます。持続可能な都市を目指すなかでの都市計画公園・緑地は、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」という考えに立って必要性を検証し、周辺のまちづくりや公共施設の計画、みどりの保全の取組との関係性を整理し、重点化すべき区域は着実に整備を進めるとともに、区域や配置の見直しも必要に応じて検討していくことが重要です。

グランドデザインに示した都市像の実現のためには、既定の都市計画公園・緑地の整備だけでは十分とは言えません。本整備方針で示した重点化の視点及び区域設定の評価基準の考え方に合致する区域については、新たに都市計画公園・緑地として追加することを検討していく必要があります。その際、必要性を十分に検証したうえで対象を絞り込み、既存の事業化計画との整合にも考慮することが重要になります。

急速に市街化が進んだ東京では、身近な公園・緑地が現在も不足している地域があるなど、都市計画公園・緑地が効率的に配置されていない場合があります。そのような地域では、グランドデザインに掲げた集約型の地域構造への再編の取組みなどを進める際に、都市計画公園・緑地の再配置を検討していく必要があります。

また、大都市東京では、地震、大規模火災、水害などの災害が、多方面に被害を与える恐れがあり、新たな知見に基づく公園・緑地のあり方の検討が必要です。今後は、避難場所拡充・安全性の向上に資する公園・緑地や、骨格となるみどりの保全と防災性の向上のいずれにも資する公園などについて、適正配置や事業の進め方を検証していく必要があります。

第２　整備促進に向けた都市計画変更

都市計画公園・緑地には、小規模の街区公園から 100ha を超える大規模公園まであり、立地・形態・役割が多岐にわたり、事業化に影響を与える市街化の状況、地権者の意向、自治体の財政状況、関連事業の有無などがそれぞれ異なっており、このような都市計画公園・緑地の都市計画変更は、個別に丁寧な検証が必要です。

１　都市計画決定区域の変更

都市計画公園・緑地の都市計画決定区域には、地形地物や既存市街地等と整合していない箇所があり、事業化にあたり小規模残地や無接道敷地が発生し、地権者の合意が得られない場合があります。一方で、長期にわたり事業未着手であって宅地化が進んでいても、公園・緑地が不足している地域に立地し、都市計画公園・緑地の整備が求められる場合もあります。

今後は、都市計画区域マスタープラン*・区市町の都市計画マスタープラン*・緑の基本計画等の上位計画での方針、公園・緑地等の配置、当該地域の公園充足状況、当該都市計画公園・緑地の立地・規模に応じて重要となる機能などを勘案し、必要に応じて合理的な都市計画変更を行うとともに、周辺まちづくり等と調整・連携しながら事業化促進に取り組み、整備を進めていきます。

また、都市計画道路等の他の都市施設との重複箇所については、機能の両立を可能とする施設計画を検討し、都市計画決定区域の見直しが必要となった場合は、担保すべき事柄の整理とその代替措置を地区計画その他の都市計画などにより講じたうえ、事業化の進捗と整合を図りながら都市計画の変更を行うものとします。

２　「都市計画を定める者」の整理

平成 24 年４月の都市計画法施行令の改正により、都市計画公園・緑地・広場・墓園の都市計画決定は、国又は都が設置する計画面積が 10ha 以上のものに限って東京都決定となりました。しかし、事業者未定で都市計画決定権者が整理されていない都市計画公園・緑地があり、都市計画の見直しや事業化の妨げとなっています。

今後は、都と関係区市町が、下記４つの事項の事実確認を踏まえ個別の状況を調査し、合理的な都市計画への変更や早期事業化にふさわしい計画決定者を、調整のうえ定めていきます。

(1)過去における都市計画法第 23 条第６項の当該都市施設を管理することとなる者としての協議実績
(2)過去における東京都からの移管（都立公園から区市町立公園へ移管）実績
(3)過去における都市計画事業としての実績
(4)現在の都市公園等としての開園実績

第３　骨格となるみどりの保全に向けた都市計画公園・緑地の取組

東京の骨格となるみどりである崖線、丘陵地などは、大面積であることから、全域を都市計画公園・緑地として保全することは現実的ではありません。崖線、丘陵地内の自然的・景観的資源、保全・活用の拠点となる区域等に限定して都市計画公園・緑地の追加する計画決定を行い、みどりの保全の取組みや集約型の地域構造への再編の施策などと連携し、骨格となるみどりの保全を進めていきます。

第４　災害の危険性が高い地域での小面積の都市計画公園・緑地

震災等災害時の危険性が高い地域では、小面積のオープンスペースであっても地域の安全性向上に寄与しますが、通常時の公園機能が十分に期待できないことから、都市計画公園・緑地の計画決定は進んでいません。今後は、小面積の公園・緑地でも効果が期待できる地域を整理し、条件を満たす地域では、複数の小面積区域を都市計画公園・緑地とすることを検討していきます。

また、都市計画公園・緑地の防災機能の早期発現に向けて、小面積の事業化や再整備を前提とした施設整備・管理運営などについての考え方を整理し、事業化を促進していきます。

第５　農の風景育成地区内の都市計画公園・緑地

都と区市町は、地域にまとまった農地や屋敷林が残り、特色ある風景を形成している地域を対象に、農の風景育成地区の指定を進めています。地区内では、点在する農地等であっても都市計画公園・緑地として計画決定することができます。

農の風景育成地区や指定を予定する地区では、農地や屋敷林のほか、農の風景を象徴する景観資源、農業用水路及び水路沿いのみどり、農作業の体験施設や売店用地などを、公有地化の必要性を精査したうえで、都市計画公園・緑地とすることを推進していきます。また、農地に公園・緑地的機能を持たせながら保全していく仕組みなどについて、検討を進めます。

□ 用語解説

用　　語	説　　明

〈ア　行〉

新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針	グランドデザインの都市像の実現に向け、都市開発諸制度（特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区及び総合設計の４制度）の戦略的な活用を図るための方針（平成31年３月改定）。
インセンティブ	広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のこと。政策目的を実現するための誘導策として、規制緩和や補助金、税制など様々な手法がある。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。雨水貯留施設には、公園等の地表面に貯留ものや、建物の地下に貯留するものなどがある。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチなど、地表や地下に設置した溝や管に砂利や砕石などを充填し、その中へ集めた雨水を通すことで、雨水を地下へ浸透させるものなどがある。

〈カ　行〉

崖線（がいせん）	長くつながった「がけ状」の地形。
火災危険度	＊地震に関する地域危険度測定調査を参照
環境軸推進地区	環境軸形成の指針となる「環境軸ガイドライン」において、都や地元区市町などが連携して取り組むことが効果的と考えられる地区を、まちづくりの熟度や、都市施設の整備の見通しなどを勘案した上で、指定する地区。
緊急輸送道路（特定緊急輸送道路）	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第１次～第３次まで設定されている。
景観基本軸	東京の景観づくりを推進する上で、その基軸として重点的に取り組む必要がある二以上の特別区又は市町村にまたがる地域をいう。
建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。
公園的空間	民設公園制度における用語で、都市公園に準じた機能を有することを目的とし、東京都民設公園事業実施要綱に定める水準の整備と管理が実施され、みどりの永続性・公開性・ネットワーク性が担保された空間のこと。
公開空地	広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には都市開発諸制度等を活用して事業者が計画する建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行又は利用することができる部分。
公開空地等のみどりづくり指針	大規模建築物等の建築を行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めるとともに、事業者が都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目的とした指針（平成19年７月施行）。
高規格堤防	現在の堤防から市街地側におおむね200～300m（堤防の高さの約30倍）にわたって盛り土を行った幅の広い堤防のことで、万一、大洪水によって水が堤防を越えても水は斜面を緩やかに流れ、破堤による壊滅的な被害から街を守ることができる。
洪水調節池	増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減する目的で設置される河川管理施設。

〈サ　行〉

災害拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関。
市街地開発事業	都市計画法第１２条第１項各号に掲げる事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。地方公共団体等が、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的としている。
事業認可	都市計画公園・緑地などの都市計画施設の整備に関する事業を施行するために、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けることをいう。
地震に関する地域危険度測定調査	東京都震災対策条例第１２条第１項及び同条例施行規則第５条に基づき、おおむね５年ごとに地震に対する地域の危険度を科学的に測定調査し、都民に公表しているもの。最新の調査は、第８回（平成30年）であり、地震に起因する「建物倒壊危険度（地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定したもの）」と「火災危険度（地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を測定したもの）」を町丁目ごとに測定し、これを合わせて総合的に評価した「総合危険度」の三つの指標について、市街地の危険性の度合いを５ランクで評価している。
浸透トレンチ	＊雨水貯留浸透施設を参照
住区基幹公園	住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さいものから街区公園、近隣公園及び地区公園がある。
整備基準	「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第５９条第４項の整備基準」のこと。特許事業取扱方針に基づく技術基準及び管理運営基準を定めたもの。
先行取得	街路・公園等の都市施設や面整備に必要な用地として、都市計画事業に先行して土地を取得すること。
センター・コア・エリア	「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」で位置付けられた地域で、おおむね首都高速中央環状線の内側の、東京圏の中核となるエリア。
総合危険度	＊地震に関する地域危険度測定調査を参照

〈タ　行〉

大規模救出救助活動拠点	震災時に自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプ等として活用するオープンスペース。東京都地域防災計画において位置づけられているもので、環状七号線周辺の都立公園などに指定されている。
対策強化流域	東京都豪雨対策基本方針（改定）において、浸水被害や降雨特性などを踏まえ、甚大な浸水被害が発生している地域について、豪雨対策を強化する流域として設定。主に神田川流域、渋谷川・古川流域、石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域、矢沢川・丸子川流域、境川流域。
建物倒壊危険度	＊地震に関する地域危険度測定調査を参照
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。
地区施設	地区計画等の中で定められる施設。主として街区内の居住者等が利用するための道路、公園、緑地、広場その他の公共空地。
東京が新たに進めるみどりの取組	グランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、都の関係局による検討を経て、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの（令和元年５月東京都公表）。
東京都豪雨対策基本方針	平成19年８月に都が、時間50ミリを超える局所的な集中豪雨に対し、10年後までに実現すべき目標と、ハード・ソフト両面の取組の方向性を示した基本方針。基本方針では、豪雨やそれに伴う水害が頻発している「対策促進エリア」を選定し、総合治水対策を重点的に推進していくこととしている。

東京都震災対策条例	地震による災害に関する予防、応急及び復興に係る対策に関し、都民、事業者及び東京都の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定める。
東京都地域防災計画	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画。「震災編」「風水害編」「火山編」「大規模事故編」で構成されており、「震災編」では、震災に強い東京の実現を図ることを目的に、都及び防災機関が行うべき、予防対策、応急・復旧対策及び震災復興の各段階に応じた具体的内容を記載している。
東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）	東京都と特別区及び 26 市2町が、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね 10 年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画であり、平成 28 年4月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」が最新のものとなっている。
東京における土地利用に関する基本方針について	平成 31 年2月に東京都都市計画審議会から出された答申。都市づくりのグランドデザインを踏まえ、都民、民間事業者、ＮＰＯ、区市町村等の取組を適切に導くための土地利用の方針であり、今後の土地利用制度をどのように運用していくべきかを示したもの。
特別緑地保全地区	現状のままの緑を保全することを目的とした、都市緑地法に基づく地域制緑地の一つ。樹林地、草地、水辺地、岩石地などが良好な自然環境を形成している土地で、①無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のための遮断地帯、避難地帯として適切なもの、②神社、寺院等の建造物の遺跡などが一体となって、地域において伝統的文化的意義を有するもの、③風致、景観が優れているもしくは動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があり、かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものが指定される。
都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘導を図る制度で、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。
都市型水害	近年、都市部において頻発しているヒートアイランドも関係すると考えられる局地的な集中豪雨等に起因する水害。
都市基幹公園	都市住民全般の利用を対象とする比較的大規模な公園の分類のこと。総合公園及び運動公園がある。
都市計画法53条に係る建築制限緩和	都市計画法第 53 条は、都市計画施設の区域内における建築制限の規定である。同法第 54 条の範囲内の建築物（木造等の構造、2 階建て以内、地下室のないもの）は法律上許可しなければならないが、これを超えるものを許可するかどうかは許可権者の判断となる（特例許可）。この許可を行うにあたり、許可権者の多くは基準を作成して運用している。
都市計画区域マスタープラン	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。都市計画法に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、都市計画区域マスタープラン等に即して定める、区市町村の都市計画の基本的な方針。
都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度。
都市施設	都市計画において定められるべき都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設。都市生活を営む上で必要とされる施設で、①道路などの交通施設、②公園などの公共空地、③上下水道などの供給処理施設、④河川などの水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院等、⑦市場、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官公庁施設、⑩流通業務団地などがある。
都市づくりのグランドデザ	平成 28 年9月に東京都都市計画審議会から示された答申「2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指す

イン	べき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの（平成 29 年９月東京都策定）。
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき定められる、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき定められる、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
特許事業取扱方針	「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第５９条第４項の取扱方針について」のこと。東京において、都の指導監督下で、民間事業者において都市計画法第 59 条第４項の事業（特許事業）により都市計画公園等の整備、維持管理を行う場合の条件を定めたもの。

〈ナ　行〉

農の風景育成地区	区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用する制度。農の風景育成地区内では、散在する農地を一体の都市計画公園などとして指定することを可能とし、これにより農業の継続が困難となった場合にも、区市町が農地を取得し農業公園等として整備することができる。

〈ハ　行〉

ヒートアイランド現象	都市部にできる局地的な高温域であり、郊外に比べて都市の中心部ほど気温が高く、等温線の形状が島のように見えるため、ヒートアイランド（熱の島）の名がつけられた現象。
避難場所	大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大きな公園やグラウンド等のオープンスペース。区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所として、平成 30 年６月現在で 213 か所が指定されている。
避難有効面積	避難場所の総面積から、避難者が利用できない建物や池等を除くとともに、避難場所の周辺で発生する火災の影響等を考慮して算出する、実質的に利用可能な避難場所の面積。
防災船着場	地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合、陸上交通の代替輸送機関として河川舟運が住民の避難や緊急物資の輸送等の機能を有効に果たすための船着場。

〈マ　行〉

緑確保の総合的な方針	特に減少傾向にある東京の民有地の既存の緑を計画的に確保していくことなどを目的に、今後 10 年間で確保する緑の箇所、面積などを明らかにしている。今後確保する緑や街づくりの中で作り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための先導的な施策を提示するため、都が区市町村と合同で策定した方針（平成 22 年５月公表、平成 28 年３月改定）。
緑の基本計画	区市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる（都市緑地法第４条）。
「未来の東京」戦略ビジョン	2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」を示したもの（令和元年 12 月東京都策定）。
民設公園制度	都市に必要な基盤である都市計画公園・緑地について、従来の公共による整備に加え、民間の活力を導入することにより、早期に公園的空間として整備及び管理する東京都独自の制度。平成 18 年６月に「東京都民設公園事業実施要綱」を施行。

木造住宅密集地域	老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いため、防災上、住環境上課題を抱えている地域。

〈ヤ　行〉

屋敷林	農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された林。
湧水	地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出ているもの。
遊水機能	公園等の土地が雨水等を地表面に一時的に滞留させて、雨水の流出抑制の効果を発揮させること。

〈ラ　行〉

流出抑制	雨水が河川や下水道に短時間に流出しないようにすること。これにより、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。
緑化地域	都市緑地法第 34 条に基づき、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度。この制度の活用により効果的に緑を創出することができる。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。

□ 検討体制

「都市計画公園・緑地の整備方針」都区市町合同改定検討委員会

区別	所属			備考
東京都委員会	政策企画局	政策調整部	技術政策調整担当課長	
	都市整備局	都市づくり政策部	都市づくり政策部長	座長（特別区、市町各委員会も兼ねる）
			土地利用計画課長	
			政策調整担当課長	
			緑地景観課長	事務局（特別区、市町各委員会も兼ねる）
		市街地整備部	企画課長	
		市街地建築部	建築企画課長	
	建設局	公園緑地部	公園計画担当部長	副座長
			計画課長	
特別区委員会	千代田区		環境まちづくり部長	
	中央区		環境土木部長	
	港区		街づくり事業担当部長	
	新宿区		みどり土木部長	
	文京区		土木部長	
	台東区		土木担当部長	
	墨田区		都市整備部長	
	江東区		土木部長	
	品川区		都市環境部長	
	目黒区		都市整備部長	
	大田区		まちづくり推進部長	
	世田谷区		みどり３３推進担当部長	副座長
	渋谷区		土木清掃部長	
	中野区		都市基盤部長	
	杉並区		土木担当部長	
	豊島区		都市整備部長	
	北区		土木部長	
	荒川区		防災都市づくり部長	
	板橋区		土木部長	
	練馬区		土木部長	
	足立区		みどりと公園推進室長	
	葛飾区		都市施設担当部長	
	江戸川区		土木部長	

区別	所属		備考
市町 委員会	八王子市	まちなみ整備部長	
	立川市	基盤整備担当部長	副座長
	武蔵野市	環境部長	
	三鷹市	都市整備部長	
	青梅市	環境部長	
	府中市	都市整備部長	
	昭島市	都市計画部長	
	調布市	環境部長	
	町田市	都市づくり部長	
	小金井市	環境部長	
	小平市	環境部長	
	日野市	環境共生部長	
	東村山市	まちづくり部長	
	国分寺市	建設環境部長	
	国立市	生活環境部長	
	福生市	都市建設部長	
	狛江市	都市建設部長	
	東大和市	環境部長	
	清瀬市	都市整備部長	
	東久留米市	環境安全部長	
	武蔵村山市	都市整備部長	
	多摩市	環境部長	
	稲城市	都市建設部長	
	羽村市	都市建設部長	
	あきる野市	都市整備部長	
	西東京市	みどり環境部長	
	瑞穂町	都市整備部長	
	日の出町	まちづくり課長	

別紙２

「緑確保の総合的な方針」改定の概要

緑確保の総合的な方針

【策 定】 東京都・特別区・市町村（島しょを除く）
【目 的】 減少傾向にある民有地の既存の緑を、まちづくりの取組の中で計画的に確保する
【概 要】 今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表、あわせて、まちづくりで創出する緑や先導的に取組む緑施策を提示

策定経緯

平成22年5月　都と区市町村合同で方針策定
平成28年3月　一部改定（確保地を追加、公表）
平成30年12月　都区市町村合同検討委員会にて改定の検討を開始

◆これまでの成果

○ 平成22年、確保地305haを公表、平成28年、確保地134haを追加
○ 確保地439haのうち315haを確保（約72%）　確保候補地を含め419haを確保

◆改定後の計画期間

○ 令和2年度から令和11年度まで　10年間

◆改定のポイント

○ 「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
○ 骨格的な緑の充実等を目指し、新たな「確保地」の設定および施策を提示
○ 確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全すべき農地として明確化

改定案の概要

Ⅰ　既存の緑を守る方針

既存の緑を、丘陵地、崖線、農地などに分類し、今後10年間に確保することが望ましい緑を「確保地」として抽出。箇所・面積のリスト、位置図を公表

確保主体	確保地				確保候補地	
	水準１～３		特定生産緑地			
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
特別区	60	19	2,025	398	456	127
市町村	71	180	8,912	2,497	163	75
東京都	22	104			38	637
合　計	153	304	10,937	2,894	657	839

◆確保地　・・・今後10年間に確保を目指す対象地
水準1　：都市公園緑地事業、特別緑地保全地区等により確保
水準2　：法や条例に基づく許可並びに優遇税制により確保
水準3　：届出制や協定等により確保
特定生産緑地　：指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定

◆確保候補地　・・・計画期間にかかわらず確保を目指す対象地

Ⅱ　まちづくりで緑を創出する取組

計画期間中に、まとまった緑の創出を伴うまちづくり事業のリストを提示

民間開発による緑化空間、公園緑地、街路樹、水辺の緑などとの連携により形成されるネットワークを緑の骨格としてとらえ、充実させるよう緑化を誘導

Ⅲ　緑の確保をさらに推進する取組

緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりをさらに進めるために、先導的な施策を提示

◇都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出
◇生産緑地の保全・活用
◇市民緑地認定制度の活用　ほか

スケジュール（案）

令和元年度
2月13日　パブリックコメント募集
～3月19日

令和2年度
4月　都区市町村合同委員会
5月　改定・公表　予定

緑確保の総合的な方針（改定案）

令和２（2020）年２月

東京都・特別区・市町村

目　次

第1章　「緑確保の総合的な方針」の必要性 1

1　2040年代に目指す東京の姿に向けた緑施策

2　これまでの緑施策

3　方針の策定経緯

4　これまでの主な成果

5　方針の改定について

第2章　東京の緑の現状と課題 9

1　みどり率の推移

2　樹林地の現状

(1)　山地

(2)　丘陵地

(3)　崖線

(4)　平地林

(5)　寺社林

(6)　屋敷林

3　樹林地の課題

4　農地の現状

(1)　生産緑地の2022年問題

(2)　都市農地の位置付けの転換

(3)　都市農地に関する制度改正

5　農地の課題

6　まちづくりにおける緑の現状

7　まちづくりにおける緑の課題

第3章　「緑確保の総合的な方針」 20

1　方針の枠組み

(1)　方針の概要

(2)　方針策定の視点

(3)　系統分類による緑の把握

2　既存の緑を守る方針

(1)　既存の緑を保全するための基本的な考え方

(2)　確保の「水準」の設定

(3)　「確保地」「確保候補地」の抽出

3　緑のまちづくりへの取組

(1)　緑のまちづくりを進めるための基本的な考え方

(2)　まちづくり事業による緑の創出

(3)　まとまった緑が創出されるまちづくり事業

4　緑の確保を更に推進する取組

(1)　緑の確保を推進する先導的な取組

(2)　既に進めている緑確保への取組

第4章　今後の取組に向けて 78

1　次世代を見据えた取組

2　様々な主体との連携

3　施策の進行管理と方針の推進

資　料

第１章　「緑確保の総合的な方針」の必要性

１　2040年代に目指す東京の姿に向けた緑施策

東京都は令和元(2019)年12月、2040年代に目指す東京の姿と、その実現のために2030年に向けて取り組むべき戦略を示した「『未来の東京』戦略ビジョン」(以下「戦略ビジョン」という。)を策定しました。世界の政治・経済等の枠組みの大きな変化、第4次産業革命のうねり、世界的な気候変動の危機、少子高齢・人口減少社会の進行という、4つの点における歴史的な転換点に直面している中で、「戦略ビジョン」では、こうした厳しい状況に向き合い、目指す東京の姿の一つとして、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」を提示しました。そしてこのビジョンの実現を目指し、2030年に向けた戦略として、都市計画公園や緑地の整備、農地や自然地の保全を推進するとともに、防災や都市再生など様々な施策とも連動させながら、あらゆる場所で緑を創出・保全していくことで、緑溢れた都市を創り上げていくこととしています。これは、平成29(2017)年に策定した「都市づくりのグランドデザイン」において都市づくりの挑戦として掲げた、「緑の総量を減らさない」という目標と合わせ、今後、東京が取り組んでいく緑施策の大きな方向性となります。

２　これまでの緑施策

緑は、都市が自然環境との調和を保っていく上での重要な構成要素であり、これはほかのもので代替することはできません。このような緑の持つ可能性をあらゆる角度から生かせるようにすることが、東京を持続可能な都市としていく鍵と考えられます。

東京の都市づくりを緑の観点から振り返ってみると、市街化の進展による緑の減少に対して、東京都では昭和50年代から総合的な対策を講じるようになりました。体系的に緑地をとらえて全体目標像を示した「東京都緑のマスタープラン」※1(昭和56(1981)年)、緑の対策範囲を民間にまで広げて施策を示した「緑の倍増計画」※2(昭和59(1984)年)、多摩の丘陵地の開発指針を示した「みどりのフィン

※1　2000年の緑地の確保目標として、区部約10,700ha、多摩部約33,000ha　計約43,700ha(区域の30%相当)、一人当たり緑地面積は、区部12㎡、多摩部20㎡とした。

※2　緑の量、質、行動の倍増がコンセプト。一人当たり公園面積を3.1㎡から6.0㎡に、樹木を1億本から2億本に倍増することを目指した。

ガープラン」※3（平成3(1991)年）、そして「みどり率」※4を政策指標に掲げた「緑の東京計画」※5（平成12(2000)年）等がありました。

また、平成6(1994)年の都市緑地保全法※6改正に伴い、各区市町村の緑のマスタープランとも言える「緑の基本計画」※7が法律に位置付けられ、今日まで東京都の都市計画区域のほぼ全自治体が策定、運用しています。

さらに平成18(2006)年3月には、東京都・区市町が合同で「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、計画的に都市計画公園・緑地の整備に着手することとしました。平成23(2011)年に当初の計画を改定し、令和2（2020）年までの10年間の計画で事業を進めています。

また、東京における自然の保護と回復に関する条例の緑化計画制度や開発許可制度、更に都市開発諸制度等※8による緑の保全・創出、環境軸※9のように、まちづくりと連動して緑を生み出す仕組みも充実させてきました。

これらの取組などにより、公園・緑地は、区部で過去10年間に230ha、多摩部で450haと着実に増加するとともに、都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑なども増加しており、緑を創出することについては、一定の成果を上げてきています。

※3　多摩の丘陵地の緑について、自然と開発の調和の観点から地形的、自然的特性により類型区分し、その特性に基いて保全・活用が行われるよう、ガイドラインとして示したもの。

※4　緑被率（ある地域における、緑で被われた土地の面積の、その地域全体の面積に占める割合）に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたもの。

※5　平成13年度から平成27年度までの15年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしたもの。

※6　昭和48年に制定。平成16年に「都市緑地法」に名称改正。都市緑地法は都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的。

※7　都市緑地法に位置づけられ、区市町村が定めることができる。緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

※8　再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計（東京都許可）に都市再特別地区が加わった都市開発を誘導する制度群。

※9　公園・緑地、道路や河川のみどりとこれら沿線のまちづくりで生まれるみどり等を組み合わせ、都市施設のみでは成しえない厚みと広がりをもったみどり空間の創造を目指すもの。

3　方針の策定経緯

これまで様々な緑の施策が講じられてきたにもかかわらず、東京全体の緑を俯瞰すれば、いまだに減少傾向が続いています。その大きな要因は、人と自然との関わりの中で、長い間育まれてきたと言われる樹林地や農地等の既存の緑の役割の変化にあります。例えば、樹林地は、いわゆる平地林※10や屋敷林※11、あるいは丘陵地・山地での薪炭林※12や用材林※13などの用途や機能に由来するように、生活や産業に不可欠な存在でした。

その後、産業構造の変化や市街化の進展により、こうした樹林地や農地の面積は著しく減少しましたが、残された緑という観点からすると、その希少性が今日では、逆に大きな意味を持つようになりました。

近年、地球規模の環境問題に対する関心が高まる中、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、郷土の景観を形づくる骨格としての役割、雨水の浸透機能など、緑の持つ多くの機能が見直され、再びなくてはならない存在になったと言えます。

既存の緑は都民全体のかけがえのない共有財産であり、未来に向けて確実に引き継いでいかねばなりません。我々の世代は、その責務があります。ややもすると見過ごされがちな、こうした既存の緑にもっと関心を持ち、まちづくりの一環として力を注ぐことが必要です。

また、既存の緑の保全だけでは、緑を一層重視した総合的なまちづくりとはなりません。東京の各地で起こる再開発等の様々なまちづくりについて、質・量ともに確保するための規制誘導策等を示していくことも併せて必要です。

こうした観点から、既存の緑については、まず、都全域について、実態を把握し、整理した上で、今後の緑の方向性を明らかにしていく必要があります。そして、これまで以上に保全を推進するためには、具体的、効果的な方策を検討し、時期を逃すことなく、対策を講じていくことで、緑の減少傾向を緩和していく必要があります。

また、緑を一層重視したまちづくりを実現するためには、目指すべき地域の緑

※10 都市近郊や平坦地域に残された森あるいは林。ここでは、ほぼ平坦地にある雑木林を指す。
※11 農家などの周りに、防風、防雪、用材の活用等を目的に設置された複層構造を持つ林。
※12 薪及び木炭の原材料の生産を目的とする森林。
※13 主に有用材を生産するための森林。

の姿に沿って、既存の緑とまちづくりで生まれる緑との連携を進めていく必要があります。

このような既存の緑の保全やまちづくりの方向性をとりまとめる試みを確実なものとするために、東京都と区市町村は、「緑確保の総合的な方針」を平成22(2010)年5月に策定しました。平成28(2016)年3月には、更なる緑の確保を進めるため確保地の追加を行い、都市の中で減少傾向にある緑の課題に対応しています。

4　これまでの主な成果

◆確保地・確保候補地について

「緑確保の総合的な方針」では、平成22(2010)年に確保地約305haを公表し、更に平成28(2016)年に約133haを追加して計画的に緑の保全に取り組んできました。その結果、これまでに、都と区市町村は確保地約439haのうち約315haを確保しました※14。

また、計画期間にとらわれずに保全に取り組むとした確保候補地約1，055haについても、これまでに約104haを確保しました。

◆都市計画公園・緑地

都市計画公園・緑地として、市街地にある崖線の貴重な緑や農地を確保したことで、これらを永続的な緑の空間として多くの都民が活用できるようになりました。

世田谷区　喜多見農業公園

大田区　佐伯山緑地

国分寺市　恋ヶ窪用水路周辺緑地

※14 方針策定時に設定した確保水準を達成したものを「確保した」と表現する。確保水準については、P81 【資料】「確保地の水準の基本的な考え方」を参照

◆特別緑地保全地区

地域に大切にされている樹林を、13区市30か所で特別緑地保全地区として保全し次世代に引き継がれることになりました。

足立区　西新井栄町

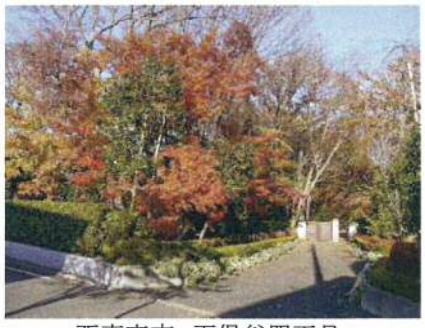

西東京市　下保谷四丁目
（高橋家屋敷林）

◆農の風景育成地区

都市に潤いを与えるとともに、災害時の避難場所にもなる農地を含む地域の景観を、地域の方々の協力を得て、4か所で「農の風景育成地区」に指定することにより保全しました。

杉並区　荻窪一丁目・成田西二・三丁目地区
（屋敷林とミカン畑の風景）

練馬区　南大泉三・四丁目地区
（地区内の体験農園）

◆東京の緑を守ろうプロジェクト

本方針の主旨に賛同した一般財団法人セブン-イレブン記念財団との連携・協力により、「東京の緑を守ろうプロジェクト」として都内に残る緑を保全する市民活動の支援を行いました。屋敷林や雑木林など東京の緑の保全活動を行う市民団体に対し、平成22(2011)年度から平成30(2018)年度までに、合計235件、総額約4, 135万円の活動助成を行いました。また、このプロジェクトでは、本方針を後押しする民間組織として「東京の緑を守る将来会議」を創設し、緑の保全に関するシンポジウムやセミナー等の普及啓発活動などを行いました。東京の緑を守る将来会議は、平成30年度にNPO法人Green Connection TOKYOとして法人格を取得し、中間支援組織として更に活動を充実させていくこととしました。

緑の保全に関するシンポジウム

雑木林の保全活動

◆界わい緑化推進プログラム

公益財団法人東京都公園協会と連携し、区市町村の計画案に対し人材の提供や活動に対する助成を行う「界わい緑化推進プログラム」を実施し、緑に囲まれた街づくりをしたい地域の要望を実現してきました。

＜緑化事例＞

H26年度　港区

H30年度　八王子市

5　方針の改定について

平成31(2019)年2月、都市計画審議会から、「東京における土地利用に関する基本方針について」の答申(以下「答申」という。)がありました。

答申では、都市づくりのグランドデザインを踏まえた土地利用のあり方として、「将来の人口減少を見据えた安全で魅力や活力の高い都市の創出を図る土地利用へ転換すべき」と提言しており、緑については、丘陵地、河川・崖線などの自然地形や公園・緑地などと一体となった厚みとつながりのあるみどり※15の充実及び都内全域でのみどりの量的な底上げと質の向上を推進することが必要としています。

また、特に、農地は、付加価値の高い農業生産の場として活用されることに加え、環境や防災の機能を持った貴重な緑の空間であり、将来にわたり保全・活用していくことが極めて重要であるとしています。

緑確保の総合的な方針は、策定の経緯や意図を引継ぎつつ、これらの上位計画等で示された方針や答申を踏まえ、新たな10年間の計画期間を設定し、改定を行います。

※15 答申では、樹林や公園緑地、農地、崖線、河川、敷地内緑化などを「みどり」と表現している

第2章　東京の緑の現状と課題

1　みどり率の推移

平成30年に行われたみどり率の調査結果では、都全域で平成25(2013)年の53.0%から平成30(2018)年の52.5%へ、0.5ポイント減少しています。用途別の推移では、公園・緑地が3.8%から3.9%と0.1ポイント増加しているのに対し、樹林・原野・草地が42.9%から42.6%と0.3ポイントの減少、農用地が3.7%から3.4%と0.3ポイント減少しています。

2　樹林地の現状

東京の緑のうち樹林地は、統計年鑑(平成20年から平成30年)のデータによると、約300ha減少し、今も減少を続けています。

東京に残された緑を概観すると、樹林地は山地、丘陵地、崖線、平地に存する形態のものと、寺社林や屋敷林といった人の生活との関わりの中で、古くからほぼ都内全域にわたり点在するものに分類されます。

それぞれの樹林地の状況と特性・概要は、以下のとおりです。

(1) 山地

丘陵地の西側に続く、いわゆる関東山地で、約6割が人工林です。林業経営を取り巻く厳しい環境から、伐採及び造林が停滞し、高齢林の増加により、スギ花粉飛散量の増大や二酸化炭素吸収能力の低下などが問題となっています。

山地は都市計画区域外が大半であり、都市計画区域内であっても市街化調整区域では、採石場、変電所なども見られます。

また、現在、緑地であっても、将来の宅地開発等のために、経済成長期に買収された企業用地もあります。

山地の緑に関する制度は、保安林(森林法)、国立・国定公園(自然公園法)など、地域制緑地の制度※16が主体となっています。

※16 保安林(森林法)、国立・国定公園(自然公園法)、風致地区(都市計画法)、特別緑地保全地区(都市緑地法)、生産緑地地区(生産緑地法)など法や条例に基づき、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境などの保全を図るもので、本方針の山地においては、森林法並びに自然公園法上の制度が指定されている。

(2) 丘陵地

山地の東に続く丘陵地の大半は、人為的な営みによって維持されてきた二次林※17で構成されています。丘陵地は多くの谷戸、湧水、河川などを擁し、生物多様性を維持する空間としても重要とされ、「里地里山」として親しまれています。丘陵地は市街化の進行により、約6割の緑被となっています。

丘陵地は、「みどりのフィンガープラン」によると、大きく八つに区分されます。これらは、古くから東京の重要な緑と認識され、都立自然公園※18、首都圏近郊緑地保全区域※19、風致地区※20、丘陵地景観基本軸※21、保安林※22、保全地域※23、などの制度が重複して指定されています。さらに、昭和50年代以降、特に重要な緑が公園事業で買収され、野山北・六道山公園、長沼公園、桜ヶ丘公園などの都立の丘陵地公園となっています。

(3) 崖線

崖線の緑は、多摩川などの河川や東京湾の海による侵食作用でできた崖地に生育して残った緑であり、緑が遠くからでも連続して見え、多くの湧水や動植物、寺社林などの資源を有し、東京の緑の骨格のひとつとなっています。都内では大小約40か所、延長約230kmに及んでおり、その約4割が緑で被われています。現在では、市街地に残された貴重な緑となっていますが、一部において開発も見受けられます。

崖線は、行政区域をまたいで連続していますが、緑地保全の取組は自治体によって違いがあります。保全に当たっては、都市計画法に基づく都市計画緑地等としての土地の買収、都市緑地法による規制、条例等による届出や許可、

※17 その土地本来の自然の植生が災害や人為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林。

※18 自然公園は、優れた自然風景を保護することが必要であり、保護計画に定められた区分(特別保護地区、特別地区、普通地区等)によってそれに応じた行為の制限、手続が行われる。

※19 首都圏近郊緑地保全法に基づいて、相当規模を有する自然豊かな良好な緑地を、国が指定するもの

※20 都市計画法に基づく地域地区で、自然の趣を維持するために、建築等の規制を行う制度

※21 東京都都市景観マスタープランにおける景観基本軸の中で、東京都景観条例に基づく区域を指定し、一定の規模の建築等の届出制による景観誘導を図るものの一つ

※22 森林法に基づき、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、保健休養、風致の保全等を目的に、立木の伐採や転用に制限がある森林

※23 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく保全制度。良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを指定し、都民の大切な財産として残していこうというもの

要綱による指導、などの手法を使った取組が進められています。

(4) 平地林

かつての平地林は、多くが市街化により消失し、今日では公共施設や研究所等の大規模施設内及び市街化調整区域内にわずかに残存するだけです。1ha以上の平地林は、30か所程度となり、武蔵野の身近な緑を享受することのできる、極めて希少な存在となっています。

その中には、保全地域や市町の条例に基づく保存樹林に指定されているものがあります。

(5) 寺社林

寺社林は、屋敷林と似て、地域の特色や歴史を感じられる身近な緑となっています。1,000㎡以上の寺社林は、都内に広く分布しており、その数は約500か所になります。個人所有の樹林と比べ、その性格から比較的開発がされにくい緑です。

寺社林は、区市町村の条例に基づく保存樹林に指定されているもののほか、上野寛永寺、明治神宮、大宮八幡宮など、特別緑地保全地区に指定されているところもあります。

(6) 屋敷林

屋敷林は、樹林としての規模は小さいものの、武蔵野らしさ、地域らしさを感じることのできる身近な緑として貴重になってきています。1,000㎡以上の屋敷林は、都心、東部低地地帯を除き、市街化区域に万遍なく分布しています。特に、青梅街道、五日市街道沿いなどの街道沿いには、江戸時代の新田開発に伴って育まれた屋敷林が多く見られます。

都内には、800か所を超える屋敷林が確認され、その累計面積は200ha以上にも及びます。屋敷林は、各区市町村の保存樹木や保存樹林、都市緑地法に基づく市民緑地や特別緑地保全地区等の指定が進む一方、相続等の要因により消失するものも見られます。

3　樹林地の課題

東京の樹林地は、保全を進めるに当たって、主に以下の課題があると　考えられます。

○　現在ある緑の保全制度が十分に普及・活用されていないこと。【全般】
○　かつて林業の営みによって維持されていた森林が、経営状況の悪化や担い手不足等により荒廃し、また、かつての里山は手入れが行われなくなっていること。【特に、山地および丘陵地】
○　緑の保全に関する制度が多種類あり、その運用主体も都や区市町村など様々であり、相互に補完、連携が十分に図れていないこと。【特に、丘陵地や崖線の緑】
○　市街地に残された小規模な樹林地に対する保全制度が十分でなく、相続等により失われていること。【特に、屋敷林】
○　相続など不測の事態に対応できる、樹林地を買い取るための財政的な仕組みが十分でないこと。
【特に、屋敷林、丘陵地、崖線の緑】
○　樹林の維持は、所有者にとって、固定資産税、都市計画税、相続税の負担が大きいこと。
○　樹林地所有者の樹木剪定や落ち葉掃きなど日常の維持管理がコスト・労力共に負担になっていること。
○　屋敷林などは、近隣への落ち葉や日照の問題への対応、樹林地内へのゴミの不法投棄などに困っていること、また、台風被害による隣家への倒木の恐れも問題となっていること。

4　農地の現状

東京の緑のうち、農地は統計年鑑(平成20年から平成30年)のデータによると、約1,000ha減少し、今もなお減少を続けています。

現在では、東京の農地は、市街化区域内で生産緑地※24約3,100ha、宅地化農地※24約730ha、市街化調整区域内には、約1,740ha、合計約5,570haとなっています。約7割が市街化区域内農地であり、そのうちの約8割が生産緑地です。

その分布を見ると、農地の多くは散在していますが、区部周辺部では、屋敷林が農地と一団地化し、また、多摩中央部では短冊状のまとまりが見られ、武蔵野の特徴ある景観を残しています。

農地の減少の背景には、相続の発生に伴う農地の処分が大きく影響しています。相続が発生し、後継者がいない場合、農地を維持する仕組みは、十分に整っているとは言えません。後継者がいても相続税のために農地を手放さざるを得ない場合もあります。

■　都内農地面積内訳(島しょを除く。)

地域区分	農地区分	面積(ha)	
市街化区域	生産緑地地区	3,100	※都市整備局:東京の土地2018より
	宅地化農地	733	※都市整備局:東京の土地2018より
	計	3,833	
市街化調整区域	農業振興地域農用地区域	788	※関東農政局:農業振興地域整備計画総覧　H29.12.31現在
	上記以外	952	
	計	1,740	※農林水産省:耕地面積調査　平成30年より
都市計画区域外		118	※農林水産省:耕地面積調査　平成30年より

※24 平成3年の農地関連税制の改正により、市街化区域内農地は「保全すべき農地(生産緑地)」と「宅地化する農地(宅地化農地)」に明確に区分することとなり、生産緑地内の農地は農地課税、宅地化農地には計画的な宅地化を図るものとして固定資産税・都市計画税の宅地並み課税が適用されることとなった。

■ 市街化区域内農地面積の推移

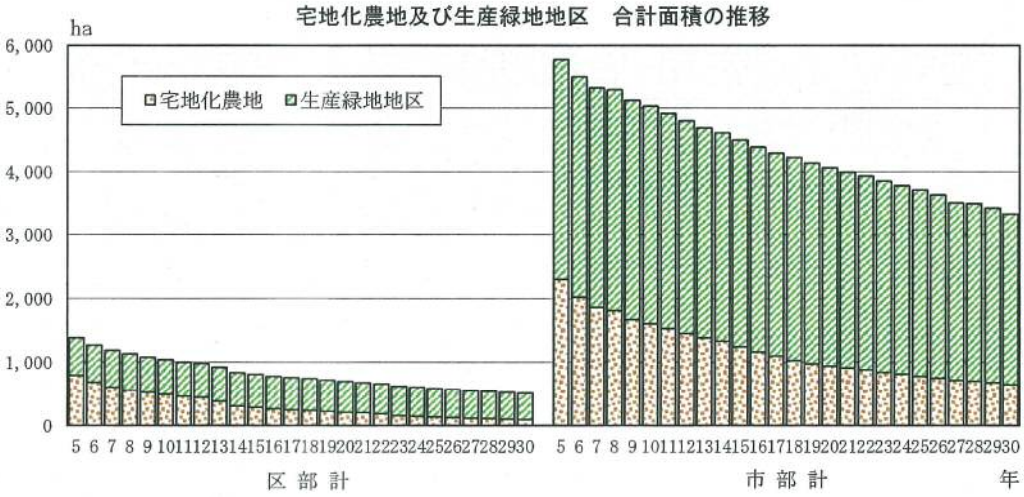

(1) 生産緑地の2022年問題

これまで、市街化区域内における農地の保全に、非常に大きな役割を果たしてきたのが生産緑地地区制度です。1980年代後半の大都市を中心とした急激な地価高騰から住宅・宅地供給が重要課題となり、市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」とされましたが、平成3(1991)年の生産緑地法の改正により、保全すべき農地については生産緑地地区として都市計画に位置付け、固定資産税や相続税の優遇措置とともに30年間の転用制限を行うこととなり、平成4(1992)年には約3,200haの生産緑地地区が指定されました。

現在[※25]、都内において、平成4(1992)年に都市計画決定された生産緑地地区は約2,000haとなっており、この面積は、都内の生産緑地の約8割に相当し、宅地化農地も含めた市街化区域内農地の約7割に相当します。

しかし、令和4(2022)年以降、都市計画決定から30年が経過した生産緑地はいつでも買取り申出が可能となり、税の優遇も段階的になくなることから、保全上非常に不安定な状況に置かれることになります。このことにより、2022年以降、生産緑地の急激な減少の可能性が懸念されています。

※25 平成30年12月31日時点

(2) 都市農地の位置付けの転換

一方で、近年では、東京の農業を取り巻く社会情勢や都市環境は大きく変化してきています。食の安全への意識の高まりとともに、身近な農地で生産された新鮮で安全な農産物の供給が高く評価されています。また、ゆとりや潤いを求める価値観の広まり、東日本大震災を契機とした防災意識の向上等により、都市農地は良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割が見直されています。こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場の提供などの多様な機能への評価が高まっています。

このような背景の下、平成27(2015)年に制定された都市農業振興基本法において、都市農業や都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興がはかられることとされ、同法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置づけを転換することとされました。

更に、平成29(2017)年の都市緑地法の改正において、法における「緑地」の定義に農地が含まれることが明記されました。これにより、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地については、都市緑地法の制度において「緑地」として位置づけ、保全・活用を図ることが可能となりました。

(3) 都市農地に関する制度改正

都市農業振興基本法の制定以降、都市農地の保全、活用に関する様々な制度改正が行われています。

■ 生産緑地法の改正

平成29(2017)年には、生産緑地法の改正により、特定生産緑地制度が創設されました。これは、近く都市計画決定から30年が経過する生産緑地について、特定生産緑地に指定することにより、買取り申出が可能となる期日が10年間延長され、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに、固定資産税の優遇や相続税の納税猶予が継続される制度となっており、10年経過後も、繰り返し10年ごとに期日を延長することができます。

更に生産緑地法の改正では、区市町村の条例により、生産緑地地区の一団の面積要件を500㎡から300㎡に引き下げることが可能となったほか、営農継続の観点から、生産緑地地区内に、農業者の収益性の向上に資する、農産物等の加工施設、直売所、農家レストランなどの施設が設置可能となりました。

■ 生産緑地の貸借の円滑化

生産緑地については、これまで制度上、農地を貸した場合の所有者のデメリットが大きく、貸借による農地の有効活用などの取組が進まないことも課題となっていました。この課題への対応として、平成30(2018)年には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定され、貸借期間終了後に農地が所有者に返還される、相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができるなど、所有者にとって安心して生産緑地の貸借が行える仕組みが創設されました。

■ 田園住居地域の創設

都市計画の観点から農地の保全、活用を図る仕組みとして、平成29(2017)年の都市計画法、建築基準法の改正により、用途地域のひとつとして田園住居地域が創設されました。田園住居地域は、農地の開発規制と農業用施設等への建築制限の緩和などを通じて、宅地と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成する地域の実現を図るものです。

5　農地の課題

東京の農地を、食料生産の場としてだけではなく、都市ならではの環境保全・レクリエーション・環境教育などの機能も併せて考えた場合、保全に向けて、以下のような課題があると考えられます。

○ 市街化区域内に恒久的に農地を残す制度が少ないほか、「生産緑地」でなくなっても、農的あるいは緑地的な利用が継続できる仕組みが不十分であること。
○ 区市町村による生産緑地の買取り制度はあっても、公共施設の計画的整備との整合や財源の手当てなど、現実的には対応が難しいこと。
○ 農業経営に必要な施設用地や屋敷林などが相続税納税猶予制度の対象外であるため、農家に相続が発生すると高額な相続税が課せられ、農地を処分せざるを得ない状況になること。
○ 農地として継続して保全するためには、耕作をし続ける必要があるが、農業従事者の高齢化に加え、後継者がいないなど、担い手が不足していること。

6　まちづくりにおける緑の現状

東京のまちづくりは、道路や公園などの基盤整備、土地区画整理事業、再開発事業から、土地利用制限や建築・開発規制まで、地域の特性に応じて、様々な手法によって行われています。

このようなまちづくりの中で、公園や道路のような基盤整備を除くと、緑を確保する手法としては、大規模な開発で行われる規制・誘導によるものや土地区画整理事業などの面整備により創出されるもの、個別の建築物の建築に合わせて一定の緑化を義務付けるものに大きく分けられます。

都市開発諸制度等※26による開発では、空地の確保や緑化が義務付けされているほか、「公開空地等のみどりづくり指針」※27の運用により、緑のネットワークの形成や快適性、安全性、景観、生物多様性の保全などに配慮した質の高い緑が、都心を中心に多く生み出されています。

地区の将来像を定めて必要な地区施設を配置したり、適切な土地利用コントロールのルールを定める地区計画等※28の制度は、東京都の市街化区域の19%にまで広がり、その中で地区計画等緑化率条例制度※29を定めている事例もあります。

個別の建築時の緑化では、東京における自然の保護と回復に関する条例や区市町村の緑化に関する条例により、一定の緑化を義務付けるなど緑化指導が普及しています。

一方、周辺区部や多摩中心部において、昭和30年から40年代までに建設された敷地規模の大きい住宅団地が建替えの時期を迎えています。こうした施設内では、緑が成長しているため、建替えの際には、その取扱いが課題となる一方、新たな緑化をする場合は、緑の創出に大きな役割を果たすようになっています。

また、緑が極めて少なく、まちづくりにおいても緑化施策を展開し難い地区では、

※26 再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計（東京都許可）に都市再生特区が加わった都市開発を誘導する制度群

※27 大規模建築物等の建築などを行おうとする事業者が、公開空地等の計画立案に必要な事項を定めた指針。これに基づき事業者が東京都と協議することにより、公開空地等の価値の向上に資することを目指すもの。

※28 地区計画は、都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度で、地区計画及びそのほかの地区計画（沿道地区計画、防災街区整備地区計画、集落地区計画）をいう。

※29 都市緑地法に基づき、緑化推進の観点から、地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、建築物の緑化率の最低限度を、条例で建築物の新築等に関する制限として定めることができる。

新たな対策も求められています。

7　まちづくりにおける緑の課題

まちづくりにおける緑の現状を踏まえると、主に以下のような課題が挙げられます。

- ○ まちづくり事業において、緑を創出するそれぞれの取組は充実しつつあるものの、それらを公共的な緑として評価した上での施策が少ないこと。
- ○ 各自治体における緑化条例等は普及してきたものの、自治体により、緑に関する取組は、温度差が見られること。
- ○ 地区計画の策定件数は増えているものの、計画で扱われている緑の施策は必ずしも十分ではなく、地区計画等緑化率条例制度、緑化地域制度など新たな制度も普及していないこと。
- ○ 大規模な団地等の建替えでは、敷地内に創出・保全される緑と周辺のまちづくりとの関わりを調整する仕組みが育っていないこと。
- ○ 緑の資源が乏しく、まちづくり事業の適用もない地域では、緑への関心も薄く、緑を確保するための施策も少ないこと。
- ○ 緑を創出する取組はあっても、適切な維持管理まで担保できていないこと。

第3章 「緑確保の総合的な方針」

1 方針の枠組み

(1) 方針の概要

① 目的

「緑確保の総合的な方針」は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、都と区市町村とが合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取組の方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とします。

② 位置付け

「戦略ビジョン」に示した、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」の実現に向け、区市町村と合同で戦略的に緑を保全していきます。

「都市計画公園・緑地の整備方針」(都・特別区・市町合同策定、施設整備の観点から取りまとめ)と車の両輪となって、主に既存の緑をまちづくりの観点から保全していくことを取りまとめる行政計画です。

③ 計画期間

令和11(2029)年度まで

ただし、取組結果や新たな施策展開の進捗を方針に反映させていくため、5年程度経過した時点で、確保することが望ましい緑のリスト等の修正を行う予定です。

④ 対象とする区域及び緑

現在、緑が失われつつある地域を中心とした、島しょ部を除く、東京都全域を対象区域とします。

対象となる緑は、主に人間の生活との関わりの中で育まれてきた樹林地や、農地、草地、敷地内の緑(建築物上緑化を含む)等とします。

(2) 方針策定の視点

① 自治体の枠を超えて共同で取り組む

今日では、緑は都と区市町村の共通の課題となっており、問題を共有化し、相互の持つ知恵や工夫を交換して取組の質を高めていくことが求められます。

東京の緑の確保という共通目標に対し、都と区市町村とが共同して取り組みます。

② 都・区市町村が検討する共通の図を持つ

地理情報システム(GIS)を活用し、緑の量だけでなく、地形の成り立ちとの関係や歴史・文化との関わりなど、緑の質に着目して分類し、都・区市町村が検討する共通の図を作成し、具体的にどのような取組をしようとしているのか、地域像を把握できるようにします。

③ 確保することが望ましい緑を明示する

民有地の緑を保全するためには、その地域において緑が、現在、どの程度重要であるかの判断と確保の可能性を検討することが必要です。

これらは、社会経済や財政、法制度の状況によって変化することが考えられますが、本方針では、保全の担保性の異なる様々な保全手法の検討や、計画期間にとらわれずに保全を目指す確保候補地の抽出など、緑の確保を幅広く捉え、今後確保することが望ましい緑を明らかにします。

④ 特徴的な施策を提示する

都市において緑の豊かさを実感できるようにするためには、既存の緑を確保するとともに、まちづくりのあらゆる場面において緑に配慮する必要があります。

本方針では、緑の保全や創出に寄与する東京ならではの特徴的、積極的な施策を提示していきます。施策の推進に当たっては、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して取り組みます。

(3) 系統分類による緑の把握

答申では、広域的な観点からみた東京の都市構造を、都市機能が集積する拠点及びそれを支える道路・交通ネットワークから成る拠点ネットワークと、自然地形などに由来するまとまりのある骨格としてのみどりから構成されているとしています。

東京の緑の骨格として、面的な緑の広がりと緑の軸があります。

面的な緑の広がりとしては、関東山地、丘陵地などの自然地形やまとまりのある農地、大規模な都市公園、明治神宮などの大規模な緑地などが主な構成要素となっています。

緑の軸としては、崖線、河川、旧街道沿いに連なる農地などがあります。

骨格以外に地の緑として、都内全域に、身近な都市公園、社寺林や屋敷林、農地、敷地内の緑が様々な規模で点在しています。

① 系統分類の意義

これまで、東京の緑の状況は、航空写真などを活用した「緑被率」、「みどり率」などにより把握されてきました。この方法は、全体の量の変化を理解するのには適していますが、どのように立地している緑なのかを把握することはできません。

また、東京の緑は、山地・丘陵地から平地、河川沿いと様々な形で分布し、行政界を超えてつながっている場合も多くあります。

このような緑の特性を理解しやすくするために、本方針では、丘陵地、崖線、屋敷林、農地等のように日頃認識される緑を「系統」という考え方で分類しています。

② 系統分類とは

系統は、長年にわたって地域に育まれてきた、次のような「水と緑の資源（水面や樹林地を含む区域）」を指しています。

① 水と緑のネットワーク形成に資するもの
（丘陵地、崖線、湧水、河川、上水など）
② ①と連続し、かつて存在したもの
（開発されてしまった崖線、埋め立てられた水路など）
③ ①②以外で歴史的に地域に尊重されているもの
（歴史的な街道の並木、屋敷林、寺社林など）

系統に分類することで、新しく植栽された緑とは別に、地形なりの緑や歴史文化に根ざした緑を、保全の対象として認識することができます。

また、系統ごとの課題や保全のための方法について、整理し理解することが容易になります。

③ 系統の説明

■山地

緑の系統図　参照

■丘陵地

緑の系統図　参照

■崖線

緑の系統図　参照

地形に即した区域

■平地林

山地、丘陵地など地形による系統以外で面積1ha以上の自然林・二次林

■河川

緑の系統図　参照

都市計画河川、及び都市計画河川以外の河川は水面の両岸からおおむね4mの範囲

■上水・用水・水路等

「東京の土地利用　平成28年東京都区部・平成29年多摩・島しょ地域（東京都都市整備局）」における水面

■湧水

「東京の湧水　湧水マップ　平成31年3月（東京都環境局）」における湧水

■寺社林

宗教法人として登録された寺や神社の敷地のうち、1,000㎡以上の一団の樹林地

■屋敷林

屋敷を取り囲むように形成された1,000㎡以上の樹林地及び

1,000㎡未満であっても、由来や樹種などから「歴史的に地域に尊重されている」と認められるもの

■農地

市街化調整区域内農地、市街化区域内農地のうち生産緑地及び一団のまとまりのある農地群

■その他の緑・オープンスペース

ゴルフ場や植栽地など地形・地勢に由来しないその他の一団の緑のまとまりおよびオープンスペース

緑の系統図

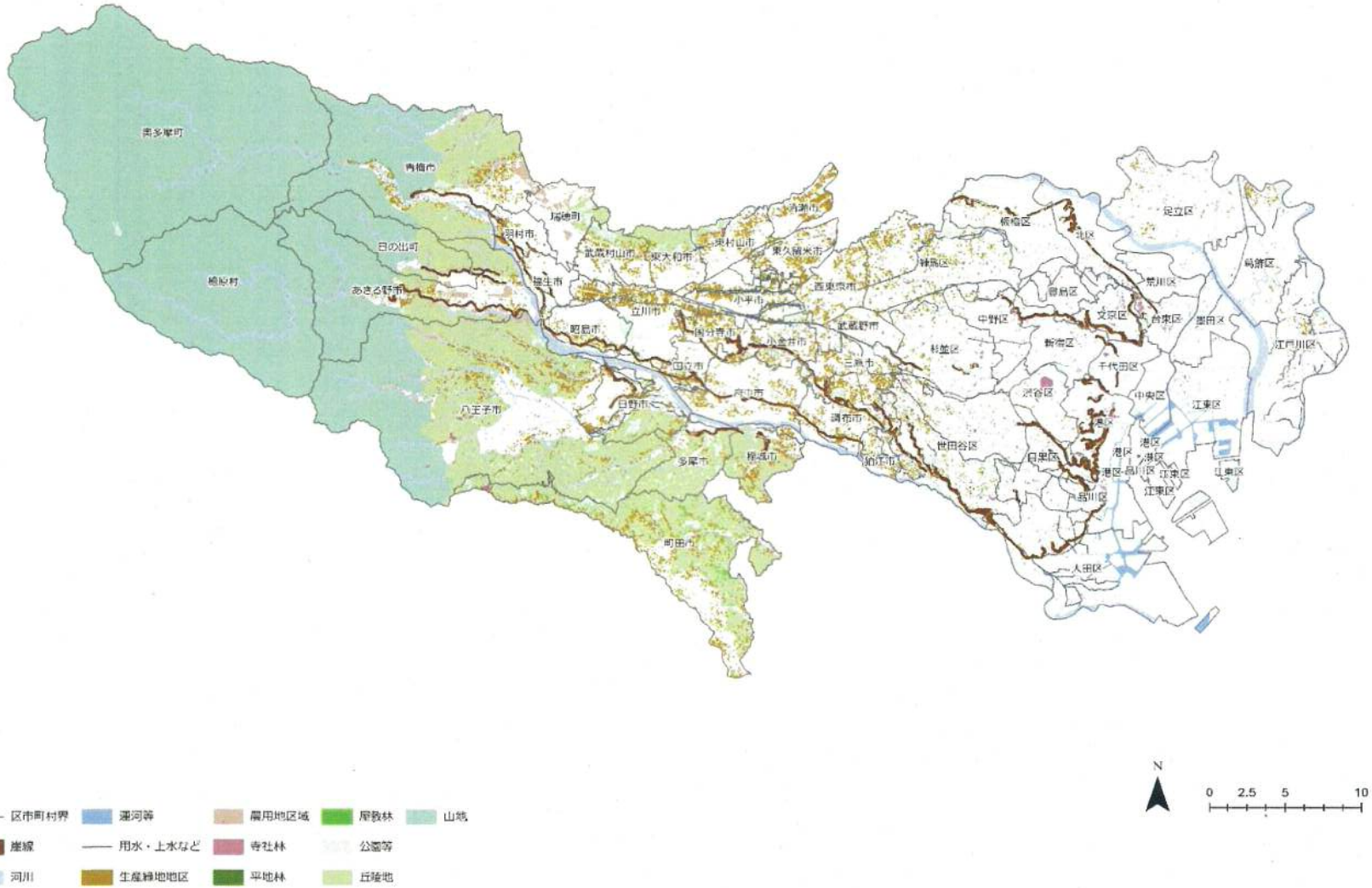
凡例
区市町村界
河川
崖線
運河等
用水・上水など
生産緑地地区
農用地区域
寺社林
平地林
屋敷林
公園等
丘陵地
山地
N
0 2.5 5 10 km

2　既存の緑を守る方針

(1) 既存の緑を保全するための基本的な考え方

平成22(2010)年5月策定の緑確保の総合的な方針で示した以下の考え方を継承し、都と区市町村が連携して取り組んでいきます。

① 緑の減少傾向を緩和する

東京の樹林地や農地などのオープンスペースは、相変わらず減少を続けています。この樹林地や農地に着目し、都と区市町村とが共同して、その減少傾向の緩和に努めるとともに、可能な限りオープンスペースとしての機能の継続を図っていきます。

② 骨格となる緑の系統を保全する

丘陵地や崖線の一部、あるいは屋敷林、寺社林の樹林地やまとまって残る農地は、長い歴史の過程の中で育まれてきた緑です。

こうした既存の緑は、普段から目にする身近な緑となっているだけでなく、地図上に落としてみると、まとまりや連続性を形成するなど、骨格として大きな意味を持っていることが分かります。

この方針では、既存の緑を「系統」として分類・整理し、系統自体を緑の骨格として保全することを目指します。

③ 確保すべき緑を明らかにする

系統に分類した緑の多くは、民有地であることから所有者の事情によって失われるおそれがあります。既存の緑を守るためには、どのように保全していくか、規制等の程度による確保の水準をあらかじめ設定しておく必要があります。

この設定に基づいて、今後確保することが望ましい緑を、都と区市町村とが系統と水準に即してリストアップし、明らかにすることとします。

その際、各区市町の策定した「緑の基本計画」に沿うことが重要ですが、策定から10年以上経過しているような場合は、趣旨を尊重しつつ、最新の各種実施計画や想定される社会経済状況等を勘案して判断するものとします。

④ 系統ごとに新たな施策を展開する（樹林地）

系統分類した緑は、それぞれ規模や置かれている状況が異なり、実態に即して保全への努力を行うことが必要です。このため、都と区市町村がそれぞれの役割を担いつつ、連携して系統の保全に取り組むとともに、一層の保全を推進していくために、系統に沿った新たな施策を展開していきます。

特に、保全すれば効果的な緑のうち、樹林地については、丘陵地、崖線の緑、屋敷林、寺社林、平地林の各系統を中心として、以下の基本的な考え方の下に施策を展開します。

丘陵地や崖線の緑は、その広がりにおいて、行政区域を超えているだけでなく、様々な保全制度や都市計画の区域が重複するなど分かりづらくなっていることから、これらを乗り越えて、総合的・一体的な視点の下に施策の展開を図ります。都県境をまたぐ丘陵等の緑についても、関係する自治体と連携して取組を進めていきます。

屋敷林や寺社林のように、散在しつつ、都内に広く残っている緑は、まちなかにおけるその重要性を啓発するとともに、継続して維持ができるよう、あらゆる角度から支援を検討していきます。

平地林や河川の系統に属する緑は、特別緑地保全地区等の指定や都市計画事業といった既存の都市計画手法などを活用して、計画的に保全を進めていくこととします。

⑤ 系統ごとに新たな施策を展開する（農地）

都市の農地は、都市計画の観点から見ると、特に市街化区域内の生産緑地が重要な位置を占めています。今日、都市農地の価値が見直され、都市に「あるべきもの」として位置づけられた中で、農地を確保していくためには、生産緑地を維持継続していくことが重要です。まず、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する農地については特定生産緑地の指定を促進し、2022年以降の継続性を確保する必要があります。また、生産緑地の指定面積要件の引下げや一団要件の緩和を活用し、小規模農地の生産緑地地区への追加も積極的に進めていきます。

これに加え、農地を保全するためには、営農の継続が欠かせません。農地が

都市と調和しながら都民生活に貢献できるよう、例えば収益性の高い農業経営の普及や、農産物の地域における流通の活性化、貸借の制度を活用した担い手不足への対策など、都市農業として継続できる環境整備を併せて進めていくことが重要です。

また、農地は、都市環境を維持するための環境保全機能、災害時の避難場所としての機能、農業体験等のレクリエーションの場や学習の場としての機能など多様な機能を有しています。農業の継続が困難となった場合に備え、これらの機能ができる限り継続して発揮されるよう、都市計画公園・緑地として「農的な空間」に位置付けるなどのほか、都と区市町村が連携して多様な施策の展開を促進するとともに、新たな農地の保全・活用のあり方を検討していきます。

⑥ 社会全体で緑を支える仕組みづくりを構築する

緑がもたらしている様々な恩恵は、等しく私たちに還元されています。屋敷林などの緑は、個人の財産ですが、環境形成等への機能に照らして、地域全体の公共的資産と捉えることも必要です。この意味で、緑の保全への取組は、関心のある者だけが行うのではなく、利益を享受する社会全体が支えていくべきものと言えます。

今後は、樹林地等の緑の管理を、行政、都民、NPO、企業等が協働することで、民有地のまま、できる限り維持してもらう仕組みを育て、保全に努めていきます。あわせて、樹林地を所有していることで発生する様々な負担や不測の事態により所有者が維持できなくなった場合に、できる限り行政が対応していく仕組みも検討します。

また、都市部における緑への関心の高まりを緑の保全や活用につないでいくような、自治体間や地域間の交流を活発化させていきます。

（2）確保の「水準」の設定

① 確保地〈水準1〉から〈水準3〉と確保候補地

民有地にある緑は、所有者の事情により、開発され、失われるおそれがあります。一見、同じ緑であっても、所有の状態や規制の強さなどによって、将来にわたり、保全されるかどうかの担保性は異なっています。民有地の緑を保全する際には、この「保全の担保性」に着目する必要があります。例えば、生態的に希少性の高い緑であっても開発のおそれが少ないものもあれば、屋敷林のように、規模は小さくても歴史的価値が高く、地域で親しまれているものの、相続対策の一環として開発されやすい緑もあります。

本方針では、既存の緑を守るための「担保性」を、その度合いに応じて、「水準1」から「水準3」と設定しました。また、担保を目指すが、確保水準までに至らないものとして「確保候補地」という考え方を導入しています。

水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたもので、緑の価値を示したものではありません。

この設定に基づき、各自治体は原則として、丘陵地、崖線、屋敷林、農地などの系統ごとに、令和11(2029)年度までに確保が望ましい緑として、確保地＜水準1＞から＜水準3＞を抽出し、所在、水準、面積を示すとともに図面に表示します。

また、「確保候補地」も抽出することとします。

② 確保水準〈特定生産緑地〉の新設

生産緑地地区は、許可による行為制限、固定資産税や相続税の優遇などにより、これまで市街化区域の農地の保全に大きく貢献してきました。しかし、令和4(2022)年以降、都市計画決定から30年が経過した生産緑地はいつでも買取り申出が可能となり、税優遇も段階的になくなることから、保全上非常に不安定な状況に置かれることになります。

生産緑地を農地として引き続き安定して保全するためには、買取り申出のできる期日を10年間延長し、これまでと同じ行為制限を受ける代わりに税優遇が継続される特定生産緑地に指定することが重要です。また、特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から30年が経過する前に行う必要があ

ります。

本方針では、生産緑地を継続して保全する農地として確保地に位置づけ、特定生産緑地に指定することを、確保の水準として設定します。

ただし、特定生産緑地については、当該農地での営農の継続が必須であり、生産緑地の所有者等の意向を基に指定が行われること、すでに発揮されている保全の効力を延長させる制度であることなど、「水準1」から「水準3」までの分類に馴染まないものであるため、これらとは別の確保水準として設定します。

確保地の水準と確保候補地

確保地

令和11(2029)年度までに以下のいずれかの水準により確保するもの

水準1

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

水準2

計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

水準3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの

特定生産緑地

計画期間内に、特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地（生産緑地）

確保候補地

計画期間に捉われず、保全を目指して＜水準1＞から＜水準3＞のいずれかに上げていく考えのあるもの

※本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

確保地の各水準に適用する制度例は、P81 【資料】「確保地水準の基本的な考え方」をご覧ください。

(3)「確保地」「確保候補地」の抽出

①「確保地」「確保候補地」の総括表

■確保地　　単位:ha

確保主体	水準1		水準2		水準3		水準1～3 計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
特別区	57	18.91	3	0.43	0	0	60	19.34
市町村	57	176.63	13	3.49	1	0.11	71	180.23
東京都	22	104.29	0	0	0	0	22	104.29
合 計	136	299.83	16	3.92	1	0.11	153	303.86

確保主体	特定生産緑地	
	箇所数	面積
特別区	2,025	397.68
市町村	8,912	2,496.72
合 計	10,937	2,894.40

■確保候補地　　単位:ha

確保主体	確保候補地	
	箇所数	面積
特別区	456	127.47
市町村	163	75.17
東京都	38	636.51
合 計	657	839.15

②「確保地」「確保候補地」の内訳表

■丘陵地

丘陵地のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

※ 丘陵地の名称については、平成元年策定「みどりのフィンガープラン」（東京都）の丘陵地の名称を基本としています。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	八王子市	上川町	20.12	加住丘陵	1
2	八王子市	川口町及び上川町地内	96.77	加住丘陵	1
3	町田市	野津田町	0.82	多摩丘陵	1
4	町田市	三輪町	11.98	多摩丘陵	1
5	町田市	野津田町	1.89	多摩丘陵	1
6	町田市	成瀬	0.12	多摩丘陵	1
7	町田市	広袴町	1.64	多摩丘陵	1
8	町田市	忠生	0.88	多摩丘陵	1
9	町田市	野津田町	1.99	多摩丘陵	1
10	町田市	能ヶ谷	0.40	多摩丘陵	1
11	町田市	小山町	0.67	多摩丘陵	1
12	町田市	金森東	0.02	多摩丘陵	1
13	町田市	西成瀬	0.06	多摩丘陵	1
14	町田市	本町田	0.82	多摩丘陵	1
15	町田市	下小山田町	1.34	多摩丘陵	1
16	町田市	相原町	6.00	多摩丘陵	1
17	日野市	百草	0.02	多摩丘陵	2
18	日野市	百草	0.39	多摩丘陵	2
19	日野市	百草	0.09	多摩丘陵	1
20	日野市	百草	0.06	多摩丘陵	2
21	日野市	百草	1.20	多摩丘陵	2
22	日野市	百草	0.24	多摩丘陵	1
23	日野市	百草	0.86	多摩丘陵	2
24	日野市	百草	0.06	多摩丘陵	2
25	日野市	程久保三丁目	0.29	多摩丘陵	2
26	日野市	程久保五丁目	0.13	多摩丘陵	2
27	日野市	程久保五丁目	10.51	多摩丘陵	1
28	日野市	落川	0.08	多摩丘陵	2
29	東大和市	芋窪、蔵敷、奈良橋	2.98	狭山丘陵	1
30	多摩市	連光寺六丁目	0.36	多摩丘陵	1
31	多摩市	和田	0.38	多摩丘陵	1
32	東京都	八王子市暁町二丁目、大谷町	0.02	加住丘陵	1
33	東京都	八王子市高月町	13.66	加住丘陵	1
34	東京都	西多摩郡瑞穂町大字高根、箱根ヶ崎、石畑、殿ヶ谷、武蔵村山市岸二～五丁目、三ツ木四・五丁目、本町三・六丁目、武蔵村山市本町五・六丁目、三ツ木五丁目、瑞穂町大字石畑字夕日台、字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字高根字田ノ入、宇田尻	8.48	狭山丘陵	1
35	東京都	東村山市多摩湖町四丁目、諏訪町二・三丁目	0.72	狭山丘陵	1
36	東京都	東大和市湖畔三丁目、奈良橋2丁目、高木1丁目	2.53	狭山丘陵	1
37	東京都	武蔵村山市中央三・四丁目、中藤一・二丁目	8.30	狭山丘陵	1
38	東京都	武蔵村山市本町四・五丁目、中央四・五丁目、中藤二丁目	15.58	狭山丘陵	1
39	東京都	日野市程久保ほか	0.17	多摩丘陵	1
40	東京都	町田市下小山田町	8.92	多摩丘陵	1
41	東京都	町田市相原町字丑田、字大戸、字段木入、字細豊、字大北	25.53	多摩丘陵	1
42	東京都	多摩市連光寺三・五丁目	0.57	多摩丘陵	1
43	東京都	八王子市堀之内	1.90	多摩丘陵	1
44	東京都	稲城市坂浜	2.98	多摩丘陵	1
		合計	252.53		

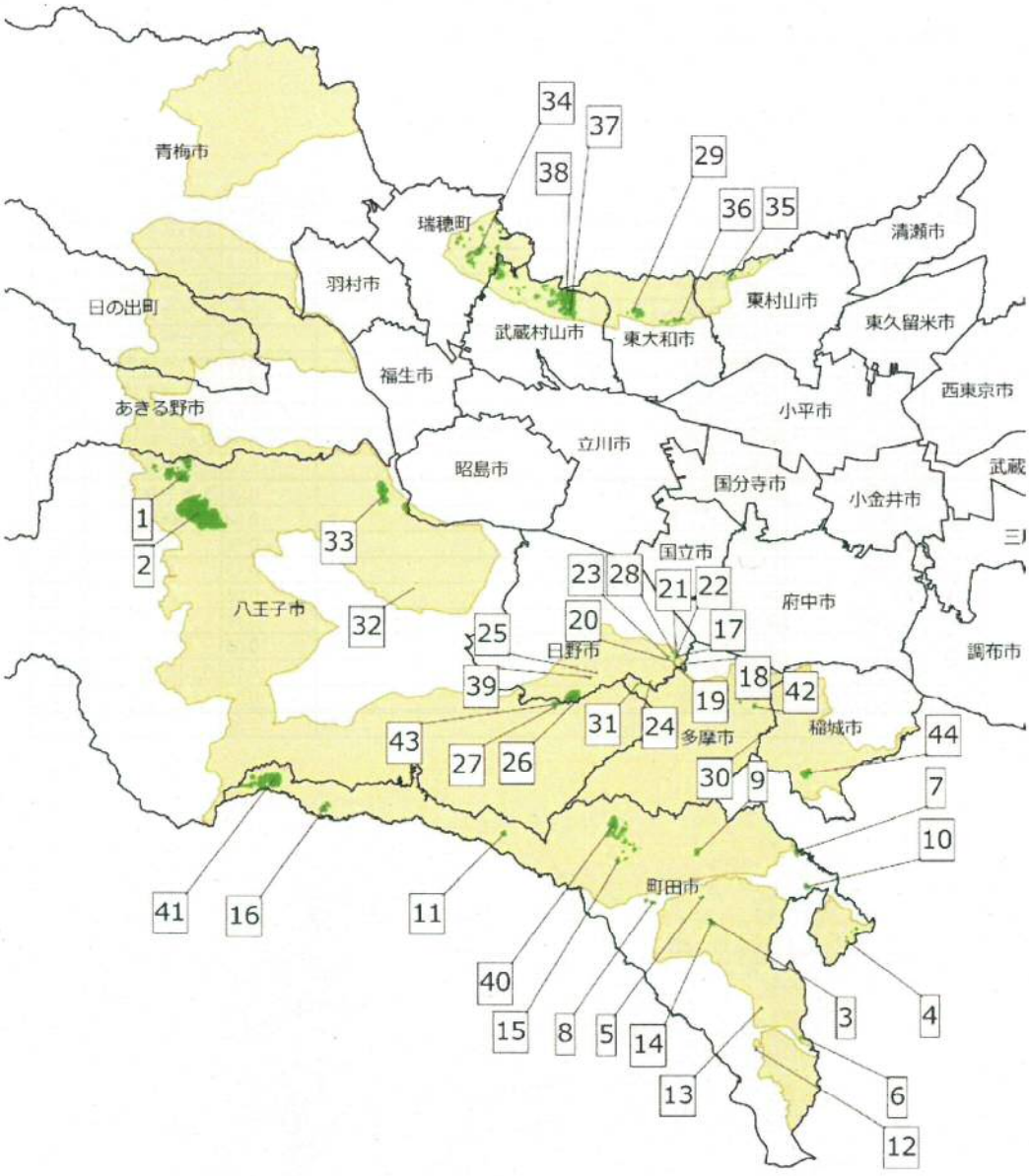
青梅市
瑞穂町
羽村市
日の出町
武蔵村山市
東大和市
東村山市
清瀬市
東久留米市
福生市
あきる野市
西東京市
小平市
立川市
昭島市
国分寺市
小金井市
武蔵
国立市
府中市
八王子市
日野市
調布市
多摩市
稲城市
町田市
34
37
38
29
36
35
1
2
33
32
23
28
21
22
20
25
17
39
18
42
19
31
24
44
43
27
26
30
9
7
10
41
16
11
40
15
8
5
14
3
4
13
6
12

■崖線

崖線の系統のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

※ 崖線の名称は、地域で呼ばれる名称と異なる場合があります。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	世田谷区	成城四丁目	0.50	国分寺崖線	1
2	世田谷区	成城四丁目	0.03	国分寺崖線	1
3	世田谷区	成城四丁目	0.02	国分寺崖線	1
4	世田谷区	成城四丁目	0.08	国分寺崖線	1
5	世田谷区	成城三丁目	0.06	国分寺崖線	1
6	世田谷区	大蔵四丁目	0.09	国分寺崖線	1
7	世田谷区	岡本二丁目	0.21	国分寺崖線	1
8	世田谷区	岡本二丁目	0.05	国分寺崖線	1
9	世田谷区	岡本一丁目	0.03	国分寺崖線	1
10	世田谷区	中町一丁目	0.06	国分寺崖線	1
11	調布市	深大寺元町三丁目	0.08	国分寺崖線	1
12	調布市	仙川町三丁目	0.08	仙川崖線	1
13	日野市	日野本町三丁目	0.18		2
14	日野市	日野	0.19		1
15	日野市	神明四丁目	0.06		2
16	日野市	東豊田一丁目	0.11		2
17	日野市	川辺堀之内	0.05		2
18	福生市	大字福生	0.18	立川崖線	1
19	東久留米市	南沢三丁目	0.33		1
		合計	2.39		

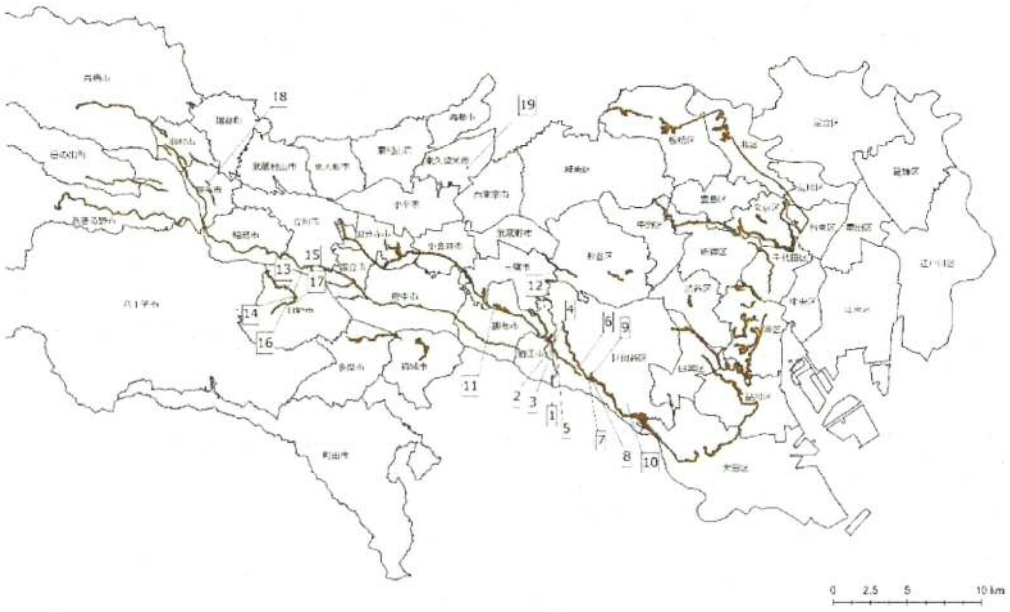

■平地林・寺社林・屋敷林

平地林・寺社林・屋敷林のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

※ 系統の一部の規模であっても、確保地としています。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	大田区	南馬込二丁目	0.07	屋敷林	1
2	大田区	南馬込五丁目	0.09	寺社林	1
3	世田谷区	代沢三丁目	0.24	平地林	1
4	世田谷区	深沢二丁目	0.21	屋敷林	1
5	世田谷区	北烏山九丁目	0.26	屋敷林	1
6	世田谷区	経堂五丁目	0.24	屋敷林	1
7	練馬区	南田中五丁目	0.18	平地林	1
8	練馬区	南田中四丁目	0.13	屋敷林	1
9	練馬区	石神井台八丁目	0.38	屋敷林	1
10	練馬区	東大泉七丁目	0.61	屋敷林	1
11	練馬区	石神井台八丁目	0.24	屋敷林	1
12	練馬区	高松二丁目	0.32	屋敷林	1
13	練馬区	上石神井二丁目	0.16	屋敷林	1
14	調布市	緑ヶ丘二丁目	0.07	平地林	1
15	小金井市	貫井南町三丁目	0.07	平地林	1
16	東久留米市	柳窪五丁目	0.19	平地林	1
17	東久留米市	前沢三丁目	0.46	平地林	1
18	東久留米市	前沢三丁目	0.10	平地林	1
19	東久留米市	南町三丁目	0.82	平地林	1
20	東久留米市	南沢三丁目	0.10	屋敷林	1
21	東久留米市	柳窪四丁目	1.82	屋敷林	1
22	東久留米市	柳窪四丁目	0.42	屋敷林	1
23	東久留米市	下里二丁目	0.30	屋敷林	1
24	東久留米市	金山町一丁目	0.56	屋敷林	1
		合計	8.04		

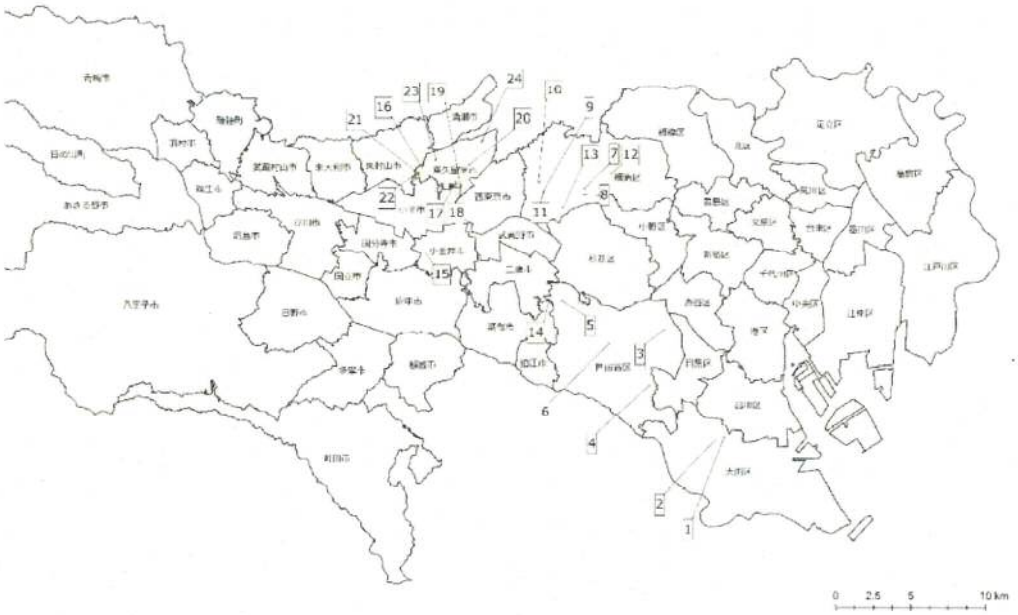

■河川・上水・用水・水路等

河川等の系統内にある緑地のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	世田谷区	野毛一丁目	0.03	矢沢川	1
		合計	0.03		

■農地

農地の系統のうち、公共的利用が計画され、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	世田谷区	喜多見四丁目	0.12		1
2	世田谷区	喜多見五丁目	0.21		1
3	世田谷区	瀬田五丁目	0.25		1
4	世田谷区	南烏山二丁目	0.22		1
5	練馬区	大泉町二丁目	0.24		2
6	練馬区	大泉学園町八丁目	0.09		2
7	練馬区	土支田二丁目	0.27		1
8	練馬区	谷原一丁目	0.34		1
9	練馬区	谷原六丁目	0.33		1
10	練馬区	南大泉四丁目	0.31		1
11	練馬区	上石神井二丁目	0.50		1
12	練馬区	北町六丁目	0.21		1
13	足立区	平野三丁目	0.14		1
14	足立区	東六月町	0.15		1
15	武蔵野市	吉祥寺東町三丁目	0.07		1
16	調布市	深大寺南町二丁目	0.41		1
17	調布市	深大寺南町一丁目	0.23		1
18	小平市	小川町二丁目	1.63		1
19	東村山市	野口町三丁目	0.25		1
20	東村山市	野口町四丁目	0.35		1
21	国分寺市	内藤一丁目	0.08		1
22	国立市	泉五丁目	0.08		1
23	狛江市	駒井町二丁目	0.44		1
24	清瀬市	中里二丁目	0.25		1
25	東京都	世田谷区成城九丁目	0.13		1
26	東京都	杉並区堀之内二丁目	0.25		1
27	東京都	練馬区石神井町五丁目	1.08		1
28	東京都	江戸川区上篠崎四丁目	0.20		1
29	東京都	調布市深大寺北町二丁目、深大寺元町五丁目、深大寺南町四丁目	2.78		1
30	東京都	武蔵野市桜堤三丁目、小金井市関野町一・二丁目、西東京市向田井町六丁目	4.18		1
31	東京都	東久留米市中央町三丁目	4.11		1
32	東京都	西東京市柳沢一丁目	0.12		1
33	東京都	稲城市坂浜	2.08		1
		合計	22.10		

■系統に含まれない確保地

系統の考え方に含まれない緑地のうち、＜水準1＞から＜水準3＞までを確保するものを抽出しています。

番号	自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
1	品川区	旗の台六丁目	0.06		1
2	大田区	羽田空港一丁目・二丁目	1.00		1
3	大田区	田園調布五丁目	0.11		1
4	大田区	大森東一丁目	1.00		1
5	世田谷区	北烏山九丁目	0.06		1
6	世田谷区	野毛一丁目	2.76		1
7	世田谷区	深沢六丁目	0.08		1
8	杉並区	高円寺北四丁目	0.64		1
9	杉並区	下井草三丁目	0.11		1
10	杉並区	久我山五丁目	0.15		1
11	杉並区	高円寺南二丁目	0.37		1
12	豊島区	東池袋四丁目	0.77		1
13	荒川区	東尾久五丁目、東尾久八丁目、西尾久二丁目及び西尾久三丁目地内	1.30		1
14	荒川区	町屋七丁目地内	1.20		1
15	板橋区	加賀一丁目	0.73		1
16	練馬区	東大泉七丁目	0.15		1
17	練馬区	大泉学園町二丁目	0.14		1
18	練馬区	大泉学園町四丁目	0.10		1
19	練馬区	春日町六丁目	0.10		2
20	練馬区	石神井台一丁目	0.64		1
21	練馬区	小竹町一丁目	0.14		1
22	江戸川区	大杉三丁目	0.06		1
23	八王子市	子安町三丁目及び緑町地内	5.20		1
24	昭島市	もくせいの杜二丁目	0.11		3
25	日野市	新井	0.05		1
26	東村山市	野口町三丁目	0.22		1
27	東村山市	野口町四丁目	0.20		1
28	東村山市	多摩湖町二丁目	0.17		1
29	狛江市	中和泉三丁目	0.10		1
30	清瀬市	中里二丁目	0.38		1
31	清瀬市	中里一丁目	0.42		1
32	清瀬市	中清戸三丁目	0.25		1
		合計	18.77		

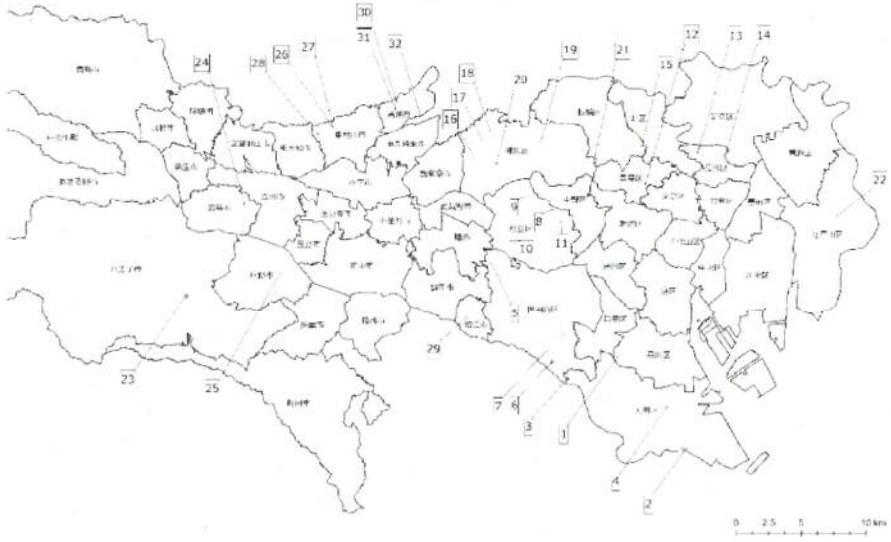

■生産緑地

生産緑地のうち、特定生産緑地の指定により確保を目指すものを抽出しています。

※ 特定生産緑地は、生産緑地の所有者等の意向を基に、区市町村が指定するものです。

※ 下表の箇所数・面積は、平成30年度末時点の生産緑地（平成4年以降に告示したもの）です。

※ 計画期間内に生産緑地の告示から30年を経過しない地区や、確保地＜水準1～3＞として抽出したものも含まれています。

自治体名	箇所数	面積(ha)
目黒区	13	1.97
大田区	13	1.94
世田谷区	491	81.80
中野区	11	1.87
杉並区	122	28.98
北区	3	0.30
板橋区	66	9.60
練馬区	646	177.99
足立区	203	31.32
葛飾区	193	26.22
江戸川区	264	35.67
区部計	2,025	397.68

自治体名	箇所数	面積(ha)
八王子市	1047	230.65
立川市	377	199.92
武蔵野市	84	22.51
三鷹市	292	130.51
青梅市	687	117.82
府中市	455	97.61
昭島市	215	46.75
調布市	414	115.08
町田市	1011	205.93
小金井市	207	60.48
小平市	349	158.63
日野市	436	111.27
東村山市	325	117.31
国分寺市	249	111.68
国立市	131	36.08
福生市	52	6.58
狛江市	131	27.10
東大和市	184	32.81
清瀬市	259	169.37
東久留米市	267	74.76
武蔵村山市	325	89.75
多摩市	140	28.05
稲城市	456	104.85
羽村市	169	31.70
あきる野市	379	75.24
西東京市	271	94.30
市部計	8,912	2,496.72

	箇所数	面積(ha)
合計	10,937	2,894.40

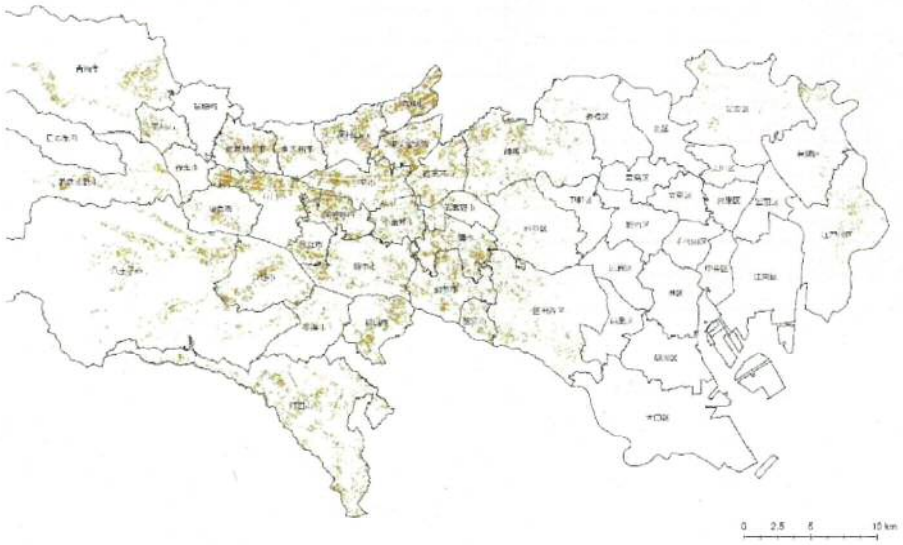

※ 特定生産緑地制度については、P81【資料】「特定生産緑地の概要」をご覧ください

■確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して＜水準1＞から＜水準3＞に上げていく考えのあるもので、性質上、自治体名、箇所数、面積のみを示します。

※　本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む趣旨から、＜水準1＞から＜水準3＞に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示すものです。

自治体名	箇所数	面積(ha)
港区	13	3.91
新宿区	3	0.21
品川区	24	8.54
目黒区	26	8.40
大田区	4	5.66
世田谷区	40	13.77
杉並区	252	64.32
板橋区	10	1.96
練馬区	76	18.84
足立区	8	1.86
立川市	5	0.83
武蔵野市	16	4.12
三鷹市	11	8.60
府中市	16	2.57
昭島市	2	0.45
小金井市	2	0.52
小平市	14	3.00
東村山市	9	0.27
国分寺市	21	3.28
国立市	6	32.76
狛江市	2	0.04
清瀬市	11	5.34
武蔵村山市	2	1.06
多摩市	4	9.77
羽村市	41	2.42
西東京市	1	0.14
東京都	38	636.51
合計	657	839.15

3　緑のまちづくりへの取組

(1) 緑のまちづくりを進めるための基本的な考え方

都市の緑を豊かにしていくためには、都市公園等の整備により緑を増やすこと、民間の開発に際して緑化を義務づけ、誘導していくこと、残された貴重な緑への対策を強化することなど、様々な手法により総合的に取り組むことが重要です。

また、このように生み出される緑や守られる緑は、相互の連携を密にしてこそ、地域に大きな効果をもたらすものであり、そもそも緑の少ない区域では、緑の施策を新たに検討していかなければなりません。

① まちづくりなどの機会をとらえた緑の創出とネットワーク化

丘陵地や崖線、屋敷林などのように、自然地形や長い歴史の中で育まれてきた緑以外にも、都心部では、都市開発諸制度等の活用などにより、緑やオープンスペースを創出する取組が充実してきています。こうした民間開発による緑化空間は、公園緑地や街路樹、水辺の緑などとの連携により、まとまりや連続性が生まれ、緑のネットワークを形成していきます。

この方針では、こうして形成される緑のネットワークを緑の骨格としてとらえ、今後、新たなまちづくり事業等が行われる際は、こうした緑のつながりをより一層充実させるよう、緑の配置や機能の効果的な誘導を進めていきます。

区部の緑のネットワーク図

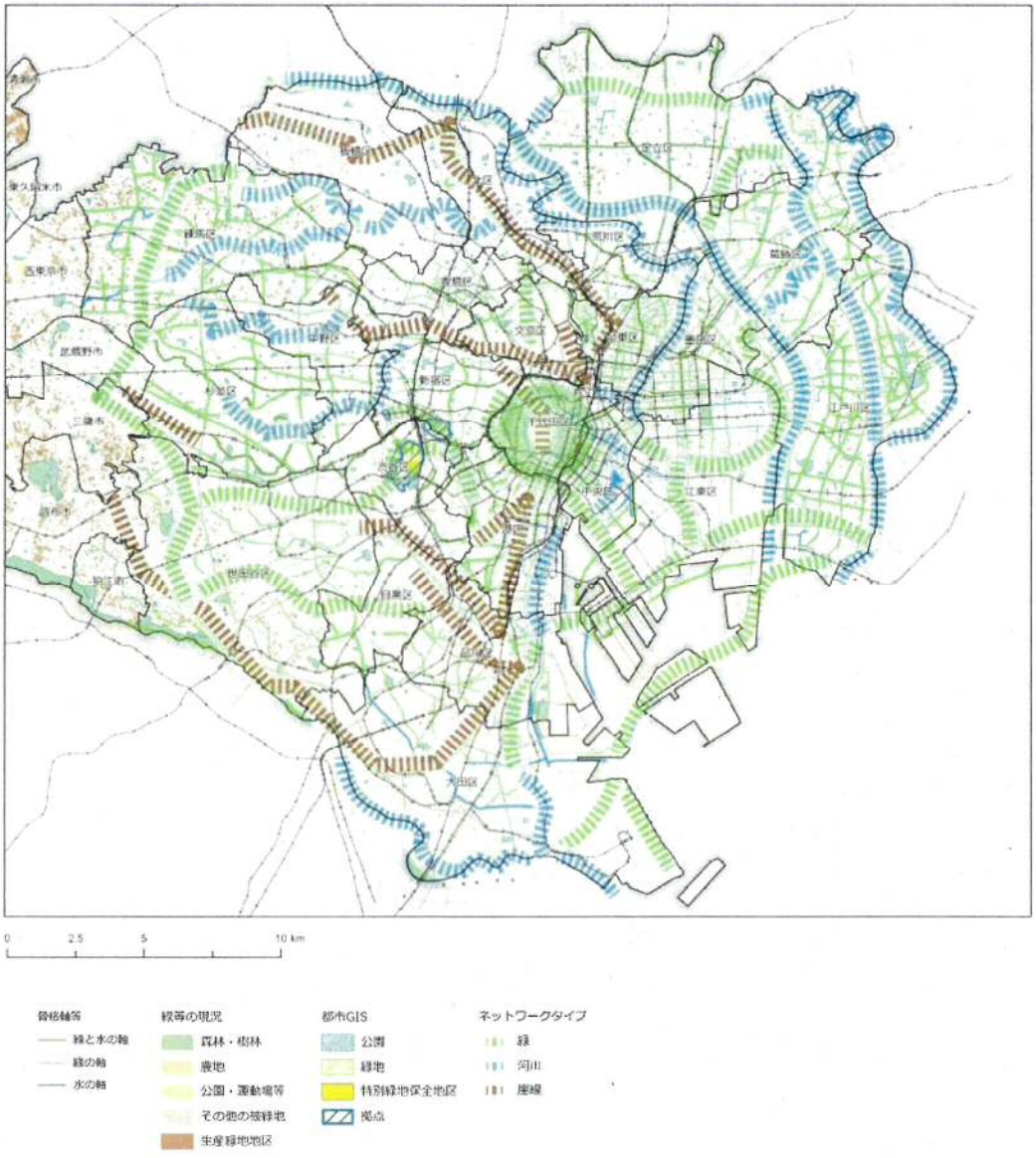

※崖線や河川などの地形に沿った緑と、緑の拠点となる公園や緑地を結んで形成される緑のネットワーク図です。

② 緑の量的な底上げと質の向上

都市開発諸制度等が適用されない地域や、建ぺい率の高い地域、木造住宅密集地域では、緑化等が進みにくい状況となっています。

緑が都市の基盤となり、緑あふれ季節を問わず快適に過ごすことができる都市空間を形成するために、緑化地域制度の導入や緑化率を定める地区計画などの活用を推進するなど、広く建物の建替えの機会を捉えた緑化を推進していきます。

また、都市緑地法の改正により民間による市民緑地の整備を促す制度が創設されたことや、生物多様性に配慮したまちづくりが求められていることなどから、それらを踏まえたより質の高い緑の創出を目指していきます。

(2) まちづくり事業による緑の創出

近年、都心を中心に都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発行為が行われ、公開空地等の緑の空間が年々増加しています。都では、「公開空地等のみどりづくり指針」を平成19年に策定し、これに基づき、大規模建築等を行う事業者は、公開空地等の価値の向上に資するため、都と協議し「みどりの計画書」を作成しています。「みどりの計画書」を都市計画決定や許可などの手続きに先立って作成することで、事業者による質の高い緑空間の形成を誘導するとともに、周辺地域との緑の連続性や景観形成などに配慮した質の高い緑の創出に寄与しています。

平成19(2007)年から「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業において、194件の対象事業により、合計約47haの新たな緑が創出されました(令和元(2019)年11月時点)。

今後、本方針の計画期間である令和2(2019)年度から令和11(2029)年度では、現時点で計画されている156件の対象事業により、約35haの緑の創出が予定されており、これは更に増えていくと見込まれます。

(3) まとまった緑が創出されるまちづくり事業

本方針の計画期間に、まちづくり事業の中で新たに3,000㎡以上の緑を創出する見込みのものを抽出しています。(令和元(2019)年11月現在、「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業で、令和11(2029)年度までに事業が完了する予定のもの(事業中で部分的にしゅん工しているものを含む)を示しています。緑化面積は屋上緑化、壁面緑化などの建築物上緑化面積を含んでいます。)

◆まとまった緑が創出されるまちづくり事業

事業手法	所在地		新たに創出される緑化面積
都市再生特別地区	中央区	日本橋二丁目	約4,500㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	勝どき二丁目	約7,600㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	晴海五丁目	約38,600㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	晴海五丁目	約3,500㎡
都市再生特別地区	中央区	八重洲二丁目	約3,100㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	月島三丁目	約3,000㎡
都市再生特別地区	港区	海岸一丁目	約4,700㎡
都市再生特別地区	港区	虎ノ門二丁目	約7,100㎡
再開発等促進区を定める地区計画	港区	虎ノ門一丁目	約3,600㎡
都市再生特別地区	港区	虎ノ門一丁目、二丁目	約3,600㎡
都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画	港区	麻布台一丁目	約15,200㎡
再開発等促進区を定める地区計画	港区	芝浦三丁目、一丁目	約8,200㎡
都市再生特別地区	港区	浜松町二丁目	約8,700㎡
都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画	港区	港南一・二丁目、芝浦四丁目、高輪二・三丁目	約18,300㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	白金一丁目	約3,100㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	三田一丁目	約3,600㎡

事業手法	所在地		新たに創出される緑化面積
再開発等促進区を定める地区計画	港区	三田三丁目	約4,400㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	西新橋一丁目	約3,200㎡
都市再生特別地区	港区	赤坂一丁目、二丁目	約5,400㎡
再開発等促進区を定める地区計画	新宿区	市ヶ谷加賀町一丁目	約21,300㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	新宿区	西新宿五丁目	約4,700㎡
再開発等促進区を定める地区計画	新宿区	西新宿三丁目	約5,900㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	有明一丁目	約6,500㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	有明二丁目	約5,200㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	青海二丁目	約5,000㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲五丁目	約6,900㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲六丁目	約5,300㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲六丁目	約3,000㎡
総合設計	江東区	亀戸六丁目	約5,800㎡
再開発等促進区を定める地区計画	品川区	東五反田二丁目	約4,100㎡
都市再生特別地区	渋谷区	道玄坂一丁目	約5,300㎡
都市再生特別地区	渋谷区	桜丘町	約5,700㎡
再開発等促進区を定める地区計画	豊島区	南池袋二丁目	約3,200㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	葛飾区	東金町一丁目	約5,000㎡

4　緑の確保を更に推進する取組

(1) 緑の確保を推進する先導的な取組

本方針で位置づけた確保地や確保候補地の確保の推進に加え、これまでの制度をさらに活用していくことや、新たな施策を導入するなど、先導的に取り組むべきプロジェクトを提案し、緑施策の可能性を追求していきます。

プロジェクトは、都民、NPO、企業等と連携し、緑を地域の資産として将来に引き継いでいくことを目指して、推進していきます。

また、このプロジェクトで計画された都市計画公園・緑地は確保地として位置づけします。

都市開発諸制度等の活用による緑の保全・創出

ねらい

骨格となる緑の厚みとつながりを強化するため、まとまりのある緑地や農地を保全する。

空き家・空き地を活用しながら、小規模な公園・緑地などを創出する。

具体的取組

- 都市開発諸制度等において、骨格的な緑等、開発区域外における緑の保全・創出を容積率割増評価の対象にすることで、開発事業者による広域的な緑の保全・創出の取組を誘導する。
- 保全・創出する緑地については「都市計画公園・緑地」、「特別緑地保全地区」、「認定市民緑地」等により担保することとし、担保や維持管理等について区市町等と協議する。
- 都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画を活用し、崖線の緑の保全・再生や、都市公園と連担した厚みのある質の高い緑化空間の形成を図る。

取組の主体

民間開発事業者

【取組のイメージ】

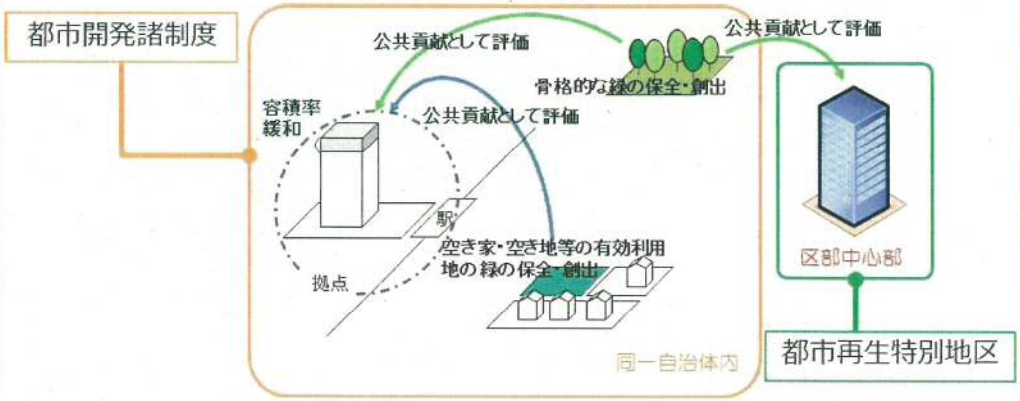

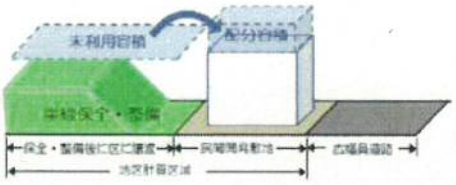

（容積適正配分型地区計画活用のイメージ）

崖線の緑の保全

ねらい

崖線の緑は、都市の緑のネットワークや地域の景観形成上、緑の骨格として重要な役割を担っていることから、行政界を超えて一体的に保全・再生を推進

具体的取組

- 平成24(2012)年3月に「崖線の緑を保全するためのガイドライン」を策定。これに基づき関係自治体から構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」の取組を継続
- 多摩川由来の崖線での先導的な取組を、国分寺崖線、南北崖線等に拡大
- 地形や植生などの自然的条件、景観重要性や土砂災害危険性などの社会的条件を踏まえ、崖線の緑の保全のあり方について検討
- 区部中心部では大規模な民間の開発や機能更新の機会を捉え、都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画を活用し、南北崖線の緑を保全・再生

取組の主体

関係する区市町村、東京都、民間開発事業者

崖線の緑の連なり

森林環境譲与税の活用

ねらい

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全、林産物供給などの多面的・公益的機能を持ち、これらを十分に発揮するためには適切な手入れが必要。区市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税および森林環境譲与税が創設

具体的取組

- 森林環境譲与税を財源とし、区市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する取組を実施
- 地域の実情に応じて、管理放棄された里山林の整備や竹林の伐採・除去活動等、健全な森林の育成に関する取組を検討
- 森林のない都市部では、木材利用の促進や森林環境教育、森林を有する地域との連携による植林・育林体験活動等も実施
- 都道府県は森林整備を実施する区市町村の支援等を実施
- 区市町村等はインターネットの利用等により森林環境譲与税の使途を公表

取組の主体

区市町村および東京都

【制度概要】

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

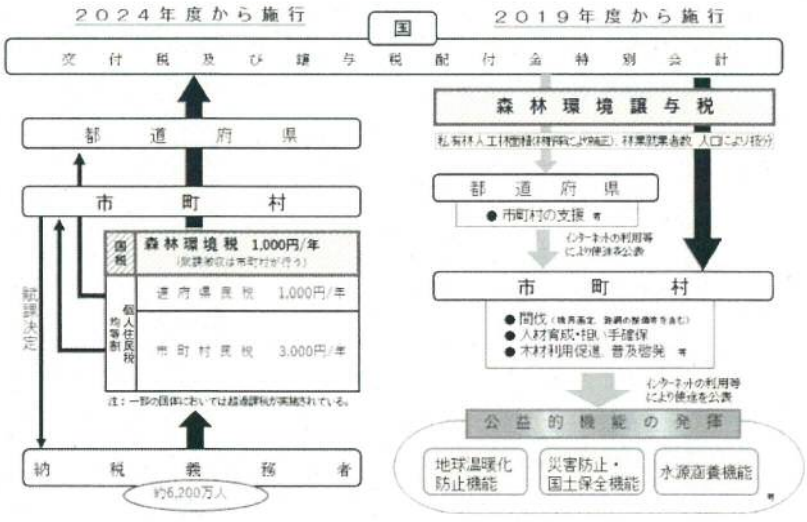

林野庁HP： http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html

＜根拠法＞ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月公布）

生産緑地の保全・活用の推進

ねらい

生産緑地制度、特定生産緑地制度等を活用し、都市計画への位置付けを維持するとともに、生産緑地の活用を一層推進することにより、都市農地の保全を図る。

具体的取組

○特定生産緑地の指定

特定生産緑地制度を積極的に活用し、申出基準日以降も引き続き生産緑地の保全を図る。

○生産緑地の追加指定

地区指定の面積要件の引下げや、一団の農地の運用の緩和を活用し、生産緑地地区の追加指定の推進を図る。

○生産緑地の貸借の促進

生産緑地を対象とした都市農地の貸借の円滑化制度を活用し、生産緑地の積極的な活用を図る。

○生産緑地の保全・活用に関する検討会

生産緑地の買取りの仕組み、生産緑地を農地・農的空間として保全・活用するための手法について、都および関係区市と学識経験者を交えて検討を進める。

取組の主体

生産緑地を有する37区市、東京都

田園住居地域の指定促進

ねらい

農地における直売所や農家レストラン等の立地の誘導等により、都市農地を保全・活用し、営農意欲が高くまとまりのある農地が存在する地域や、住宅と農地が共存し将来にわたって良好な居住環境と営農環境を維持していく地域を形成。

具体的取組

- 都は「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を改定し、田園住居地域の指定方針等を策定
- 指定区域の規模等について、地域の状況に応じて柔軟に指定できることを明記
- 田園住居地域の指定促進に向け、区市町村への説明会やヒアリングを実施

取組の主体

区市町村と連携し、市町村においては市町村が、区においては都が田園住居地域を指定

【制度概要】

田園住居地域

○住宅系用途地域の一類型として田園住居地域の創設
（平成30年4月1日施行）

目的

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な住環境と営農環境を形成している地域を都市計画に位置づけ、開発・建築規制を通じてその実現を図る。

開発規制＜強化＞

- 現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③物件の堆積は市町村長の許可制
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模（政令で300㎡と規定）以上の開発等は、原則不許可

用途規制＜緩和＞

低層住居専用地域に建築可能なものに加え以下の農業施設を許容

- 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等（500㎡以内）
- 農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの、農機具収納施設等

形態規制 ＜低層住居専用地域と同様＞

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

新しい緑農住まちづくりの検討

ねらい

農地、屋敷林、樹林地などの緑地・農地と市街地が一体となった良質な住環境を再整備する「緑農住まちづくり」を提案

具体的取組

・大学研究者による事業提案制度（東京大学）
・事業期間：令和元年度～令和3年度

○ガイドライン策定

都内で減少が続く民有の農地、屋敷林、樹林地が多く存在する近郊～多摩エリアの住宅市街地（5地区程度）をケーススタディとして分析

分析結果等を踏まえ、その他地区への応用のための方法論をガイドラインとして策定し、広く緑農住まちづくりを展開するための基礎を構築することを想定

○モデル事業実施等

ガイドラインを踏まえ、モデル事業地において関係区市と調整しながら「緑農住」まちづくり計画案を作成し、シミュレーションを実施

モデル事業を通じてガイドラインを検証することで、「緑農住」まちづくりガイドラインを確立

取組の主体

東京都、東京大学、一部区市

農の風景育成地区の指定推進

ねらい

比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域について、将来にわたり農のある風景を保全・育成していく。

具体的取組

- 地区内の農地や屋敷林のほか、農の風景を象徴する景観資源などについて、都市計画手法等を活用して保全
- 農業体験イベントや屋敷林の見学会などによる農業者と地域住民の交流促進、体験農園、農業公園の整備・運営を通じた普及啓発、農業振興策との連携等により、農地等の保全、活用を推進
- 地区内では点在する農地等であっても都市計画公園・緑地として計画決定することができ、この区域内は確保地と同様に、優先整備区域として位置づけできる
- 農地の持つ、公園・緑地的機能や景観資源としての価値を、更に活かして保全していく仕組みなどについて検討

取組の主体

地区の選定・運営は区市町、指定は都が行う

＜指定要件等＞

- 規定計画との整合（緑の基本計画、農業振興計画等）
- 規模要件なし（一体的な農の風景が存在）
- 農地の割合　概ね10%以上

＜指定方法等＞

- 都が定めた「農の風景育成地区」の要綱に基づき、区市町が地域を選定し、地域内の緑地や農地の保全・活用・連携の方針を策定する。
- 地区指定に向けて区市町が行う調査等に対し、都が補助（補助率50%以内）

都市農地保全支援プロジェクト

ねらい

農地の多面的機能を一層発揮させるための施設整備や、農地保全の理解促進に向けた取組など、区市町が行う農地保全の取組に対してハード・ソフトの両面から補助金を交付し支援する。

具体的取組

＜支援内容＞

整備支援（ハード）：農地の防災機能強化、地域や環境に配慮した基盤整備、レクリエーションや福祉・教育等の機能発揮のための農地活用など

推進支援（ソフト）：調査設計、農地保全の理解促進を図る情報発信、農福連携コーディネーターなど

＜補助率＞

整備支援（ハード）：75%以内

推進支援（ソフト）：50%以内

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】

防災兼用農業用井戸の整備

防災協力農地掲示板の設置

防藻シャッターの整備

簡易直売所の整備

土留め、フェンスの設置

農業公園の整備

農地の創出・再生支援事業

ねらい

市街化区域を対象に、農家所有の宅地等を農地として整備する取組を支援する。具体的には、宅地や雑種地等を活用して営農規模拡大を図るための農地化整備をする場合に、必要な経費に対し補助金を交付する。

具体的取組

＜支援内容＞

建築物等解体処分（上物を除く、基礎や舗装版の撤去等）、除礫、深耕、客土等（土壌改良を含む）、その他農地利用に必要な整備を実施

＜補助率＞

50%以内

＜補助上限＞

5,000千円／10a

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】

農地の利活用促進事業（新規就農等支援及び農地あっせんの促進）

ねらい

新規就農希望者や規模拡大を志向する認定農業者など担い手への農地の利活用を促進し、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。

具体的取組

・新規就農希望者と農地を結ぶコーディネーター機能の強化
・認定農業者や異業種からの農業参入希望者への農地の利活用推進

取組の主体

東京都

【取組のイメージ】

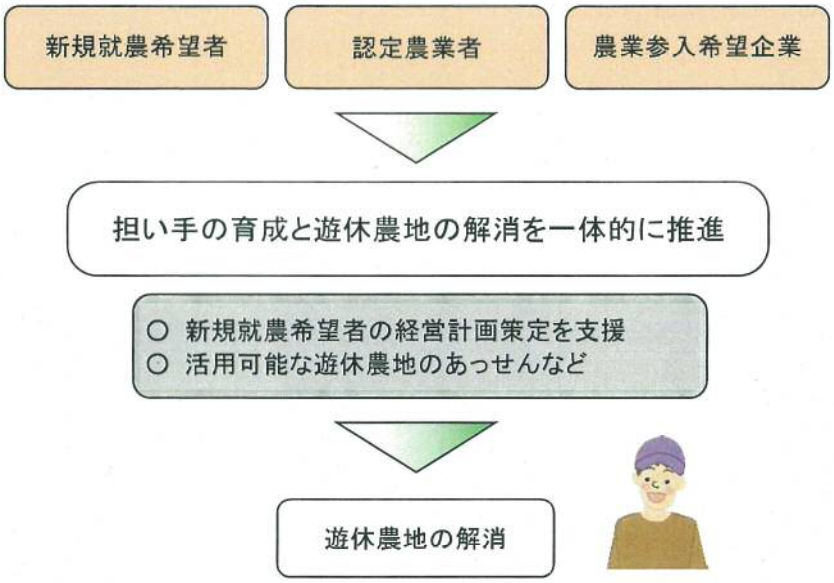

市民緑地認定制度の活用

ねらい

良好な都市環境の形成に必要な緑地やオープンスペースが不足する地域において、公共主導の公園緑地の整備のみでは、みどりの確保が困難な状況を踏まえ、NPO法人や企業等の民間主体が、増加する空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する。また、公開空地等においても本制度を活用し、より質の高い空間の創出や、質の高い管理運営を実施する。このような認定市民緑地を増やすことで緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する。

具体的取組

- 制度の普及、促進
- 区市町の緑の基本計画において、緑化重点地区の指定を促進
- 認定市民緑地の設置を促進するため、都が施設整備費を補助（平成30年度～）

取組の主体

区市町村

【制度概要】

市民緑地認定制度

○ 緑化地域や緑化重点地区内を対象として、民間主体が設置管理計画を作成、区市町村長の認定を受け、地域住民の利用に供するとして緑地等を一定期間設置・管理・活用する制度
○ 条件等：面積300㎡以上、緑化率20%以上、設置管理期間5年以上　等
○ みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減（時限措置）

【事例】一号館広場（千代田区丸の内二丁目、面積約3,200㎡）

＜設置管理者＞
三菱地所㈱（みどり法人）

＜特色＞
エリアマネジメント団体等と連携し、区域外も含めた酷暑対策の調査研究・イベント等を実施予定

緑化率を定める地区計画などによる緑化の推進

ねらい

地区計画において、厚みとつながりのあるみどりの充実やみどりの量的底上げ、質の向上を図るための地区施設の配置や緑化率の設定により、緑化を推進する。

具体的取組

・「用途地域等に関する指定方針・指定基準」に基づき、用途地域等の変更を行う地区や土地区画整理事業を施行すべき区域などで、地区計画等の誘導を図る場合には、地区の特性に応じて、「環境形成型地区計画」の活用や緑化率を定める地区計画などによる緑化を推進する。

取組の主体

区市町村

【制度概要】

○緑化率を定める地区計画

地区整備計画に建築物の緑化率（緑化施設の面積の敷地面積に対する割合）の最低限度を定める。条例により緑化地域と同様に建築確認の要件（建築基準関係規定）とできる。

＜根拠法＞

地区計画（都市計画法第12条の5）

地区計画等緑化率条例（都市緑地法第39条）

○環境形成型地区計画

壁面後退部の環境緑地の指定等により敷地内の緑化を促進することによる、みどり豊かな住宅地の環境形成と保全を目的とした地区計画で、策定と合わせて適切な容積率等の指定を可能とする。

＜基準等＞

「住居専用地域」における容積率等の変更を伴う環境形成型地区計画策定のガイドライン

緑化地域制度の推進

ねらい

市街化の進展により緑の減少が続く東京において、あらゆる場所に新たな緑を創出し快適な都市空間の形成を図るため、都市緑地法に基づく緑化地域制度の普及を拡大。

具体的取組

- まちづくりの上位計画である「都市計画区域マスタープラン」に、制度の指定推進を明記
- 緑化地域の活用方針及び指定基準に原則として市街化区域全域を対象に緑化地域を指定することが望ましい旨明記
- 緑の基本計画等に緑化地域の指定に関する考え方、要件等について具体的に記載

取組の主体

区市町村

【制度概要】

＜指定要件等＞

用途地域の定められた区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。指定されると建築確認の要件（建築基準関係規定）として緑化が義務付けられる。

＜都市計画に定める事項＞

①位置、②区域、③面積、④建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度（敷地面積の25%以下）

＜根拠法＞

都市緑地法（第34条ほか）

江戸のみどり推進プロジェクト

ねらい

生態系に配慮した緑化の普及拡大に向け、事業者の意欲を引き出す取組を実施することで、官民連携で「質の高い」都市緑化を推進する。

具体的取組

・在来種植栽に積極的に取り組む事業者を都が登録・公表し、優れた取組をＰＲする、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」を開始（平成29年5月～）

＜実績＞

登録件数　9件（令和元年12月現在）

・設計者、緑地管理者、開発事業者、行政関係者等を対象に、人にも生きものにも優しい緑化を実践するための設計・管理のポイントを紹介する「生態系に配慮した緑化のための講習会」を実施（平成29年度～）

取組の主体

東京都（民間事業者等と連携）

【登録制度の概要】

対象：1,000平方メートル以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内緑地

要件：1）緑地の面積について、樹木が植栽されている区域の面積が100平方メートル以上であるもの。

2）樹木における在来種の割合等が、次のいずれの要件も満たすこと。

・在来種の面積割合：高木40%以上、中木及び低木10%以上

・在来種の種数：高木4種以上、中木及び低木3種以上

※登録緑地の中でも、生きものの生息生育環境への配慮に特に優れた緑地については「優良緑地」として区別して登録。

登録された緑地については、都から登録証及びシンボルマークを交付

江戸のみどり登録緑地

江戸のみどり登録緑地（優良緑地）

(2) 既に進めている緑確保への取組

本方針では、確保を強化するために、重点的に取り組むべきプロジェクトを示していますが、既に進めている取組や各自治体が緑を確保するために主体的に進めている施策もあります。これらにより、方針の施策と併せて、相乗的な効果を発揮し、緑の確保をより確実なものとしていきます。

以下に、自治体等から提供された情報を掲載します。

自治体名	東京都都市整備局
取組名称	**みどりの計画書制度の活用**

事業者による良質なみどり空間の形成を誘導し、周辺地域とのみどりの連続性や景観形成などに配慮した質の高いみどりの創出を図っています。

【具体的取組】

・都市開発諸制度等を活用する際は、「公開空地等のみどりづくり指針」に基づき、「みどりの計画書」の作成を通じて、開発の構想段階で、公開空地等が質の高い計画となるよう事業者と協議、調整を実施

・以下の視点に配慮するよう協議

(1) 公共や民間のみどりとのネットワークの形成

(2) ヒューマンスケールにおける快適なみどり空間の創出

(3) 見通し等が確保された安全な空間の創出

(4) 造園の魅力が引き出された美しい空間の創出

(5) 生物多様性の保全

(6) その他公開空地等の価値の向上に資するもの

自治体名	東京都環境局
取組名称	**東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「都条例」という。）「保全地域」の指定と活動**

都条例では、丘陵地の樹林、武蔵野の雑木林、崖線に残る緑地や湧水、史跡と一体となった緑地、丘陵地の里山、山地の森林などの貴重な自然地の保護と回復を図るため、「保全地域」の指定を行っています。

保全地域には5種類あり、平成30(2018)年5月24日時点で、自然環境保全地域1地域、歴史環境保全地域6地域、緑地保全地域38地域、森林環境保全地域1地域、里山保全地域4地域の計50地域、約758ヘクタールを指定し、保全を進めています。

今後、2050年度までに丘陵地等の良好な自然地を保全地域として新たに指定・公有化していきます（100ha程度）。

また、保全地域では、自然環境を損なわない範囲で、以下のような活動も行っています。

イ　都民やボランティア団体による自然体験活動、緑地保全活動等

ロ　企業及びNPOと連携した「東京グリーンシップ・アクション」、大学と連携した「東京グリーン・キャンパス・プログラム」などの緑地保全活動等

ハ　保全地域体験プログラムの実施

今後、保全地域に係る総合的なプランを策定し、保全地域の価値や魅力の向上を図っていきます。

里山保全地域

緑地保全地域

自治体名	東京都住宅政策本部
取組名称	**大規模団地の緑の再生**

都営住宅の建替え事業においては、計画段階からの様々な検討により、建替え後の緑化率の一層の向上や、周辺の緑との調和、ネットワークや景観形成に配慮し、緑の再生を促進している。

事例：公園整備

（平成29～30年度）

江北四丁目団地（足立区）の建替え事業にあわせ、江北平成公園（拡張部約7,400㎡）を整備

自治体名	東京都建設局
取組名称	**旧河川敷の土地等を活用した緑地の創出**

町田市内を流れる一級河川鶴見川や武蔵村山市から清瀬市に流れる一級河川空堀川では、治水対策のために蛇行している線形を見直しながら河道整備を実施しており、整備により旧川となる箇所については、緩傾斜護岸や緑道として整備しています。

鶴見川上流では、旧河川敷となる箇所について、良好な河川環境と親水拠点の整備のため、河川敷を利用した緩傾斜護岸を整備し、緩傾斜護岸の前面に野芝を張り、緩傾斜護岸上部の管理用通路沿いには、河津桜を植樹しました。空堀川の東大和市内では、旧川となる箇所について、管渠を敷設して埋戻し、その上部に植栽や樹木を植えて緑道として整備しています。

自治体名	東京都港湾局
取組名称	**臨海副都心まちづくりガイドライン**（平成21年3月改定）

臨海副都心まちづくりガイドライン（以下、本ガイドライン）は、臨海副都心での優良な開発を誘導し、良好な都市景観、都市環境の形成とその永続的な担保を図ることを目的とし臨海副都心全体の開発誘導の基本事項を示しており、開発計画等において進出事業者の方々にガイドラインの遵守をお願いしています。

本ガイドラインの中では植栽について、臨海副都心全体の一体的な水と緑のネットワークの形成と豊かな都市景観の形成を目指して、自然保護条例に定める緑化計画書制度等に基づいた緑化を行い、相互に連携し、調和を図るように努めることとされています。具体的には、新築時は緑化面積を対象とする敷地面積の40%以上とすることが定められており、緑豊かな都市景観、都市環境の確保に寄与しています。

自治体名	東京都内の全62市区町村
取組名称	**みどり東京・温暖化防止プロジェクト**

今日の大きな課題である温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。この事業は、平成19年度から特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の主催、（公財）特別区協議会、（公財）東京市町村自治調査会の企画運営にて実施しています。

事　例：国立市（平成25年度から）

・くにたち花と緑のまちづくり事業

国立市では毎年2回、市のシンボルである大学通りの緑地帯や市内公園で、大規模な花植えを実施しています。特に大学通りの花植えでは、市民ボランティアが中心となり、学校や商店会も巻き込みつつ計画から実作業にいたるまで「みんなで一緒に」というコンセプトで持続可能な花と緑のまちづくりを目指し進めています。

事　例：東久留米市（令和元年度から）

・環境シンポジウム&ワークショップ　武蔵野の水源の森を未来につなごう

森林環境譲与税を財源として、向山緑地公園のみどりの若返り事業を実施します。未来を担う子ども達にみどりの若返りの大切さを教え、実践を分かち合うことを目的としています。キックオフイベントとして8月25日に記念講演とワークショップを行いました。

自治体名	八王子市・日野市・多摩市・稲城市・町田市・相模原市・川崎市・横浜市・鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市・三浦市
取組名称	**多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議**

設立：平成18(2006)年

多摩・三浦丘陵の保全と活用を推進し、魅力のある地域環境の形成を目指すため、各自治体がそれぞれに緑の施策に係る取組を行うだけでなく、より広域的かつ効果的に施策展開を図る観点から、緑と水景の保全・再生・創出に取り組んでいます。

定期的に今後の活動に関する会議、ウォーキングラリー、里地里山プログラムの開催、情報発信、シンポジウムの開催など活発な活動を展開しています。

自治体名	東京都内の区市町村
取組名称	**都市間・地域間連携プロジェクト**

区部では、緑豊かなまちづくりへの取組が叫ばれ、多摩西部は、今日では、既存の緑の多くを守る立場となっています。広域的観点から地域の長所やニーズを活かして相互に連携し、緑の保全や活用の促進を行っています。

連携事例

連携自治体名		名称等	概　要
中央区	檜原村	中央区の森	行政区域を超えた広域的視点から地球温暖化防止に寄与する事業として、区と区民・事業者が連携した森林保全活動等を実施
港区	あきる野市	みなと区民の森づくり 環境交流事業	区があきる野市から22haの私有林を借り受け、「みなと区民の森」として整備を実施 小学3・4年生を対象として、隔年主催でそれぞれの区市の環境を活かした自然体験・環境学習を実施
港区	あきる野市 檜原村	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	区内に建築される建築物に対して、「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」締結自治体から産出される木材の利用を促し、木材使用量に相当するCO2固定量を認証
新宿区	あきる野市	「新宿の森・あきる野」 森林整備事業、自然体験学習	植林や森林整備を実施・市、地元団体と協働し、自然体験学習ツアーを実施
杉並区	青梅市	すぎなみ地域大学 「森林ボランティア育成講座」 「青梅の森」等の保護・保全活動	「青梅の森」の保護・保全活動を行うボランティア育成講座を共同開催。講座を修了した区民・市民による「青梅の森」等の保護・保全活動
武蔵野市	青梅市	二俣尾・武蔵野市民の森	所有者・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、保全費用の負担・森林体験の場として活用
	奥多摩町	奥多摩・武蔵野の森事業	奥多摩町・市・都農林水産振興財団が協定を締結し、連携して森林整備・活用
昭島市	奥多摩町	奥多摩・昭島市民の森	林所有者・市・都農林水産振興財団が分収造林契約を締結し、植林を実施 市は森林作業や植生調査などを行う森林教室を実施

自治体名	東京都内の10区26市2町（幹事自治体　練馬区）
取組名称	**都市農地保全推進自治体協議会**

設立：平成20年10月29日

市街化区域内農地を持つ38の基礎自治体が会員となり、連携して都市農地の保全に取り組んでいます。

主な活動

●都市農地保全自治体フォーラムの開催

都民への普及啓発として、講演会や都内産農産物・加工品の紹介・販売などを行っています。

●農地保全のため国への提案要求

自治体名	練馬区
取組名称	**世界都市農業サミット**（令和元年11月29日～12月1日）

練馬区では全緑被率のうち2割を農地が占め、農とみどりは密接な関係にあります。都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、発展させていくことを目的として、世界都市農業サミットを開催しました。

都市農業を積極的行っている5都市（ニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロント）から農業者や研究者、行政関係者を招き、各都市で取り組んでいる事例紹介や意見交換会を行う国際会議や、区民の方々に練馬の農業の魅力をより感じてもらえるよう各種イベントを実施しました。

自治体名	世田谷区
取組名称	**世田谷区落ち葉ひろいリレー**

清掃の意味合いだけでなく緑に感謝するイベントとして、市民活動団体が主体となって実施しています。条件が整えば、落ち葉炊きや焼き芋なども行います。これまで、区が広報活動等を支援し、趣旨に賛同する区民の参加を得て、寺社、団地、公園などで開催しました。活動団体が目指す「多くの区民が落ち葉ひろいを楽しむ光景が、秋の風物詩となる」ことに期待し、協働事業の継続実施を目指します。

【平成30年度実績】20箇所・43回実施、参加者数1，256名（前年度比35.1%増）

自治体名	杉並区
取組名称	**屋敷林や農地保全への取組**

杉並区緑地保全方針に基づき、保全に向けた取組を進めています。

●マンパワーの活用

・みどりの支援隊の運営

屋敷林や農地の保全を支援するボランティアとともに、農作業の補助や落ち葉掃き等を行っています。

●保全のためのPR・企画

・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう！」

所有者による屋敷林のはなしやボランティアによる樹木・野菜の解説のほか日なたと木陰の温度を測定し、木陰の涼しさを体感するイベントを行いました。

・たき火イベント「たき火体験」

農地を身近に感じてもらうとともに地域住民の交流の場を提供することを目的に、所有者とボランティアの協力を得てたき火イベントを行いました。

自治体名	国分寺市
取組名称	**通称エックス山等整備方針の検討に関する市民協議会との協働事業**

設立：平成14年12月20日

西恋ヶ窪緑地（通称エックス山）において市と協働して活動しています。定例活動では、草刈りなどの林床管理、枯損木等の危険除去などを行っています。

●樹木更新

林を良い状態で次の世代に引き継ぐために、協議会で伐採可能な樹木を伐採し、小さく切って薪にするなどの作業を行いました。

＜樹木更新面積＞

平成20年度：約450㎡

平成21年度：約1,000㎡

平成30年度：約600㎡

●エコミュージアム国分寺

市内を博物館に見立て、日常何気なく目にしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統の視点から散策するエコミュージアムを共催しています。

令和元年度には9回目を迎え、24人の参加がありました。

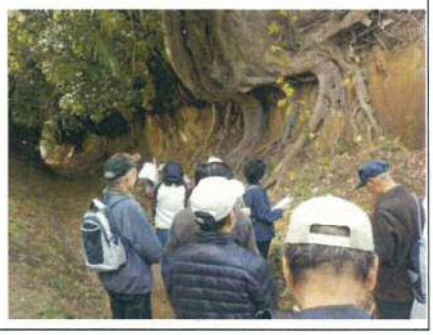

自治体名	調布市
取組名称	CHOFUみどりの国分寺崖線ウォーク2018

市内の崖線樹林地の保全活動を行っている市民団体に委託し、市民、事業者及び行政が協働して実施しました。崖線ウォークイベントを通して、緑の保全活動の必要性や保全活動参加への関心を高め、将来的に崖線樹林地保全活動等の担い手となる人材の育成、確保を行うことを目的とし参加者へ市内の崖線樹林地の現況や保全活動の説明を行いながら市内の崖線を巡りました。

自治体名	江東区
取組名称	東京2020大会に向けた花と緑のおもてなしガーデニングイベント

地域コミュニティの醸成と東京2020大会開催への機運向上を目指し、競技会場に近い豊洲六丁目第二公園（平成30年度は豊洲六丁目公園）に設置したプランターの花苗の寄植え・植替えイベントを、春と秋の2回実施しました。

専門家のレクチャーを受けながら、区民との協働により10個のプランターの寄植えが完成。同時に、ガーデンクイズも実施し、こどもから大人まで幅広い世代の参加がありました。

自治体名	調布市
取組名称	**飛田給駅・西調布駅・調布駅周辺花いっぱい事業**

ラグビーワールドカップ2019、東京2020大会の来訪者へのおもてなしのひとつとして、競技会場へのアクセス駅周辺で、市と市民、事業者の協働で花修景を行いました。

平成30・31年度の「花いっぱいサポーター養成講座」受講生の花いっぱいサポーター（市民ボランティア）を中心に、講座やサポーターデイの中で、飛田給駅、西調布駅でのハンギングバスケット付きスタンド型コンテナ等の設置や花壇の植付けを行いました。 また、令和元年9月と11月に実施した市民参加の「花いっぱいおもてなしイベント」の中で、調布駅前おもてなしガーデンの植付けを行いました。大規模大会終了後も、花いっぱいサポーターを中心とした花壇活動が継続できるように、仕組みづくりを行ってまいります。

自治体名	清瀬市
取組名称	**Kiyose花のある公園プロジェクト**

令和元年7月から12月にかけて、「花のある公園」のレイアウト、活用・管理方法などを話し合う市民ワークショップを計6回開き、基本計画を策定しました。公園への関心が低い方、市主催の話し合いに不慣れな方などの参加を促す目的で「土いじり」を取り入れ、第1回目の「コスモスの種まき」には50名、第4回目の「コスモスの花摘み」には60名を越える参加がありました。

この基本計画をもとに、令和2年度に基本設計・実施設計、翌3年度から整備を予定しています。令和4年度（予定）の開園まで、公園に対するモチベーションの維持・向上を図って、令和2年度以降は公園予定地を使ってガーデニング講座や市民を主体としたイベントなどの開催を検討しています。

種まきの様子

花摘みの様子

自治体名	町田市
取組名称	**花壇コンクールの実施**（春・秋の年2回開催）

都市緑化を推進し、花の香り漂う美しいまちづくりに寄与することを目的に実施している事業です。

市民団体へ市営の苗圃で育てた草花の苗や肥料を配布し、公園・道路・学校・幼稚園などの公共的な場所に植えていただき、専門家などの意見も取り入れながら美しさを評価します。

入賞した団体の花壇には入賞プレートを設置するほか、花壇の写真を掲載したカレンダーを発行するなど、周知を行います。

【2019年度秋（第94回）の実績】

参加団体:321団体

うち、優秀賞1団体、優秀賞5団体、優良賞19団体、努力賞28団体、

ラグビー優秀賞5団体、ラグビー賞16団体

自治体名	瑞穂町
取組名称	**産業まつり　花・苗木配布事業**

緑化推進事業の一環として、住民の緑化に対する理解、関心を高めるために花及び苗木を無料配布するものです。

なお、苗木については、一部を除き、東京都苗木生産供給事業を利用しています。また、会場では、公園等管理委託業者に協力してもらい、育て方等を相談できるコーナーを設けています。

自治体名	三鷹市
取組名称	NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働

設立：平成21年4月2日

市民・事業者・行政をコーディネートし、「花と緑のまち三鷹」をテーマに、花や緑を担う人づくり、市民が花や緑の活動できるしくみづくりや場づくりを進める中間支援組織として、市民・市民団体間のネットワークづくりの活動などを行っています。

●ガーデニングフェスタの開催

花と緑あふれるまちづくりのきっかけとなる大きなイベントとして、市民緑化推進委員会（事務局：NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会）と三鷹市との共催で年1回開催しています。緑化等に関する写真の募集及び表彰等も行い、「緑と公園都市」を創出していくことや、地域のコミュニティを通じて花や緑を一層広げていく取り組みを行っている。毎年約1,000人が参加しています。

●緑の普及・啓発事業

ガーデニング講座及び花壇管理等講習会（年約10回開催・約150人参加）、緑の管理・育成講習会（年約5回開催・約100人参加）、緑の保全活動安全講習会（年1回開催・約50人参加）、樹木や野鳥などの観察会（年約4回開催・約80人参加）、剪定講習会（年約2回開催・約40人参加）、新入生への花種等の配布、保育園等への花苗の配布などを実施しています。

自治体名	小金井市
取組名称	**滄浪泉園緑地開園40周年記念イベント**（令和元年5月19日）

滄浪泉園緑地（特別保全緑地地区）の開園40周年イベントとして、子どもたちと白梅の植樹体験を実施し、緑の保全を図るとともに、市内等で活躍するNPO法人や造園業の方等が講師となり、環境啓発を図る講座を実施しました。

＜講座のねらい＞

・園内の樹木や植物を紹介するガイドツアーの実施により身近な緑との触れ合いや大切さを学ぶ

・秩父の森林保全の取り組みを紹介し、間伐されたカエデの樹液から作ったメイプルシロップを使用したお菓子を食べることでも森を守ることにつながることを学ぶ

・市内によくある樹木の見分け方を学ぶことにより、身近な緑に関心を持ってもらう

また、一日特別無料開園日とし、400名を超える市民の方々に新緑を楽しんでいただきました。

第4章　今後の取組に向けて

1　次世代を見据えた取組

東京都の人口は2025年をピークに減少局面を迎え、2040年代には高齢化率が3割を超えると予測されています。人口減少・高齢化の進行に起因する様々な課題が顕在化しつつある中、都市政策は、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する集約型都市構造化に大きく転換しています。国においては、平成26（2014）年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設され、居住・都市機能の誘導によるコンパクトシティの形成に向けた取組が推進されています。

また、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組とされています。グリーンインフラは、温室効果ガスの吸収や雨水の貯留浸透等を通じた気候変動への適応や、投資・人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成等、様々な場面での多様な機能の発揮が期待されています。

今後の人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や、気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応に向けては、コンパクトシティやグリーンインフラの考え方に則り、適正な土地利用による荒廃防止や防災・減災、地域の活性化といった面からも、緑の保全・活用を考える必要があります。例えば、立地適正化計画等と連動した緑の保全や、コミュニティづくりに寄与する緑を組み込んだまちづくり、地域の魅力を高める緑を活かした景観の保全・育成など、社会経済情勢の変化に即し、次世代を見据えた新たな緑の保全・創出・活用方策等も検討が必要です。

2　様々な主体との連携

近年、持続可能な開発の実現に向け注目されている言葉にESGがあります。ESGは、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字で、投資家が企業に投資する際に、これらの要素を考慮することが必要だという考え方が世界的に広まってきています。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットで、2030年までを期限として国際社会が取り組む持続可能な開発目標として、SDGs（Sustainable Development Goals）が採択されました。これにより、気候変動対策、強靭で持続可能な都市づくり、陸域生態系の保護などを含む17の国際目標について、公共、民間の垣根を越え、あらゆるステークホルダーと連携し取組んでいくこととなりました。

持続可能な都市づくりに欠かせない緑の保全・創出は、こうしたESGやSDGsの概念を取り入れ、行政、都民、企業、NPO等と連携し、社会全体の課題として取り組んでいく必要があります。

本方針の推進にあたっては、様々な主体との連携を念頭に、例えば、都市開発に関わる民間セクターとの新たな連携や、質の高い維持管理を地域経済に組込む緑のマネジメント、中間支援組織等と連携した都民や市民団体への支援など、既存制度の再検討や新たなプロジェクトの創設などに取り組んでいきます。

3　施策の進行管理と方針の推進

都は、「戦略ビジョン」において、新たに「緑溢れる東京プロジェクト」を立ち上げ、都や区市町村による公園や緑地の整備、農地や自然地の保全、民間の都市開発における緑創出など、あらゆる機会を通じて緑の量的な底上げと質の向上を図ることで、都内全体の緑を増やす取組を進めていきます。また、このプロジェクトの展開に際しては、地域の実状や具体的な取組実態などを踏まえ、都と区市町村が緊密に連携しながら、取組を進めていきます。

「緑確保の総合的な方針」の推進に当たっては、都区市町村合同の調整プラットフォーム（都区市町村合同推進委員会）により、課題調整を行っています。こうしたプラットフォームを効果的に機能させることにより、今後、急速に変化していく社会情勢に対応し、施策の充実や取組の加速も検討していきます。

今後も本方針に基づき、東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくとともに、あらゆる機会を通じて緑を生み出していけるよう、様々な施策に取り組んでいきます。

資　料

◆ 確保地水準の基本的な考え方 81
◆ 特定生産緑地制度の概要 82
◆ 東京都の緑を各種制度等で位置づけている実績（平成 31 年 4 月 1 日現在） 83
◆ 区市町村が樹林地等を保全するために実施している制度等 84
◆ 自治体別緑化等施策一覧 92
◆ 添付図面データの出典等 99
◆ 都政モニターアンケートの結果 101
◆ 「緑確保の総合的な方針」都区市町村合同推進委員会　委員等構成 104
◆ 改定に至る経緯 106
◆ お問い合わせ先一覧 107

◆ 確保地の水準の基本的な考え方

●確保地は令和11（2029）年度までに、新たにいずれかの水準に位置付けるものです。

樹林地
農　地

確保地　水準１

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

- 都市計画公園緑地として既存樹林地を買収
- 緑地保全のための買収が確実な都市計画公園緑地の新規・追加指定
- 特別緑地保全地区、自然公園法の特別保護地区、都条例の保全地域その他、法や条例に基づき損失補償による買取が補償される制度の新規・追加指定
- その他法や条例に基づき既存樹林地等を保全目的で買収　など

- 農業振興地域農用地区域に指定
- 生産緑地地区の買取り　など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	特別緑地保全地区	都市緑地法・都市計画法
	特別保護地区（国立・国定・都立自然公園）	自然公園法・都自然公園条例
	都・県立地域	東京における自然の保護と回復に関する条例
	都市計画公園・緑地	都市公園法・都市計画法
	その他　区市町独自の制度	区市町条例
農地	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律
	生産緑地地区	生産緑地法・都市計画法

確保地　水準２

計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

- 風致地区、保安林、自然公園の特別地域、市民緑地、借地公園等の新規・追加指定
- その他許可制の独自条例による地区指定　など

- 地区計画の中で生産緑地であるものを公園緑地等の地区施設として新規指定
- その他許可制の独自条例による地区指定　など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	風致地区	都市計画法・東京都風致地区条例等
	特別地域（国立・国定・都立自然公園）	自然公園法・都自然公園条例
	保安林	森林法
	市民緑地	都市緑地法
	地区計画	建築基準法・都市計画法
	その他　区市町独自の制度	区市町条例
農地	地区計画（生産緑地を緑地として指定）	市民農園整備促進法
	その他　区市町独自の制度	区市町条例

確保地　水準３

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により保全に取り組むもの

- 保存樹林、既存樹林の保全に関する規定の有る地区計画・景観地区、緑地協定等の新規・追加指定・基準の強化
- その他独自条例・要綱等による届出制・協定等に新規・追加指定　など

- その他許可制の独自条例・要綱による農地保全制度の新規・追加指定　など

	制度例（施策名称）	根拠法令
樹林地	緑地保全地域	都市緑地法・都市計画法
	普通地域（国立・国定・都立自然公園）	自然公園法・都自然公園条例
	景観計画区域（緑に関するもの）・景観基本軸	景観法・都景観条例
	景観地区（緑に関するもの）	景観法
	緑地協定	都市緑地法
	その他　区市町独自の協定	区市町条例
農地	その他　区市町独自の制度	区市町条例・要綱

確保地　特定生産緑地

計画期間内に、特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地（生産緑地）

- 生産緑地地区を特定生産緑地に指定することにより、買取申出が可能となる時期や税制優遇措置を延長

	制度（施策名称）	根拠法令
農地	特定生産緑地	生産緑地法・都市計画法

確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して＜水準１～３＞に上げていく考えのあるもの

本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。

◆ 特定生産緑地制度の概要

※「特定生産緑地指定の手引き Ver.1」平成 31 年 3 月版　国土交通省作成より抜粋

特定生産緑地制度の概要

○生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できることになりました。

○指定された場合、買取りの申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。

○ 10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。

○特定生産緑地の税制については、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されます。

○特定生産緑地に指定しない場合は、買取りの申出をしない場合でも、従来の税制措置が受けられなくなります。(激変緩和措置あり)

○特定生産緑地の指定は、告示から30年経過するまでに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定できないことに注意して下さい。

■特定生産緑地に指定する場合

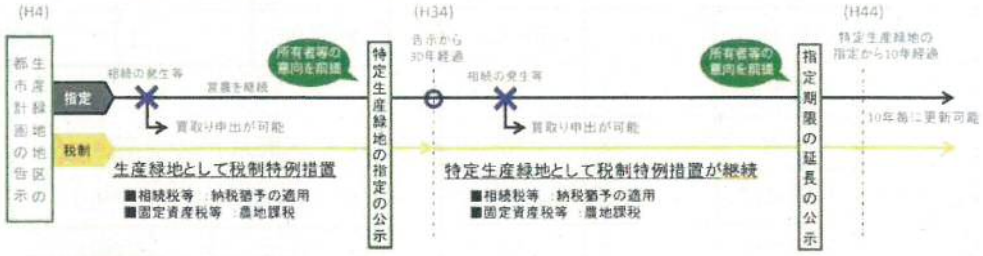

■特定生産緑地に指定しない場合

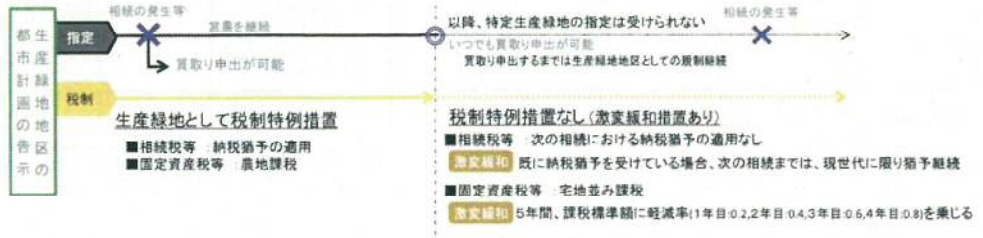

◆ 東京都の緑を各種制度等で位置づけている実績（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※各種制度については、代表的なものを掲載しています。

都市計画公園・緑地

	種別	箇所数	面積(ha)
区部	公園	1,314	3,040.88
	緑地	97	2,908.49
多摩部	公園	982	2,632.35
	緑地	161	2,329.82
合計		2,554	10,911.54

都市公園等の開園状況

	個所数	面積(ha)
区部	6,131	4,126.43
多摩部	5,760	3,368.14
合計	11,891	7,494.57

※海上公園、国民公園、公団・公社の住宅内の公園等を含む

特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区

	特別緑地保全地区		風致地区		生産緑地地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	件数	面積(ha)
区部	17	86.44	14	2,674.00	2,050	406.59
多摩部	33	233.77	14	897.52	9,078	2,658.38
合計	50	320.21	28	3,571.52	11,128	3,064.97

都・保全地域

（東京の自然の保護と回復に関する条例）

	種別	件数	面積(ha)
多摩部※	森林環境	1	22.84
	緑地	38	129.90
	自然環境	1	405.3
	歴史環境	6	136.82
	里山	4	63.32
合計		50	758.18

※歴史環境は、一部区部を含む（玉川上水）

首都圏近郊緑地保全区域

	箇所数	面積(ha)
多摩部	3	1,477

（埼玉県を除く）

＜参考＞東京都の土地面積

（平成 29 年 10 月 1 日現在）

	面積(ha)
区部	62,757
多摩部	115,981
合計	178,738

※島しょ部は含まず

◆ 区市町村が樹林地等を保全するために実施している制度等

区市町村に存する貴重な樹林地等に対し、補助・助言などにより保全を奨励しているものを『補助等を主体とする保存樹林等の制度』、所有者に対して規制や制限をかけることで税の減免等の優遇を付与するものを『行為規制等を伴う樹林地等の保全制度』として一覧表に示しています。

■補助等を主体とする保存樹林等の制度

令和元年 6 月 1 日現在

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
港区	港区みどりを守る条例 同施行規則	樹林面積 200㎡以上 ・4万(1,000㎡未満)～7万円(3,000㎡以上)	29件 109,786㎡
新宿区	新宿区みどりの条例 同施行規則 新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱	樹林面積 500㎡以上 ・～1,000 ㎡:9千円 (以降4.5千円/1,000㎡加算、限度9万円)	35件 87,055㎡
文京区	文京区みどりの保護条例 文京区保護樹木等に係る補助金交付要綱	樹林面積 300㎡以上 ・要した経費の1/2(限度額10万～30万)	29件 114,096㎡
台東区	台東区みどりの条例 同施行規則	樹林面積 100㎡以上 ・3万(500㎡未満)～5万円(1,000㎡以上)	5件 3,431㎡
江東区	江東区みどりの条例 同施行規則	土地面積 500㎡以上(健全であること) ・～1000㎡:2万円(以降500円/100㎡加算)	2件 4,972㎡
品川区	品川区みどりの条例	樹林面積 300㎡以上 ・必要に応じて剪定、施肥および害虫駆除を行う	21件 89,316㎡
目黒区	目黒区みどりの条例 同施行規則 目黒区保存樹木等助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・～1000㎡:3万円(以降30円/㎡加算、限度5万円)	26件 83,535.63㎡
大田区	大田区みどりの条例 同施行規則 大田区みどりの条例の保護樹木等に関する要綱 大田区保護樹木等審査会設置要綱	樹林面積 300㎡以上 ・管理経費:6万(～1000㎡未満)～8.4万(2000㎡以上) ・剪定費:3年に1回、経費の1/2(上限50万円)	84件 103,051.21㎡
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例 同施行規則 世田谷区保存樹木等の保全に関する要綱	樹林地面積 1,000㎡以上 小樹林地面積300㎡以上～ 1,000㎡未満 ・必要に応じて、剪定、施肥等支援を行う	98ケ所 307,180,97㎡
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する条例 同施行規則	樹林面積 300㎡以上 ・平成24年4月1日補助金廃止	18件 92,425㎡
中野区	中野区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・3万(500 ㎡未満)～8万円(2000㎡以上)	30件 82,120㎡
杉並区	杉並区みどりの条例	屋敷林・寺社林・学校林:面積300㎡以上で高木30本以上、樹林:面積500㎡以上 ・個人:8千円/100㎡(10,000㎡超分は4千円/100㎡加算) ・法人:2千円/100㎡(10,000㎡超分は1千円/100㎡加算)	101件 353,318㎡

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
豊島区	豊島区みどりの条例 同施行規則	樹林面積 300㎡以上(集団を形成しているもの) ・50円/㎡(限度15万円)	30件 60,047.68㎡
北区	北区みどりの条例 同施行規則 北区みどりの保護・育成の推進に関する助成要綱 東京都北区特別保全樹林助成金交付要綱	土地面積 300㎡以上(集団をなしているもの) ・維持管理に要する経費の1/2 (限度額:40円/㎡、10万円以内) 保護樹林　樹林面積300㎡以上(集団を成しているもの) ・維持管理に要する経費の1/2(限度額:40円/㎡、10万円) ・保護樹林のうち、特に自然度が高い樹林を特別保全樹林とし、樹林の存する土地の固定資産税及び都市計画税の合計額を助成	14件 13,692.99㎡
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例 荒川区保護指定樹木等助成金交付要綱	樹林面積 300㎡以上 ・維持管理に要する経費の1/2 限度額:3万円(500㎡以下)、3万円+60円/㎡(500㎡超1000㎡以下)、6万円+30円/㎡(1000㎡超)	2件 4,800㎡
板橋区	板橋区緑化の推進に関する条例 同施行規則 板橋区保存樹木等管理助成要綱	保存樹林 300㎡以上 保存竹林 200㎡以上 ・(都市計画税＋固定資産税)×1/2相当額(限度90万円)	24件 32,904.47㎡
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例 同施行規則 練馬区保護樹木・樹林補助金助成要綱	樹林面積 300㎡以上 ・管理費用補助(面積規模により額設定) 樹林面積1,000㎡未満2万円～樹林面積5,000㎡以上12万円 ・せん定費補助(幹周規模により上限額設定) 幹周90cm以上の樹木:せん定費の半額	71件 186,500.23㎡
足立区	足立区緑の保護育成条例 同施行規則 足立区保存樹木・樹林補助金交付事務処理要綱 足立区保存樹木等管理支援要綱	樹林面積 300㎡以上 ・補助金(年に1回):4万円(1,000㎡未満)～15万円(3,001㎡以上)※固定資産税減免措置のある土地は×3/4 ・剪定経費の1/2助成(4年に1回、上限50万円) ・樹木診断、樹勢回復 ・落ち葉等収集	24件 44,808㎡
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例 同施行規則	樹林面積 500㎡以上 ・4万円(1000㎡未満)～10万円(3000㎡以上)	26件 35,490㎡
江戸川区	江戸川区緑化推進要綱	樹齢、歴史、いわれ等から緑化の象徴として特に保護する必要があると認められた樹林 ・樹木診断費用を補助	なし
八王子市	八王子市緑化条例 八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付要綱	緑地を保全する必要があると認められた区域で指定したもの ・緑地保護地区 50円/㎡	6件 81,414㎡
	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例 八王子市斜面緑地保全区域支援金交付要綱	緑地を保全する必要があると認められた区域で指定したもの ・斜面緑地保全区域 100円/㎡	46件 279,816.99㎡
立川市	立川市緑化推進条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税を免除 ・100円/㎡	12件 17,577.8㎡
武蔵野市	武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・100円/㎡(非課税地については上記の1/2以内)	4件 7,018㎡
三鷹市	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税額・都市計画税額の85%相当	9件 8,608.41㎡
府中市	府中市樹木等の保全に関する要綱	樹林面積 330㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の75%相当	3件 829.46㎡
昭島市	昭島市保存樹木等補助金交付要綱 昭島市の緑を守り育てる条例施行規則	樹林面積 300㎡以上 ・10円/㎡(公開樹林:固定資産税、都市計画税の90%相当)	6件 4,515㎡
調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の85%相当	20件 19,340㎡

区市町	根拠条例等	指定対象・補助内容	指定状況
小金井市	小金井市緑地保全及び緑化推進条例	樹林面積 500㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の80%相当 (国分寺崖線上は別途20円/㎡補助)	7件 40,620.16㎡
小平市	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例	樹林面積 330㎡以上 ・固定資産税、都市計画税の免除 100% 維持管理費 8円/㎡	18件 43,357.80㎡
日野市	日野市みどりの保護育成に関する要綱	樹林面積 500㎡以上 ・9千円(500㎡以上)～27千円(10,000㎡以上)	65件 588,607㎡
東村山市	東村山市緑の保護と育成に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・適正に管理されているもの:固定資産税・都市計画税の免除100%(それ以外は90%減免)	31件 88,409.91㎡
国分寺市	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上 ・固定資産税・都市計画税の80%相当	19件 26,444.91㎡
福生市	福生市の緑を守り育てる条例	樹林面積 7アール以上 ・宅地介在山林:固定資産税・都市計画税の80%以内 ・一般山林:23円/㎡	9件 6,149㎡
狛江市	狛江市緑の保全に関する条例 狛江市緑の保全に関する条例施行規則 狛江市保存樹木等剪定助成金交付要綱	樹林面積 330㎡以上 ・1万円/ヶ所 剪定費用の3分の1の額(樹木1箇所につき20万円上限)	12件 20,920㎡
東大和市	東大和市みどりの保護・育成に関する条例	樹林面積おおむね1,000㎡以上	3件 7,666㎡
東久留米市	東久留米市のみどりに関する条例	樹林面積 1,000㎡以上 ・65円/㎡	4件 6,528㎡
武蔵村山市	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上(丘陵地を除く) ・128円/㎡	1件 1,117㎡
多摩市	多摩市みどりの保全及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上・20円/㎡	19件 47,617㎡
羽村市	羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例	樹林面積 1,000㎡以上(5年を単位として保存) ・固定資産税・都市計画税の80%減免	24件 24,184.54㎡
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例 あきる野市保存緑地に対する補助金交付要綱	樹林地:面積 500㎡以上、健全で樹木、樹林等の形容が美観上優れている地域 屋敷林:1.5mの高さにおける幹周り1m以上の樹木が5本以上ある樹林 ・樹林地:(固定資産税・都市計画税の合計額/面積＋20円)×面積 ・屋敷林:1万円/1宅地	3件 7,677.4㎡
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	樹林面積 100㎡以上 ・60円/㎡	23件 22,134㎡
瑞穂町	瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例	屋敷林:住居等のある敷地内で地上1.5mの幹周り1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林 樹林地:500㎡以上の樹林地(適用除外区域あり) ・屋敷林:1万8千円/1ヶ所 ・樹林地 市街化区域:都市計画税・固定資産税相当額の80%以内 市街化調整区域:10円/㎡(千円未満切り捨て)	17件 34件 151,582㎡

■行為規制等を伴う樹林地等の保全制度度

令和元年６月１日現在

区市町	名　称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段) 土地所有者へのメリット(下段)	指定状況
目黒区	みどりを守る協定	目黒区みどりの条例、施行規則 目黒区みどりの協定の認定および助成に関する要綱 ・一定の基準以上の樹木,樹林,生垣で、その所有者及びその周囲の居住者等5軒以上が、それらを保存し共同で維持管理していくことに合意したもの	●協定締結(みどりを守る協定) 協定締結者間の連絡や活動費の一部として、1協定当たり年間1万円の助成金を交付	なし
世田谷区	特別保護区	世田谷区みどりの基本条例 ・樹林地、水辺地及び動物生息地と一体となっていて特別に保全する必要がある土地	●行為規制(許可申請) ・水面の埋立て,建築,土地変更,木竹伐採等 ●必要があると認める場合に買入れ 固定資産税・都市計画税相当額を上限とする助成 区による維持管理支援	4か所 13,195㎡
	小さな森 (保存樹林制度の補完)	小さな森制度 ((一財)世田谷トラストまちづくり) ・区内に位置し、適切に維持管理された民有の緑地であること ・50㎡以上の広さを持つ一団の土地であること ・公道等から緑地への通路が確保できること	●公開契約 ・常時又は年間1日以上 (一財)世田谷トラストまちづくりボランティアによる維持管理支援	17か所 5,362㎡
	国分寺崖線保全整備地区	国分寺崖線保全整備条例 ・傾斜度10%以上の斜面地(約183ha)をおおむね含み、国分寺崖線と一体的な環境形成が必要なエリア	●行為規制(許可申請) ・500㎡以上の建築:階段状建築物の制限(地面と接する位置の高低差は6m以下) ・色彩配慮 ・建築計画の届出 ●崖線と調和した建築計画の誘導 ●世田谷区斜面地における建築物の制限に関する条例の適用により、階数等も規制	約300ha
杉並区	特別樹林	杉並区みどりの条例 ・保護樹林等のうち、公園、緑地その他の空間地として確保することが必要な土地の樹林地	●義務:良好な状態を保つ ●滅失、枯死、これらに準ずる異変の届出 ●伐採または譲渡の際、買取り請求の提出 ●買取り請求に基づき買入れ判断 保護に要する費用の一部の補助その他の必要な支援	なし
北区	特別保全樹林	北区みどりの条例 北区特別保全樹林助成金交付要綱 ・300㎡以上の自然度の高い貴重な崖地樹林地等(みどりの条例により指定される保護樹林のうち自然度が高く生活環境を確保する上で不可欠なもの)	●責務:良好な状態を保つ ・伐採、枯死、譲渡時等に届出 ●必要があると認める場合に買入れ 固定資産・都市計画相当額の上限とする助成	3か所 2,490.94㎡
練馬区	郷土景観保全地区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例 ・3,000㎡以上の雑木林、屋敷林、農地が一体となった保全すべき区域	●行為規制(協議) ・樹木の伐採、建築、土地変更等 ●買取り請求に基づき買入れ判断 景観保全に必要な費用の補助	なし
足立区	特別景観形成地区	足立区景観条例 足立区垳川及び垳川沿川地区の落ち葉に関する支援要綱 ・垳川沿川地区(垳川の境界から20mの範囲)	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採等 落ち葉収集 軒樋カバー設置工事助成 軒樋清掃助成	1地区 (全長約2.2km)

区市町	名　称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段) 土地所有者へのメリット(下段)	指定状況
葛飾区	自然保護区域	葛飾区自然保護要綱 ・国や東京都が自然環境保全地域に指定するだけの規模を有さない身近な自然	●行為規制 ・立入制限、動植物採取禁止	2か所 12,600㎡
八王子市	緑地保護地区	八王子市緑化条例 ・保全が必要な緑地(おおむね1,000㎡以上)	●行為規制 ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●土地所有者との協定締結 固定資産税相当額の補助、維持管理に要する経費の一部を補助(50円/㎡)	6地区 81,414㎡
	斜面緑地保全区域	市街地内丘陵のみどりの保全に関する条例 ・市街地内に位置し、良好な自然環境が形成されている丘陵地の斜面の緑地(原則1,000㎡以上) ・実態調査等に基づき斜面緑地保全委員会の意見を踏まえ指定	●行為規制(届出) ・木竹伐採,移植、物件の堆積等 ・指導、勧告、住所・氏名の公表 ・過料 ●土地所有者の同意を必要としない 環境的な価値に相当する額及び維持管理に要する経費の一部を支援(100円/㎡) 保全団体の育成・紹介	46区域 28.0ha
立川市	保護樹林地	立川市緑化推進条例 ・良好な生活環境を確保するため保護することが必要な300㎡以上の樹林地 ・市との使用貸借契約が必要	●使用貸借契約 ・使用貸借、管理委任等 固定資産税・都市計画税相当額の減免 委任契約に基づく市管理	12か所 17,578㎡
武蔵野市	環境緑地	武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例 ・みどりの保護育成を必要と認める区域で、市民の利用に供するもの ・特に保護が必要な樹木の生育する区域	●使用貸借契約 ●申出に基づき買入れ判断 固定資産税等の減免 市が簡素な管理	5件 406㎡
三鷹市	自然環境保全地区	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例 ・おおむね2,000㎡以上の樹林地、水辺地、傾斜地等で保全が必要なもの ・文化的遺産と一体となった自然があり保全が必要なもの	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●協定の締結 固定資産・都市計画税の85%を助成 協定に基づき市が管理	2件 9,694㎡
青梅市	霞丘陵風致地区	青梅市風致地区条例 ・霞丘陵風致地区 (第一種風致地区)	●行為規制(許可申請) ・宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・土石類の採取 ・水面の埋立てまたは干拓 ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積	1地区 383.14ha
調布市	保全地区・特別保全地区	調布市自然環境の保全等に関する条例 ・保全地区:300㎡以上あり、保全・回復が必要な緑 ・特別保全地区:保全区域内の特に貴重な緑	●行為規制 (特別保全地区:許可申請)(保全地区:届出) ・建築、土地変更、植物伐採等 固定資産・都市計画税の85%を補助交付	20件 19,340㎡

区市町	名　称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段) 土地所有者へのメリット(下段)	指定状況
町田市	ふるさとの森	町田市緑の保全と育成に関する条例、施行規則 ふるさとの森設置要綱 ・1,000㎡以上の良好な景観、歴史環境、希少な動植物の生息又は生育、市街地にある市民の憩いの場となるまとまりのある緑地	●使用貸借契約 ・10年以上 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産・都市計画税非課税 必要に応じて管理団体(ボランティア等)による管理を依頼 管理団体への補助有	44か所 543,342.42㎡
	民有緑地保全地域	町田市緑の保全と育成に関する条例、施行規則 町田市民有保全地域指定要綱 ・1,000㎡以上の課税地目が山林・雑種地等の樹林地(市長が認める330㎡の該当地も可)	●協定締結(民有地緑地保全協定) ・10年以上 固定資産・都市計画税の40%の奨励金を交付 45円/㎡の維持管理奨励金を交付	2か所 11,881㎡
小金井市	環境保全緑地 公共緑地 環境緑地	小金井市緑地保全及び緑化推進条例 ・公共緑地:公共の用へ供されることが確約される500㎡以上の緑地 ・環境緑地:現状保全が確約される500㎡以上の緑地	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採 ・助言・勧告 ●協定締結 ・5年間 公共緑地:固定資産・都市計画税の非課税、市管理 環境緑地:固定資産税・都市計画税の80%減額、国分寺崖線に存するものは維持管理奨励金交付	公共緑地 4か所 3,711.97㎡ 環境緑地 7か所 40,620.16㎡
日野市	緑地信託制度	日野市緑地信託等に関する条例 ・樹林地で良好な自然環境を有している土地	●不動産信託契約、土地管理の委任契約等 ・地上権の設定・土地管理の委任等 ●申出に応じて買入れ判断(先買い権を設定) 固定資産税・都市計画税の減免※地代を支払う場合を除く 条例に基づく市による管理	19か所 41,067㎡
東村山市	緑地保護区域	東村山市緑の保護と育成に関する条例 ・原則として300㎡以上で、一団の状態にある、良好な自然状態で保持されている樹林地/動植物の生息地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な土地/その存在が生活環境に寄与している社寺林等	●行為規制(許可申請) ・建築・土地変更・木竹伐採 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産・都市計画税の減免(適正管理されている場合)又は90%減免(適正管理されていない場合)	31件 88,409.91㎡
国分寺市	緑地保護区域	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例 ・おおむね10,000㎡以上の良好な自然環境の緑地	●行為規制(届出) ・建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転 ・宅地造成その他土地形質の変更 ・その他自然環境に重大な変更を生じるおそれのある行為 ●協定締結 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産・都市計画税の80%減免	なし
	国分寺崖線区域	国分寺市まちづくり条例 ・緑の基本計画に定める国分寺崖線保全・整備地区(緑化重点地区)のうち、商業地等を除く区域	●行為規制(申請) ・開発時地下水等観測、調和的建築計画 ・敷地内の緑地等の整備は，国分寺崖線区域内において，国分寺崖線区域外より上乗せした基準を設定	-

区市町	名　称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段) 土地所有者へのメリット(下段)	指定状況
東大和市	緑地保護地区	東大和市みどりの保護・育成に関する条例 ・面積がおおむね1万㎡以上の状態にある、樹木・樹林・草生地等が所在し、かつ、良好な自然状態を保持している地区であって、その保護を図ることが必要な地区/動植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地区	●行為規制 (1)樹木の伐採 (2)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (3)宅地の造成その他土地の形質の変更 (4)土石類の採取 (5)その他自然環境に重大な変更を生ずるおそれのある行為 固定資産税・都市計画税の免除	1か所 9,936.26㎡
清瀬市	緑地環境保全区域	清瀬市みどりの環境をつくる条例 ・みどりの基本計画に定める緑化重点地区において特に保全が必要と認められるおおむね1,000㎡以上の樹林地 ・雑木林、農地、屋敷林等が一体となった武蔵野の原風景を色濃く残す景観を有する樹林地	●行為規制(協議) ・建築、土地変更、木竹伐採 ●協定締結 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税の80％相当額の助成	24か所 33,721.41㎡
東久留米市	緑地保護区域	東久留米市のみどりに関する条例 ・おおむね10,000㎡以上の良好な自然状態の樹林地、動植物生育地、市民生活の基盤に役立つ屋敷林・社寺林	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採 補助金交付	なし
武蔵村山市	緑地保護地区	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例 ・良好な自然環境の緑地 ・動植物の生育地で保護が必要な地区	●行為規制(届出) ・建築、土地変更、木竹伐採 奨励金交付	なし
多摩市	緑地保全の森	多摩市緑地保全の森の指定及び保全に関する要綱 ・おおむね1,000㎡以上の一団の緑地及び森について将来に向けて保全する必要があると認められるもの	●使用貸借契約 ・5年以上 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産税・都市計画税の減免 協定による管理団体(グリーンボランティア)による管理 管理団体への補助あり	
稲城市	自然環境保全地域	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例 ・1,000㎡以上の市民利用に供する良好な自然状態の樹林地、景観上重要な地域、保護が必要な動植物の生育地、生活環境に寄与する社寺林等	●行為規制(許可申請) ・建築、土地変更、木竹伐採等 ●申出に応じて買入れ判断 固定資産・都市計画税50％助成(10年指定) 固定資産・都市計画税25％助成(5年指定) 管理助成金10～50円/㎡	16か所 124,821.74㎡

緑確保の総合的な方針

区市町	名　称	根拠条例・要綱 対象となる緑地	規制内容等(上段) 土地所有者へのメリット(下段)	指定状況
あきる野市	保存緑地	あきる野市ふるさと緑地保全条例 ・500㎡以上の健全で美観が優れている地域	●行為規制(許可申請) ・樹木の伐採、宅地造成等 補助金交付	5か所 12,841.23㎡
	公開緑地	あきる野市ふるさと緑地保全条例 ・300㎡以上の健全で美観が優れている地域 ・市民が散策等に利用でき、5年以上継続して開放できる地域	●公開契約	1か所 14,593㎡
	生息地等保全協定	あきる野市生物多様性保全条例 ・希少種の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域	●協定締結 希少種保護事業に対する交付金の交付	なし
	希少野生動植物種保護区域	あきる野市生物多様性保全条例 ・指定種(希少野生動植物種)の個体の生息地等及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域 ・指定種の個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその指定種の保護のため重要と認める区域	●行為規制(許可申請) ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ・宅地造成、土地の開墾、その他土地(水底を含む。)の形質変更 ・鉱物の採掘、土石の採取 ・水面の埋め立て、干拓 ・木竹の伐採 固定資産税・都市計画税の減免 希少種保護事業に対する交付金の交付	なし

◆ 自治体別緑化等施策一覧

行政区域全般にわたる緑化計画指導や緑の保全協議制度等の施策について、令和元(2019)年６月１日現在の情報を一覧表に示しています。

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続き等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例	[緑化計画書] 敷地面積1,000㎡以上(公共施設は250㎡以上)で、以下の行為を行う場合 ・建築物等の新・改・増築 ・駐車場、作業場等の建設・屋外運動施設、墓地 など	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・区市町村が条例に基づき定める緑化の基準が、都条例と同等以上と知事が認める場合は、手続が区市町村に一元化			
		[開発許可] 面積1,000㎡(甲地域※は3,000㎡)以上の土地で、以下の行為を行う場合 ・土地要件 区域の1/3以上が自然地、または一団で1,000㎡の自然地を含む土地 ・対象行為 建築物・工作物の建築、屋外競技上等の建設、駐車場・墓地等の建設 など ※甲地域:乙地域(都市計画区域外、自然公園、市街化調整区域、風致地区等)以外	○	○	○
		・許可申請書の提出			
	都市計画法 (開発許可制度)	[市街化区域] ・500㎡以上の開発行為(質の変更は3,000㎡以上) [調整区域] ・全ての開発行為(質の変更については500㎡以上) [全域] ・1ha以上の第二種特定工作物(屋外競技上、遊園地、墓地等)	○	—	—
		注)東京都が開発許可申請を受ける区域は多摩部(町田市を除く)			
千代田区	千代田区緑化推進要綱	・敷地面積250㎡以上の建築行為	○	○	○
		・緑化計画書の届出			
中央区	中央区花と緑のまちづくり推進要綱	・敷地面積200～1,000㎡未満の建築物、工作物	○	○	○
		・緑化計画書の届出			
港区	港区みどりを守る条例	・敷地250㎡以上の建築計画(250㎡未満はできるだけ緑化基準を守る)	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・伐採届の規定有			
新宿区	新宿区みどりの条例同施行規則	・敷地面積250㎡以上の建築行為及び駐車場等の造成工事	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・既存樹木利用に対する優遇措置有			
文京区	文京区みどりの保護条例	・敷地面積200㎡以上建築行為	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・樹木本数等基準(高木・中木・低木)有 ・既存樹利用に対する優遇処置有			
台東区	台東区みどりの条例	・すべての建築物の建築(用途変更及び大規模修繕・模様替は除く) ※屋上・壁面緑化の対象は敷地面積300㎡を超える建築物	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・接道部緑化を推進 ・みどりのモデル地区(みどりの保護・育成を講じる地区)の指定制度有			
墨田区	墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例	・総住戸(住室)数15戸(室)以上の共同住宅 ・地上3階建て以上かつ総住戸(住室)数10戸(室)以上の共同住宅	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・屋上緑化は敷地面積が300㎡以上の場合			
	墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱	・延べ面積1,000㎡以上の建築事業(条例適用以外) ・事業区域面積300㎡以上の宅地開発			
		・緑化計画書の届出 ・屋上緑化は敷地面積が300㎡以上の場合			

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続き等(下段)	敷地内緑化 地上	屋上	接道
江東区	江東区みどりの条例	・敷地面積250㎡以上の建築行為 ・敷地面積250㎡以上の一団の土地の宅地開発 ・緑化計画書の提出・認定	○	○	○
品川区	品川区みどりの条例	・敷地面積300㎡以上の建築行為 ・緑化計画書の届出 ・みどりのモデル地区(緑化の保護・育成を講じる地区)の指定制度有	○	○	○
目黒区	目黒区みどりの条例 同施行規則	・開発行為 ・自動車駐車場の設置(20台以上) ・敷地面積200㎡以上で新築・増築等を行うとき ・緑化計画書の提出・認定 ・敷地面積500㎡(公共施設は250㎡)以上の新築、改築等行うものに屋上緑化を義務化 ・樹木本数基準(中高木)あり ・既存樹木等の保全協議(樹木は幹周り0.8m以上等)の義務化 ・所有者の申し出による保存樹木等の指定は幹周り0.8m以上(平成24年度から新規指定を休止中) ・みどりの協定	○	○	○
大田区	大田区みどりの条例	A 建築物の新築、増築又は改築 300㎡以上の敷地 B 製造施設、貯蔵施設その他これらに類する工作物の建設 1,000㎡以上の敷地 C 屋外運動競技施設又は屋外娯楽施設の建設 1,000㎡以上の敷地 D 駐車場の設置 収容台数20台以上かつ300㎡以上の敷地 E 地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する以下の事業 ①住宅宅地開発事業:道路を設ける宅地開発で事業区域面積が350㎡以上又は区画数が5区画以上 ②集団住宅建設事業:計画戸数が15戸以上 ③墓地開発事業:事業区域面積350㎡以上 ※国や地方公共団体の場合は、上記A～Dの建築行為等では、敷地面積250㎡以上が対象 ※屋上緑化は、敷地の規模1,000㎡以上(国や地方公共団体は250㎡以上)で建築行為等を行う場合が対象 ・緑化計画書の届出	○	○※	○
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例 同施行規則	・面積150㎡以上の敷地における新築及び増築(面積150㎡未満の敷地でも、風致地区内で風致地区条例に基づく緑化基準を伴わないものも含む) ・面積150㎡以上の敷地における収容能力20台以上の自動車駐車場の設置 ・面積500㎡以上の区域における開発行為 ・みどりの計画書届出 ・樹木本数基準(高木・準高木・中木・低木)、接道緑化基準あり ・風致地区の敷地境界部緑化基準あり ・自動車駐車場緑化基準(敷地面積×15%)あり ・国分寺崖線保全重点地区・風致地区・地区計画区域に緑化率の割り増し制度あり ・樹木の伐採届制度あり	○	○	○
	都市緑地法 (緑化地域)	・敷地面積300㎡以上の新築又は増築 ・平成22年10月1日より緑化地域制度導入 ・市街化区域全域を指定 ・敷地面積に対する緑化率5～25% ・建築基準関係規定	○	—	—
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する条例	・敷地面積300㎡以上の建築行為 ・緑化計画書の届出 ・既存樹利用に対する優遇措置有	○	○	○
中野区	中野区みどりの保護と育成に関する条例	・敷地分割を伴い分割前敷地が300㎡以上または敷地面積200㎡以上の建築行為 ・20台以上の駐車場を設置し、敷地面積300㎡以上 ・緑化計画書の届出	○	○	○

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続き等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
杉並区	杉並区みどりの条例	[緑化計画書] 敷地面積200㎡以上の建築・開発行為、建築面積50㎡以上の増改築、20台以上の駐車場の設置、公共の計画通知を要する行為 [緑化計画概要書] 敷地面積200㎡未満の建築行為、建築面積50㎡未満の増改築	○	—	○
		・緑化計画書または概要書の届出 ・既存樹利用に対する優遇措置有 ・接道部緑化の代替、高中低木本数の置換え有			
豊島区	豊島区みどりの条例	[建築行為] ・地階を除く延べ床600㎡以上(商業地域は800㎡) ・地階を除く3階以上で住戸15戸以上 ・敷地面積250㎡以上の公共施設 [開発行為] ・面積500㎡以上	○	○	○
		・緑化計画書の届出			
北区	北区みどりの条例	・敷地面積300㎡以上の開発行為等(民間施設) ・公共施設の場合は敷地面積要件なし	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ・みどりのモデル地区の指定制度あり			
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例	①面積300㎡以上の区画形質の変更 ②面積200㎡の建築確認等 ③面積300㎡以上の駐車場設置 ④15戸以上の集合住宅の建築確認等	○	○	—
		・緑化計画書の届出			
	荒川区市街地整備指導要綱	・延床1,000㎡以上の建築物 ・都計法第29条の開発行為に該当する事業 ・墓地又は納骨堂の設置を行う事業 ・ペット火葬施設等の設置を行う事業 ・移動火葬施設を使用する事業	○	○	—
		・緑化計画書の届出			
板橋区	東京都板橋区緑化の推進に関する条例	・敷地面積350㎡以上の開発行為等 ・公共施設250㎡以上 ・区の施設はすべて	○	○	○
		・緑化計画書の届出			
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例	・地上部:開発行為、開発区域面積が300㎡以上の開発事業(建築行為、駐車場の設置等) ・屋上部:敷地面積300㎡以上の建築行為で、建ぺい率80%の地域又は防火地域に利用可能な屋上がある場合	○	○	—
		・緑化計画の事前協議			
足立区	足立区緑の保護育成条例 同施行規則	・敷地面積200㎡以上の建築物及び工作物の新築・改築・増築及び20台以上の駐車場	○	○	○
		・緑化計画書の届出 ※一戸建て住宅の場合は緑化指導			
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例 同施行規則	・敷地面積300㎡以上の建築物及び工作物の新築・改築・増築 ・屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、駐車場、資材置場、作業場又は墓地の建設	○	○	○
		・緑化計画書の届出			
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	(1)共同住宅:3階以上、かつ10戸以上又は一団の土地 に40戸以上又は事業区域面積300㎡以上 (2)戸建て開発:一団の土地を3区画以上に分割 (3)その他の建築物:事業区域面積 300㎡以上	○	○	○
		※環境空地:緑地、歩道状空地、ポケットパーク、広場状空地等 ・協議申請書に環境空地計画図等添付			

緑確保の総合的な方針

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続き等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
八王子市	八王子市緑化条例	・建築物の建築、工作物の設置、屋外施設の建設、墓地の建設等を目的とした1,000㎡以上の土地区画形質の変更 ・建築物の建築(自己居住以外の高さ10m以上、10戸以上の住宅)	○	○	—
		・植樹計画書の届出			
	八王子市宅地開発指導要綱	・都計法29条開発事業 ・宅造法8条開発事業 ・都自然保護条例47条開発事業 ・1,000㎡以上でかつ7区画以上、又は10区画以上の事業	○	○	—
		・事前協議			
立川市	立川市宅地開発等まちづくり指導要綱	・開発行為 ・道路位置指定を受ける築造 ・自己居住以外の建築事業(高さ10m※超で敷地500㎡以上、延床1,500㎡以上、事業区域1,000㎡以上、15戸以上の集合住宅、店舗面積500㎡以上) ※1種低住は軒高7m超又は地上3階以上	○	—	○
		・事前協議			
武蔵野市	武蔵野市まちづくり条例	・武蔵野市まちづくり条例に規定する開発事業(開発行為・中高層建築等)	○	○	○
		・事前協議			
	武蔵野市緑化に関する指導要綱	・上記まちづくり条例に該当しない建築行為	○	○	○
		・敷地200㎡以上は計画書の提出			
三鷹市	三鷹市まちづくり条例 三鷹市開発事業に関する指導要綱	・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m超等※の自己住宅以外の建築 ・15戸以上の共同住宅等 ・500㎡以上の宅地造成 ・店舗面積500㎡以上の商業施設 ・工場、指定作業場で作業場面積が500㎡以上のもの ※1・2種低住:軒高7m超又は地上3階以上	○	○	○
		・事前協議・緑化計画書・協定締結			
	三鷹市水と緑の保全及び創造に関する条例	・上記まちづくり条例に該当しない敷地及び土地面積250㎡以上の建築・開発計画	○	○	○
		・緑化計画書			
青梅市	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例	・開発行為 ・500㎡以上の宅地造成 ・中高層建築(8戸以上の共同住宅、延べ床1,500㎡以上) ・20戸以上の共同住宅	○	—	—
		・事前協議			
府中市	府中市地域まちづくり条例 府中市開発事業に関する指導要綱	・500㎡以上の開発行為 ・軒高7m超又は地上3階以上の建築物(1・2種低層住居専用地域内)※ ・高さ10m超の建築物(1・2種低層住居専用地域以外)※ ・10戸超の集合住宅 ・延べ面積1,500㎡超の特殊建築物 ※一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く	○	—	—
		・事前協議・協定締結 ・府中市開発事業まちづくり配慮指針を定め、地域特性を踏まえた公園・緑地等の整備指針を提示			
昭島市	昭島市宅地開発等指導要綱	・500㎡以上の開発行為 ・事業区域面積1,000㎡以上 ・高さ10mを超える中高層建築 ・10戸以上の集合住宅等	○	○	○
		・事前協議 ・壁面緑化も対象となる			
調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例 調布市自然環境の保全等に関する条例施行規則	市民、事業者、土地所有者	○	○	—
	調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例 調布市開発事業指導要綱	・500㎡以上の開発行為 ・15戸以上の集合住宅等の建築物 ・高さ10m又は地上4階建て以上の建築物 ・延べ面積 1,500㎡以上の建築物 ・道路の位置指定を伴う場合 ・周辺環境に著しい影響を及ぼすもののうち規則で定めるもの	○	○	—
		・事前協議・協定締結			

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続き等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
町田市	町田市中高層建築物に関する指導要綱	・高さ10mを超える建築物(1戸建ての住宅を除く) ・集合住宅(共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿)で建築戸数が9戸以上のもの ・延べ床1,000㎡以上の建築物	○	—	○
		・事前協議			
小金井市	小金井市まちづくり条例	(1)都市計画法(以下「法」という。)第4条第12項に規定する開発行為で、事業施行面積が500㎡以上のもの (2)建築敷地面積が1,000㎡以上を必要とする建築物の建設事業 (3)高さ10m超(1・2種低住:軒高7m超又は地上3階以上)の建築物の建設事業。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。 (4)計画戸数が20戸以上の共同住宅の建設事業。ただし、地上3階以上の建築物とする。 (5)宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、事業施行面積が500㎡以上のもの	○	—	—
		・事前協議 ・協定締結			
小平市	小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例	・事業面積500㎡以上の開発行為 ・8区画以上の敷地分割行為 ・自己居住以外の建築行為(事業面積1,000㎡以上、延床面積1,000㎡以上、独立に区画された戸数が16戸以上)	○	—	—
		・事業計画の協議			
日野市	日野市まちづくり条例	・500㎡以上の開発行為 ・宅地造成 ・建築行為等(高さ10m※又は地上3階以上の建築、8戸以上の住宅及び共同住宅、延べ床500㎡以上の用途変更等)※1種低住:軒高7m	○	—	—
		・事前協議 ・開発区域内の自然樹林地 ・有効な植生地の保全基準有			
東村山市	東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱	・面積 500㎡以上の開発行為 ・以下の建築事業 ア　敷地1,000㎡以上(専用住宅を除く) イ　共同住宅で戸数16戸以上の(ワンルームを含む)もの ウ　延べ面積1,000㎡以上 エ　建物の高さが10m以上のもの	○	—	○
		・事前協議			
国分寺市	国分寺市まちづくり条例	・500㎡(国分寺崖線区域300㎡)以上の開発事業 ・高さ10m又は3階以上の中高層建築物	○	○	—
		・緑化計画の申請 ・敷地内の緑地等の整備は、国分寺崖線区域内において、国分寺崖線区域外より上乗せした基準を設定			
福生市	福生市宅地開発等指導要綱 福生市まちづくり景観条例	・開発行為 ・20戸以上の集合住宅建設 ・中高層建築物の建設 ・敷地 1,000㎡以上の建築物の建設	○	○	○
		・事前協議 ・宅地開発協定取り交わし			
狛江市	狛江市まちづくり条例 狛江市まちづくり指導基準	・500㎡以上の開発行為 ・集合住宅(3戸以下を除く) ・高さ10m以上又は地上4階以上又は延べ床500㎡以上の建築	○	—	—
		・開発等事業届出書の提出			
	狛江市緑の保全に関する条例 同施行規則	開発事業	○	—	—
		・緑化計画書の提出			
東大和市	東大和市街づくり条例 東大和市開発事業基準	・都計法29条の開発行為 ・敷地面積500㎡以上の建築物の建築 ・地上3階以上又は高さ10mを超える建築物の建築(個人専用住宅を除く。) ・15戸以上の集合住宅の建築 ・敷地面積500㎡以上の自動車駐車場の設置 ・葬儀場の設置その他の周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業として規則で定めるもの	○	○	—
		・事前協議 ・協定締結			

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続き等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
清瀬市	清瀬市住環境の整備に関する条例	・開発行為 ・500㎡以上の畑・山林等の土地を宅地とする行為 ・建築物の建築(高さ10m超、16戸以上の共同住宅、延べ面積 500㎡以上、延べ面積300㎡以上のワンルーム形式の共同住宅)	○	—	○
		・事前協議			
	清瀬市みどりの環境をつくる条例	・上記まちづくり条例に該当しない建築行為	○	—	○
		・敷地1,000㎡以上は計画書の提出			
東久留米市	東久留米市宅地開発等に関する条例 東久留米市のみどりに関する条例	・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m以上の建築物 ・敷地1,000㎡以上の特殊建築物 ・500㎡以上の駐車場 ・経営目的墓地	○	—	○
		・事前協議			
武蔵村山市	武蔵村山市まちづくり条例	・500㎡以上の宅地開発(土地の区画形質の変更を伴うもの、5区画以上であるもの) ・計画戸数15戸以上の集合住宅の建築 ・中高層建築物の建築	○	—	—
		・事前協議			
多摩市	多摩市街づくり条例　多摩市みどりの保全及び育成に関する条例	・都計法29条許可対象事業 ・建築物の建築(10戸以上の共同住宅、高さ10m以上、床面積1,000㎡以上) ・道路位置指定必要事業 ・500㎡以上の宅地造成	○	○	—
		・事前協議 ・保存樹林及び保存樹木の指定制度			
稲城市	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例 稲城市宅地開発指導要綱	・敷地1,000㎡以上の事務所・事業所 ・都計法29条許可対象行為 ・15戸以上の集合住宅 ・高さ10m以上の中高層建築	○	○	○
		・事前協議			
羽村市	羽村市宅地開発等指導要綱	・都計法第29条に規定する開発行為 ・規模1,000㎡以上の宅地開発 ・道路位置指定が必要な事業 ・建築物を伴うもので、敷地1,000㎡以上、又は高さ10m以上、又は計画戸数20戸以上の建築	○	—	—
		・事前協議			
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例 あきる野市宅地開発等指導要綱	・敷地面積500㎡以上の施設 ・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m以上※又は地上3階以上の建築物 ・敷地1,000㎡以上の特殊建築物 ・10戸以上の集合住宅　など ※1・2種低住については軒高7m以上	○	—	○
		・事前協議 ・協定締結 ・緑化計画書の提出 ・宅地造成等に関する届出書の提出			
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	・敷地500～3,000㎡の宅地開発 ・敷地500～1,000㎡の中高層建築物	○	—	○
		・事前協議 ・協定締結			
	西東京市人にやさしいまちづくり条例	・都計法29条許可対象行為 ・面積500㎡以上の開発(畑・山林の住宅地化、駐車・駐輪場の設置、墓地設置) ・建築物の建築(高さ10m以上、16戸以上の共同住宅、10戸以上のワンルーム、床面積500㎡以上)	○	—	—
		・事前協議 ・協定締結			

指導主体	根拠法等	対象要件(上段) 手続き等(下段)	敷地内緑化		
			地上	屋上	接道
瑞穂町	瑞穂町宅地開発等指導要綱	・都計法第29条の開発行為 ・道路位置指定 ・東京都中高層建築物条例に規定する建築物 ・敷地1,000㎡以上に建築物を建築 ・戸数10戸以上の集合住宅(ワンルームは20戸以上)	○	—	—
		・事前協議 ・協定締結			
日の出町	日の出町宅地開発等指導要綱	・都計法29条の許可を要する行為 ・高さ10m(1・2種低住:軒高7m・地上3階)以上の中高層建築物 ・敷地1000㎡以上の特殊建築物 ・10戸以上の集合住宅等	○	—	—

◆ 添付図面データの出典等

図面の記載は、すべての都市計画の内容を表示、証明するものではありません。
また、常に最新の情報を表示しているものではありません。

■緑の系統図

項目	調査年次、出典等
崖線	下記データを基に過年度成果を一部修正 ・ 国土地理院基盤地図情報数値標高モデル（調査年 2014～2019） ・ 平成 27 年数値地形図※ ・ 平成 30 年度航空写真※
河川・運河等	下記データを基に作成 ・ 平成 28 年（区部）土地利用現況調査※「水面・河川・水路」 ・ 平成 29 年（多摩部）土地利用現況調査※「水面・河川・水路」
用水・上水など	下記データを基に過年度成果を一部修正 ・ 平成 28 年（区部）土地利用現況調査※「水面・河川・水路」 ・ 平成 29 年（多摩部）土地利用現況調査※「水面・河川・水路」 ・ 平成 27 年数値地形図※ ・ 平成 30 年度航空写真※
生産緑地地区	・ 平成 28 年生産緑地地区※
農用地区域	・ 東京都土地利用基本計画 計画書・計画図・（参考）総括図
平地林 社寺林 屋敷林	下記データを基に過年度成果を一部修正 ・ 平成 30 年度航空写真※
公園等	下記データを基に作成 ・ 平成 30 年 3 月都市公園等開園データ※ ・ 平成 28 年（区部）土地利用現況調査※「公園・運動場等」 ・ 平成 29 年（多摩部）土地利用現況調査※「公園・運動場等」 ・ 平成 27 年数値地形図※

※都市計画地理情報システムデータ

項目	調査年次、出典等
丘陵地	下記データを基に作成、一部修正 ・ 景観基本軸※「丘陵」 ・ 過年度成果（上記に含まれない町田市域の丘陵地） ・ 平成 27 年数値地形図※
山地	下記データを基に過年度成果を一部修正 ・ 平成 27 年数値地形図※

※都市計画地理情報システムデータ

■既存の緑を守る方針図

項目	調査年次、出典等
河川等の水面	下記データを基に作成、一部修正 ・ 平成 28 年（区部）土地利用現況調査※「水面・河川・水路」 ・ 平成 29 年（多摩部）土地利用現況調査※「水面・河川・水路」 ・ 平成 27 年数値地形図※
森林・樹林	下記データを基に作成、一部修正 ・ 平成 28 年（区部）土地利用現況調査※「森林」 ・ 平成 29 年（多摩部）土地利用現況調査※「森林」
農地	下記データを基に作成 ・ 平成 28 年（区部）土地利用現況調査※「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」 ・ 平成 29 年（多摩部）土地利用現況調査※「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」
その他被緑地	下記データを基に作成 ・ 平成 28 年（区部）土地利用現況調査※「原野」「公園・運動場等」 ・ 平成 29 年（多摩部）土地利用現況調査※「原野」「公園・運動場等」 ・ 緑の系統図における「公園等」「平地林」「社寺林」「屋敷林」
特定生産緑地	・ 平成 28 年生産緑地地区※

※都市計画地理情報システムデータ

◆ 都政モニターアンケートの結果

平成 30 年 9 月に「民有地の緑の保全」について、インターネット都政モニターアンケート(対象 500 人　回答数 479 人、回答率 95. 8%)を実施した結果のポイントは、以下のとおりです。

◇民有地の緑を保全することの必要性

民有地の緑を保全することが必要だと思う人は95%で、その主な理由は、「ヒートアイランド現象の緩和に重要」51.2%、「二酸化炭素の吸収源で温暖化対策に必要だから」47.3%としている。

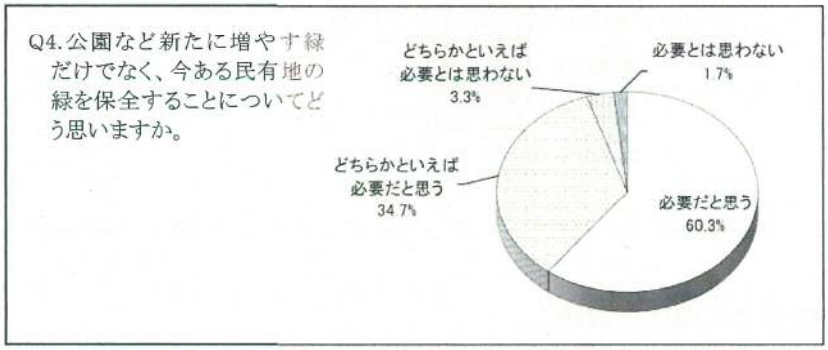

◇民有地の緑に対する行政と市民の関わり方

緑の保全への行政と市民の関わり方については、「行政による取組を中心に、市民との協働を進める」が 6 割近くで最も高く、行政の取組については、「所有者が継続して緑を維持できるように、管理経費や管理労力など、必要な支援をする」などが挙げられている。

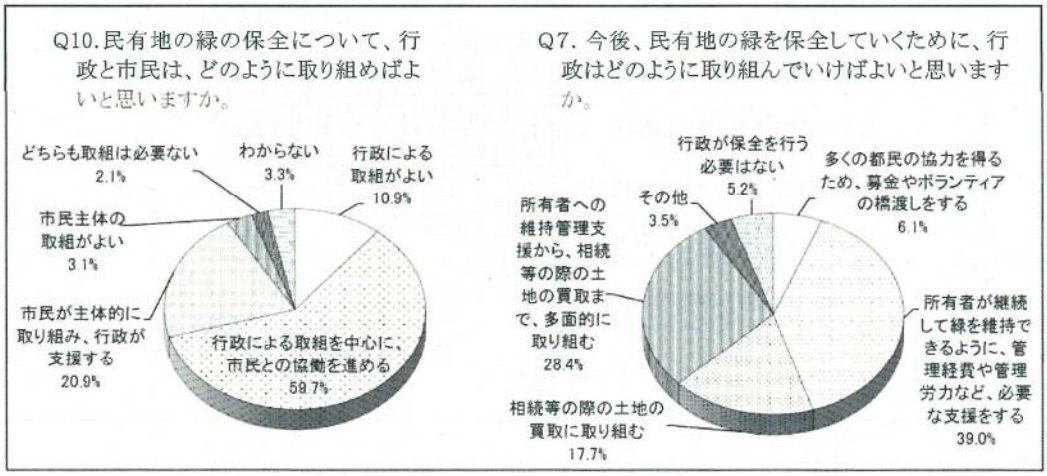

◇減少している緑の種類

約 6 割の人が、身の回りで民有地の緑が減少していると感じており、その内訳は、「農地」が 57.5%と最も高く、次いで「屋敷林」55.1%、「里山(丘陵地の緑)」35.8%などと続いている。

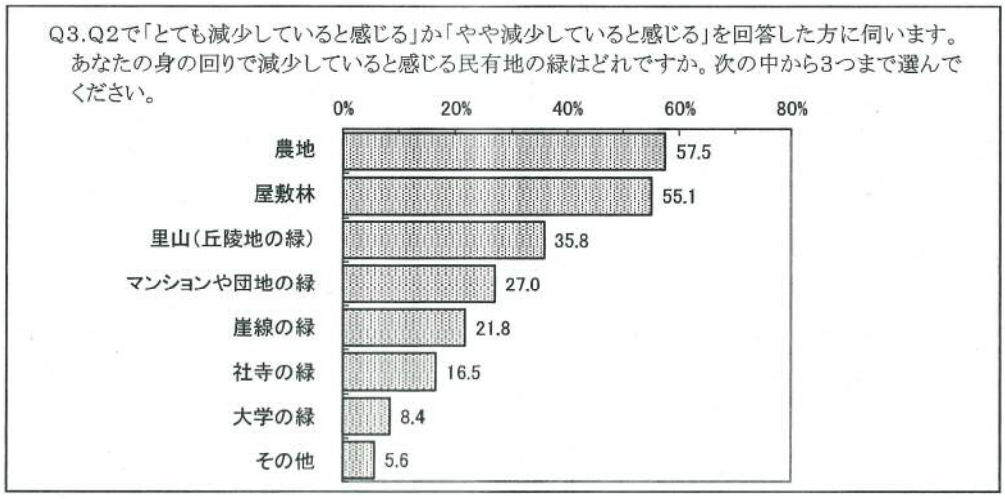

◇農地の保全に向けた取組

農地の保全に向けた取組について聞いたところ、「意欲のある農業者に農地をあっせんする」が 64.5%で最も高く、以下、「自治体が農地を借りて市民農園を行う」55.1%、「民間機関が農地を借りて貸し農園を行う」44.7%などと続いている。

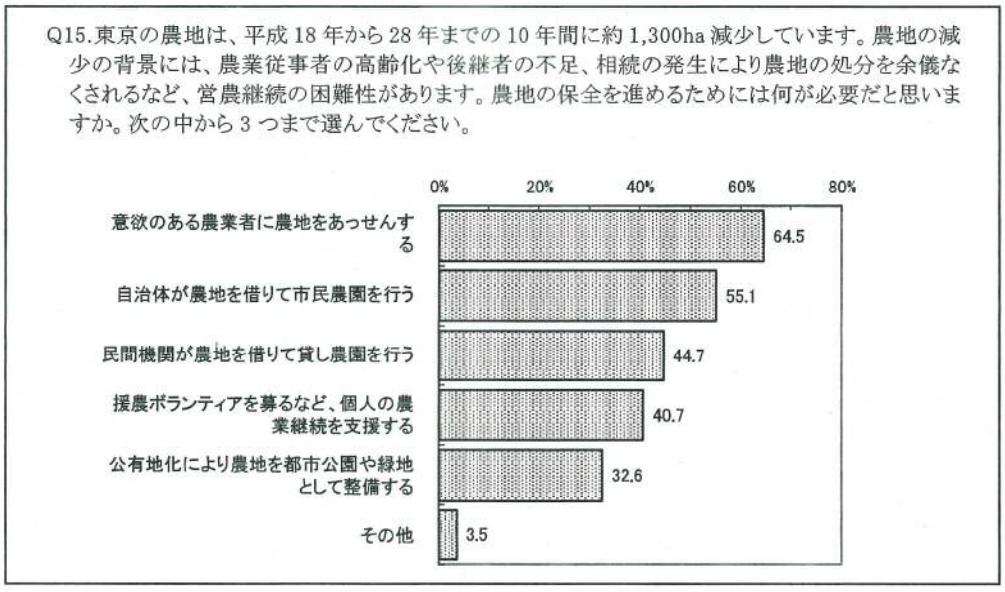

農業体験農園・市民農園利用の条件について聞いたところ、「農業を教えてくれたり、留守などの時に管理をしてくれる人がいること」、「作業道具を借りられること」、「歩いて行ける距離にあること」が、いずれも 6 割を超えて挙げられている。

Q16.農地を保全する取組のひとつとして、農家の行う農業体験農園や、自治体が農地を借り上げて行う市民農園があります。どのような条件があれば利用したいと思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

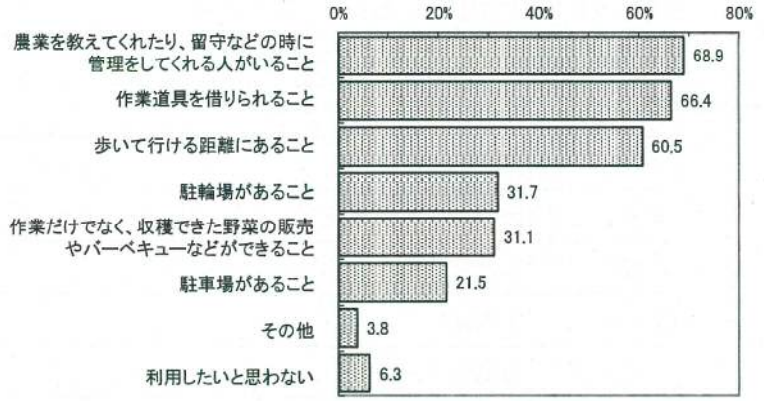

◆「緑確保の総合的な方針」都区市町村合同推進委員会　委員等構成

令和２年１月10日現在

		所　　属	
座長		東京都　都市整備局　都市づくり政策部長	
副座長		特別区土木主管部長会　会長区　担当部長	
		市長会　会長市　公園緑地主管担当部長	
委員	特別区	千代田区	環境まちづくり部長
		中央区	環境土木部長
		港区	街づくり支援部長
		新宿区	みどり土木部長
		文京区	土木部長
		台東区	環境清掃部長
		墨田区	都市整備部　環境担当部長
		江東区	土木部長
		品川区	防災まちづくり部長
		目黒区	都市整備部長
		大田区	まちづくり推進部長
		世田谷区	みどり３３推進担当部長
		渋谷区	土木部長
		中野区	都市基盤部長
		杉並区	都市整備部　土木担当部長
		豊島区	都市整備部　土木担当部長
		北区	生活環境部長
		荒川区	防災都市づくり部長
		板橋区	土木部長
		練馬区	環境部長
		足立区	都市建設部　みどりと公園推進室長
		葛飾区	都市整備部長
		江戸川区	土木部長

委員	市町村	八王子市	環境部長
		立川市	基盤整備担当部長
		武蔵野市	環境部長
		三鷹市	都市整備部長
		青梅市	環境部長
		府中市	都市整備部長
		昭島市	環境部長
		調布市	環境部長
		町田市	都市づくり部　都市整備担当部長
		小金井市	環境部長
		小平市	環境部長
		日野市	環境共生部長
		東村山市	まちづくり部長
		国分寺市	建設環境部長
		国立市	生活環境部長
		福生市	都市建設部長
		狛江市	環境部長
		東大和市	環境部長
		清瀬市	都市整備部長
		東久留米市	環境安全部長
		武蔵村山市	環境担当部長
		多摩市	環境部長
		稲城市	都市建設部長
		羽村市	産業環境部長
		あきる野市	都市整備部長
		西東京市	みどり環境部長
		瑞穂町	都市整備部長
		日の出町	まちづくり課長
		奥多摩町	観光産業課長
		檜原村	産業環境課長

◆ 改定に至る経緯

都区市町村合同推進委員会	
開催日	内容及び議題
H30.10	**特別区土木主管部長会** ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
H30.12	**特別区副区長会役員会・総会** ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
H30.12	**平成 30 年度第 1 回特別区委員会・幹事会** **平成 30 年度第 1 回市町村委員会・幹事会** ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
R1.5	**令和元年度　第 1 回幹事会** ・「緑確保の総合的な方針」の改定について
R1.8	**都区市町村担当者会議** ・確保地、確保候補地の案について ・生産緑地地区の扱いについて ・骨格的な緑の区域について
R1.9	**令和元年度　第 2 回幹事会** ・改定の概要について ・確保地、確保候補地の公表案について ・本文の骨子案について ・今後のスケジュール案
R1.11	**令和元年度　第 3 回幹事会** ・本文の掲載案について ・確保候補地から確保地への変更について ・今後のスケジュール案
R2.1	**令和元年度　第 1 回　委員会** ・設置要綱の改正について ・パブリックコメント案について ・今後のスケジュールについて

◆ お問い合わせ先一覧

（都区市町村の担当部署・電話番号：令和 2 年 1 月 10 日現在）

●東京都　都市整備局　都市づくり政策部　緑地景観課　03-5388-3264

●特別区（23 区）

千代田区	環境まちづくり部　景観・都市計画課	03-5211-3639
中央区	環境土木部　水とみどりの課	03-3546-5434
港区	街づくり支援部　都市計画課	03-3578-2210
新宿区	みどり土木部　みどり公園課	03-5273-3924
文京区	土木部　みどり公園課	03-5803-1255
台東区	環境清掃部　環境課	03-5246-1323
墨田区	都市整備部　環境担当環境保全課	03-5608-6208
江東区	土木部　管理課	03-3647-2079
品川区	防災まちづくり部　公園課	03-5742-6799
目黒区	都市整備部　みどり土木政策課	03-5722-9359
大田区	まちづくり推進部　都市計画課	03-5744-1332
世田谷区	みどり 33 推進担当部　みどり政策課	03-5432-2591
渋谷区	土木部　緑と水・公園課	03-3463-2876
中野区	都市基盤部　公園緑地課	03-3228-5554
杉並区	都市整備部　みどり公園課	03-3312-2111 内線 3593
豊島区	都市整備部　公園緑地課	03-3981-4940
北区	生活環境部　環境課	03-3908-8618
荒川区	防災都市づくり部　道路公園課	03-3802-4483
板橋区	土木部　みどりと公園課	03-3579-2533
練馬区	環境部　みどり推進課	03-5984-1659
足立区	都市建設部みどりと公園推進室長付みどり推進課	03-3880-5423
葛飾区	都市整備部　調整課	03-5654-8372
江戸川区	土木部　水とみどりの課	03-5662-8393

●市町村(26 市 3 町 1 村)

八王子市	環境部 環境保全課	042-620-7268
立川市	まちづくり部 公園緑地課	042-528-4363
武蔵野市	環境部 緑のまち推進課	0422-60-1863
三鷹市	都市整備部 緑と公園課	0422-45-1151 内線 2833
青梅市	環境部 公園緑地課	0428-22-1111 内線 2681
府中市	都市整備部 公園緑地課	042-335-4313
昭島市	環境部 環境課	042-544-5111 内線 2293
調布市	環境部 緑と公園課	042-481-7083
町田市	都市づくり部 公園緑地課	042-724-4397
小金井市	環境部 環境政策課	042-387-9860
小平市	環境部 水と緑と公園課	042-346-9830
日野市	環境共生部 緑と清流課	042-514-8307
東村山市	まちづくり部 みどりと公園課	042-393-5111 内線 2742
国分寺市	建設環境部 緑と建築課	042-325-0129
国立市	生活環境部 環境政策課	042-576-2111 内線 137
福生市	都市建設部 まちづくり計画課	042-551-1952
狛江市	環境部 環境政策課	03-3430-1111 内線 2562
東大和市	環境部 環境課	042-563-2111 内線 1271
清瀬市	都市整備部 水と緑の環境課	042-497-2098
東久留米市	環境安全部 環境政策課	042-470-7753
武蔵村山市	協働推進部 環境課	042-565-1111 内線 262
多摩市	環境部 公園緑地課	042-338-6837
稲城市	都市建設部 土木課	042-378-2111 内線 336
羽村市	産業環境部 環境保全課	042-555-1111 内線 225
あきる野市	都市整備部 都市計画課	042-558-1111 内線 2711
西東京市	みどり環境部 みどり公園課	042-438-4045
瑞穂町	都市整備部 建設課	042-557-7659
日の出町	まちづくり課	042-597-0511 内線 353
奥多摩町	観光産業課	0428-83-2295
檜原村	産業環境課	042-598-1011 内線 129

緑確保の総合的な方針（改定案）

既存の緑を守る方針図

令和２（2020）年２月

東京都・特別区・市町村

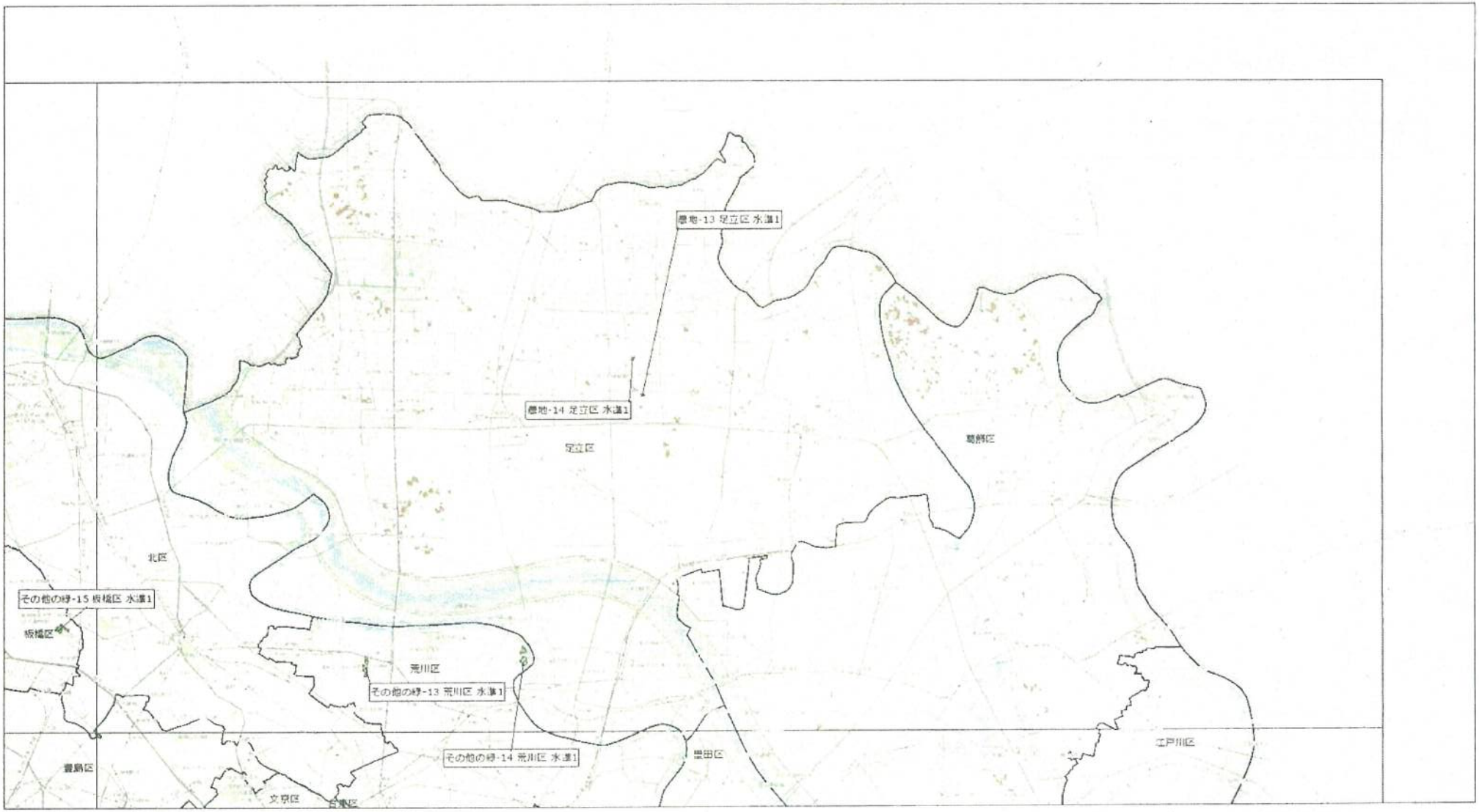

確保地の凡例

- 水準１～３
- 特定生産緑地
  ※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑被地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

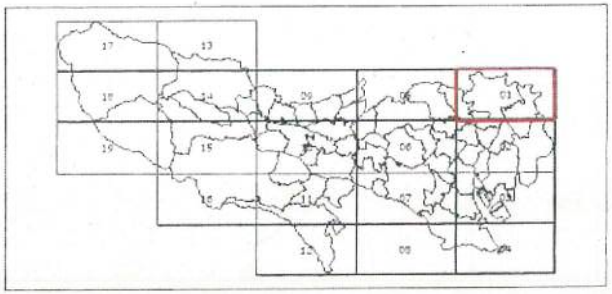

既存の緑を守る方針図

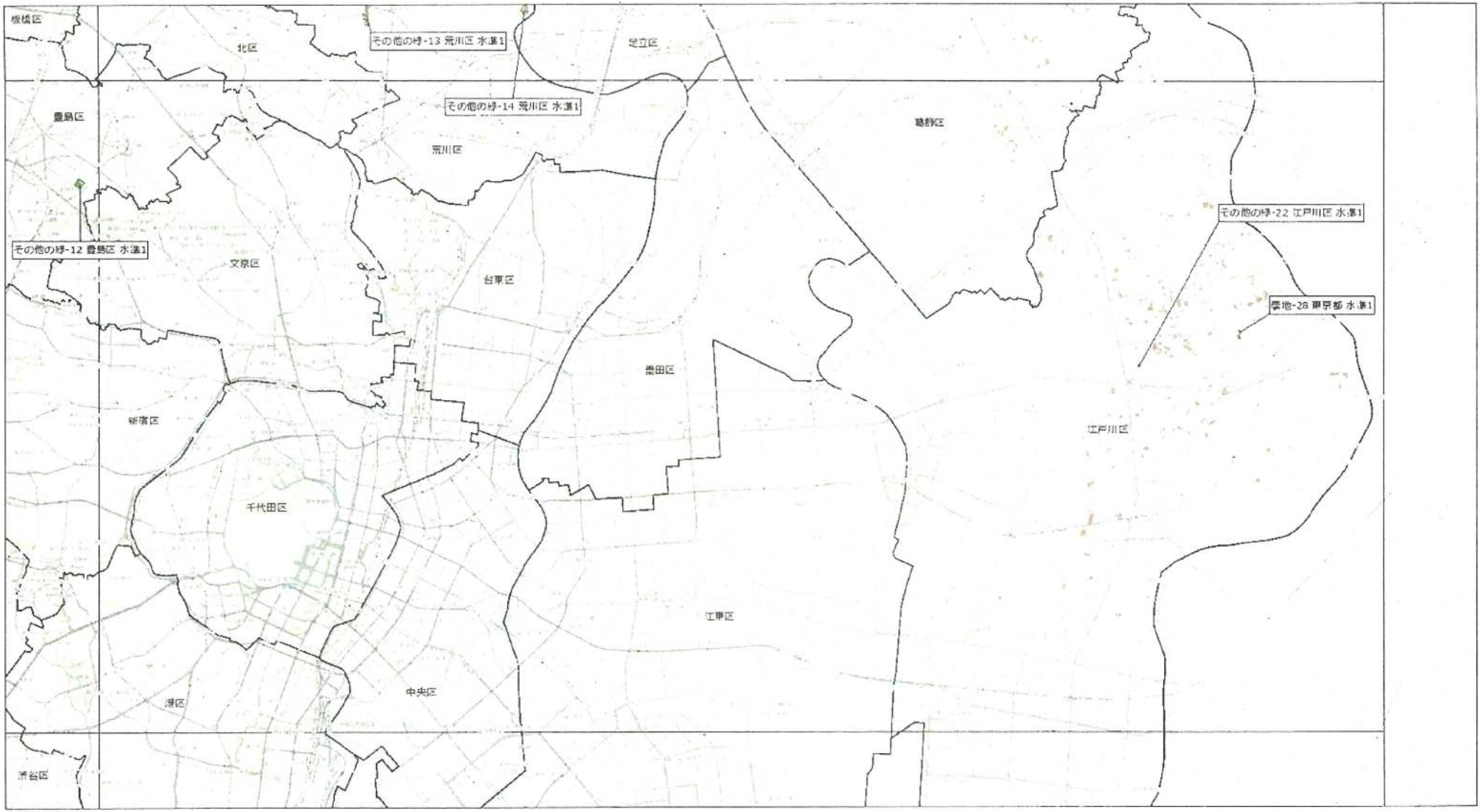

確保地の凡例

- 水源１～３
- 特定生産緑地
  - 図の表示は平成３年以前に表示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑被地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

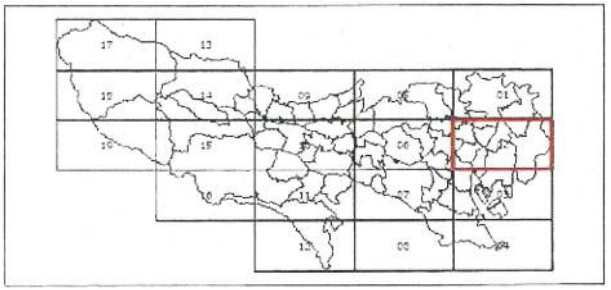

既存の緑を守る方針図

確保地の凡例

- 水準１～３
- 特定生産緑地
  ※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑被地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

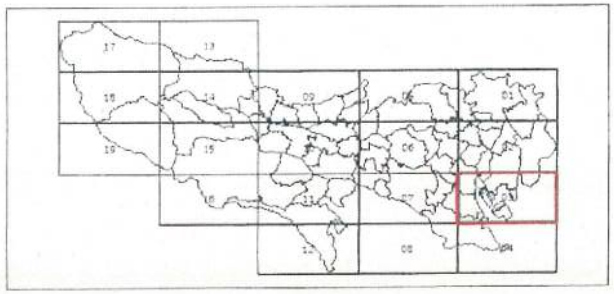

現存の緑を守る方針図

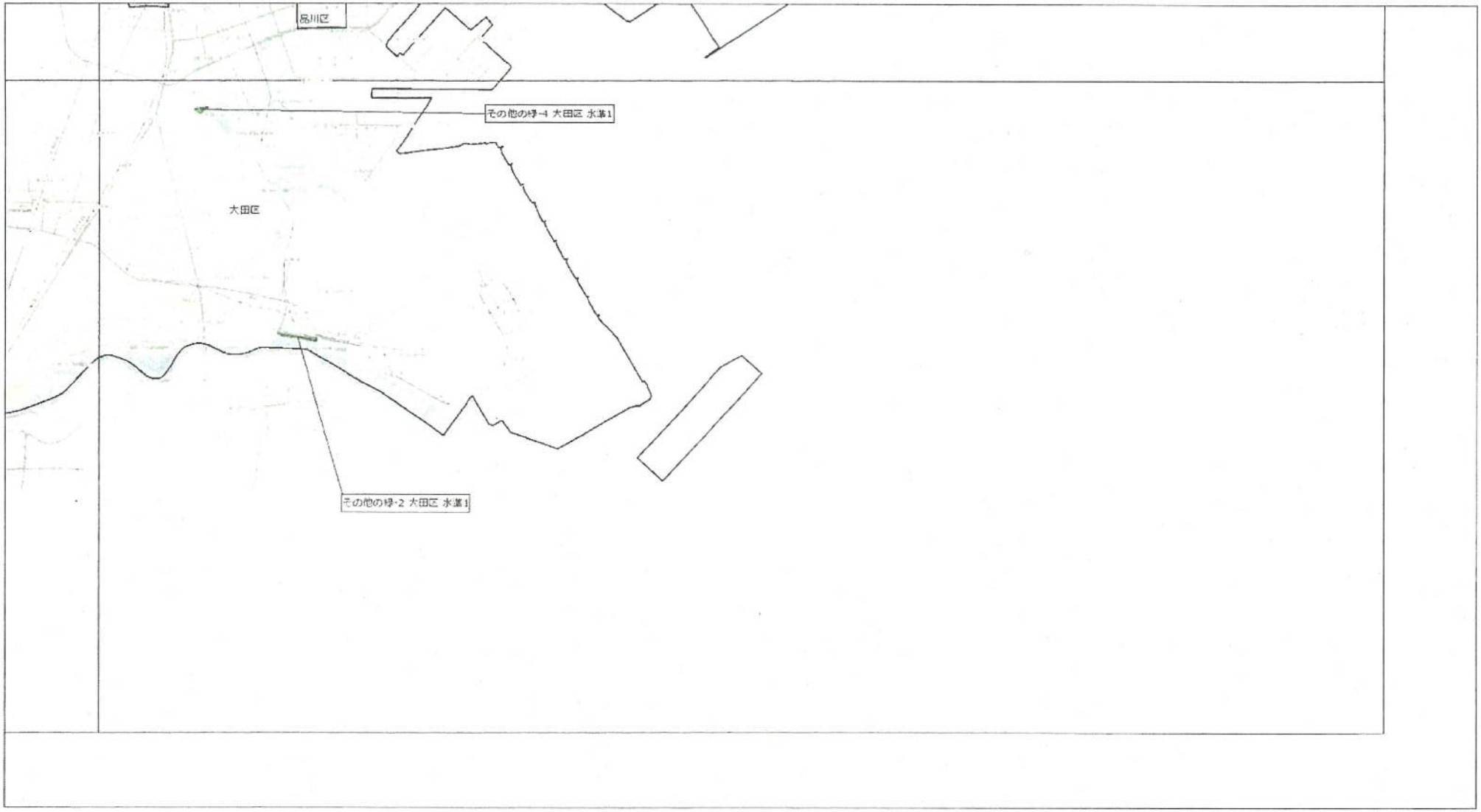

確保地の凡例

水準１～３

特定生産緑地

・図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

区市町村界

河川等の水面

草林・樹林

畑地

その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

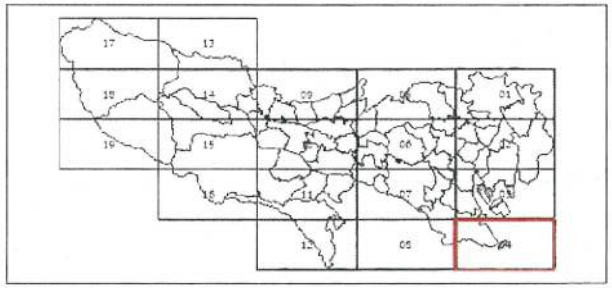

既存の緑を守る方針図

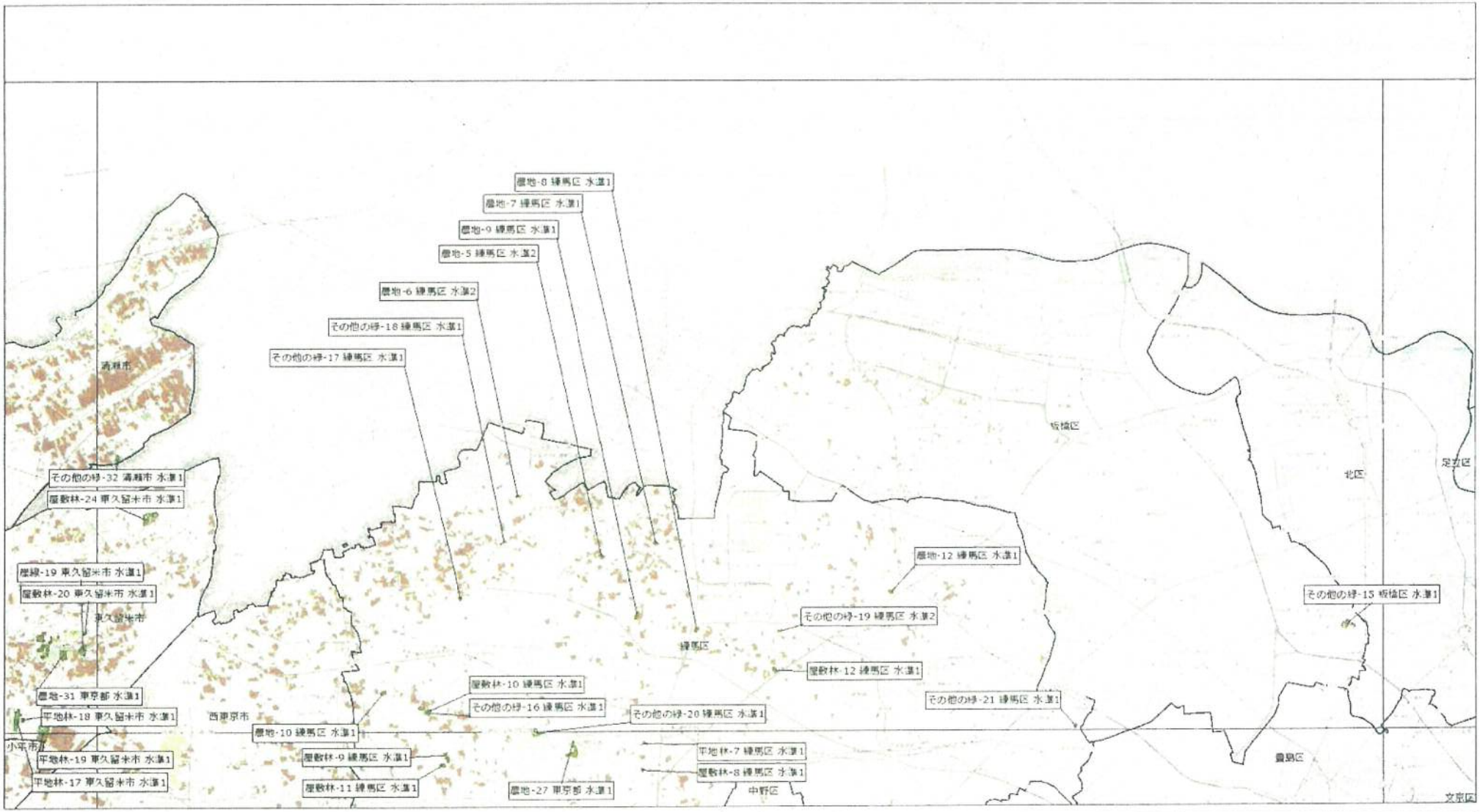

確保地の凡例

- 水準1～3
- 特定生産緑地
  ※図の表示は平成3年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑地

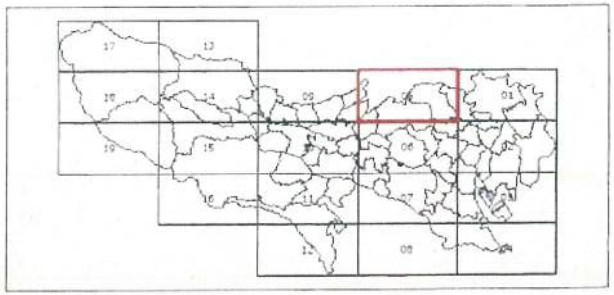

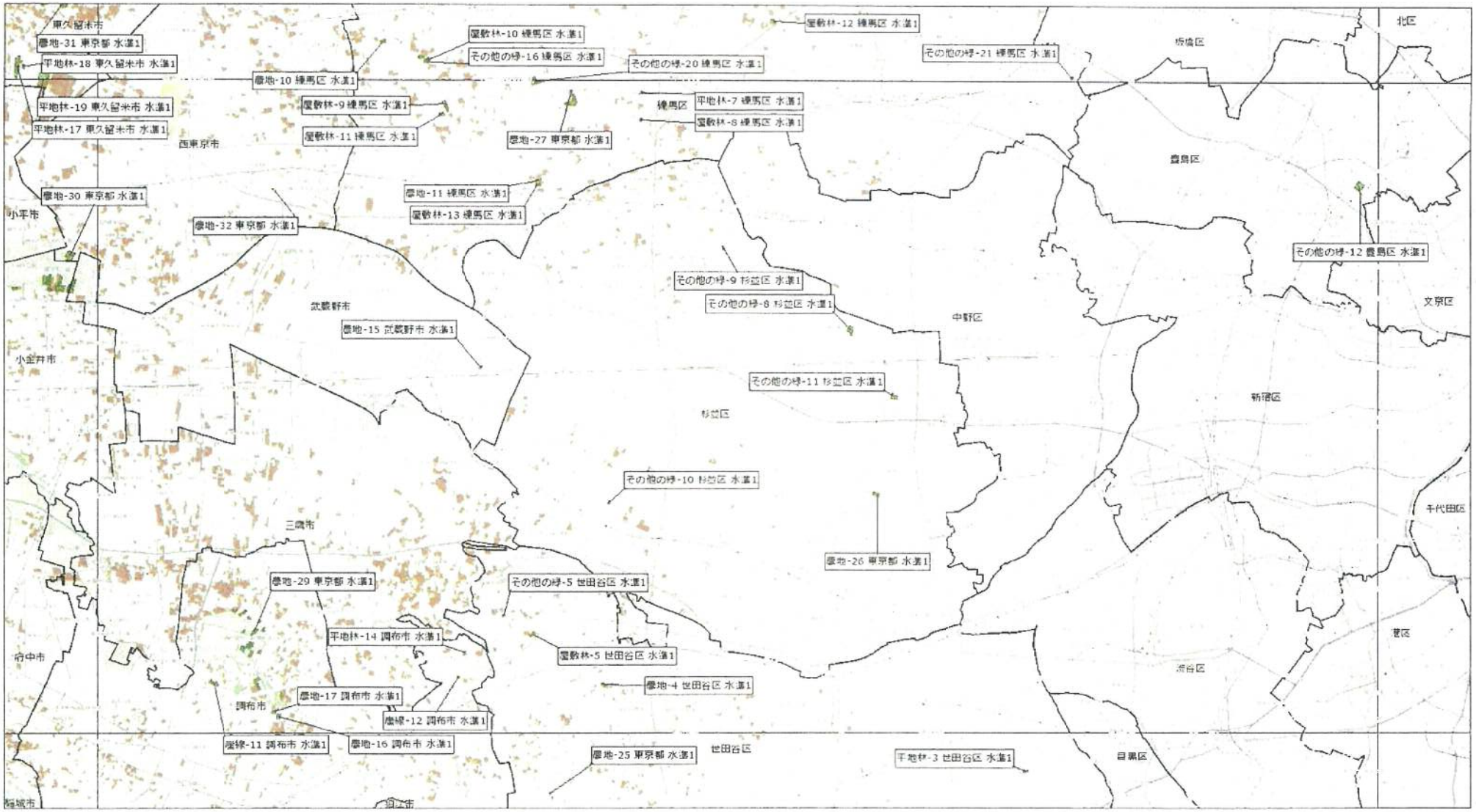

確保地の凡例

水源１～３

特定生産緑地

※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

区市町村界

河川等の水面

森林・樹林

農地

その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

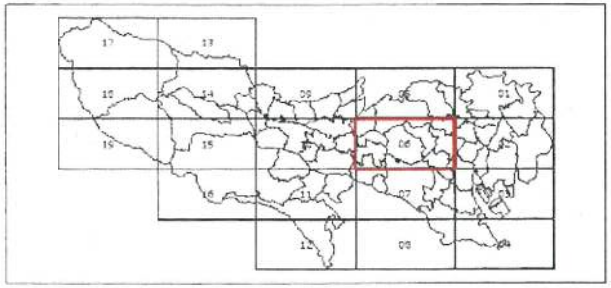

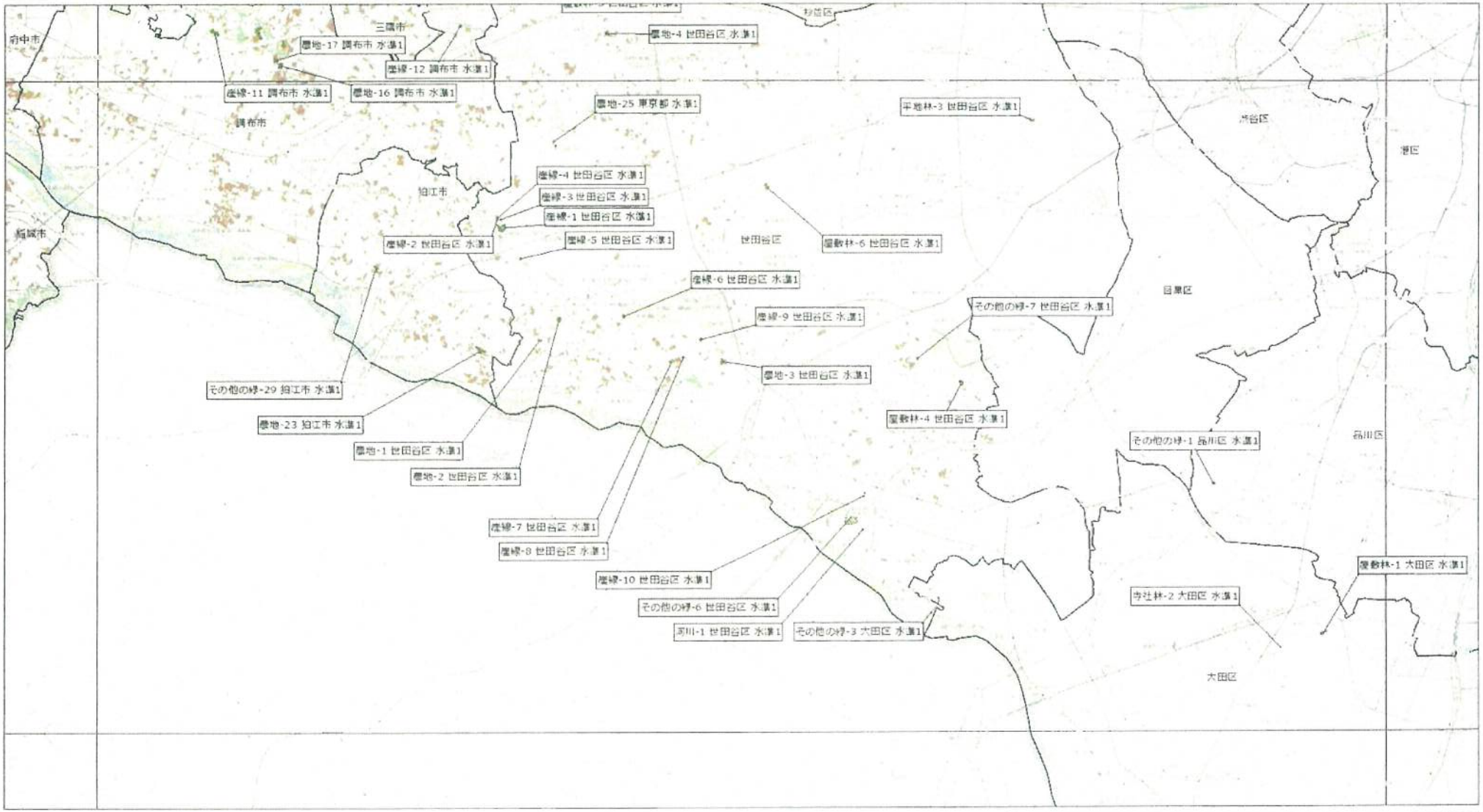

確保地の凡例

- 水源１～３
- 特定生産緑地
  - ※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

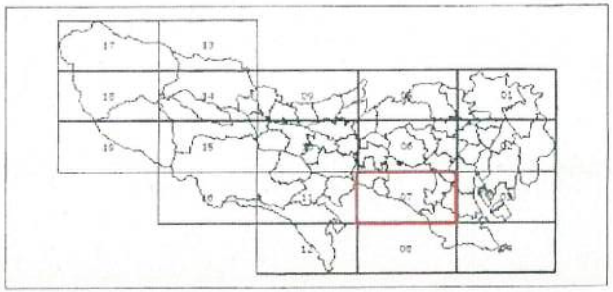

確保地の凡例

水準１～３

特定生産緑地

＜図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

区市町村界

河川等の水面

森林・樹林

農地

その他緑被地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

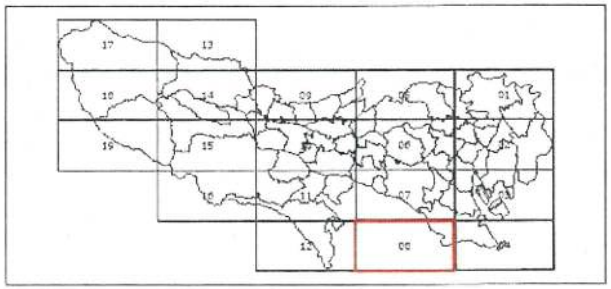

現存の緑を守る方針図

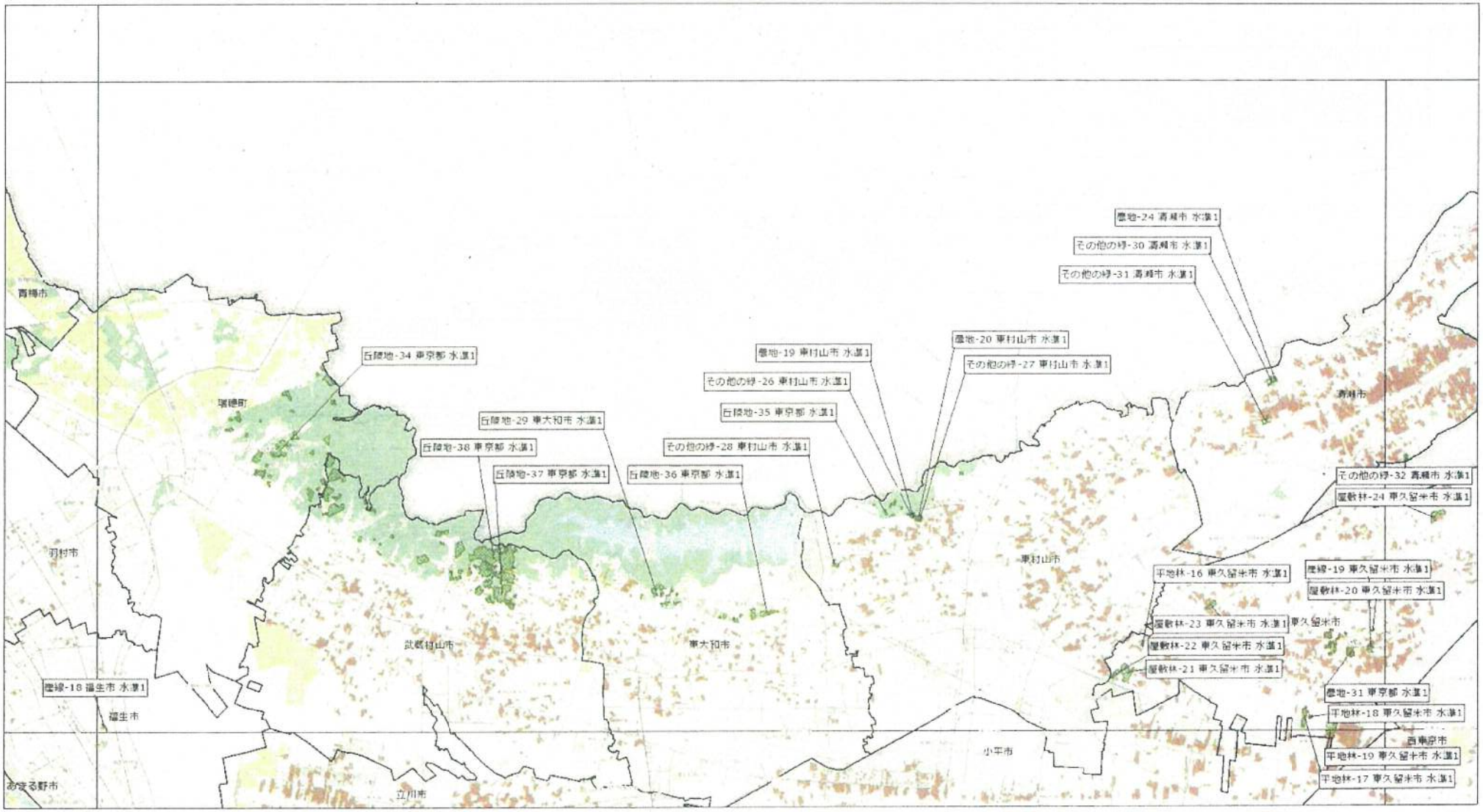
青梅市
瑞穂町
羽村市
武蔵村山市
福生市
あきる野市
立川市
東大和市
東村山市
小平市
西東京市
清瀬市
丘陵地-34 東京都 水源1
丘陵地-29 東大和市 水源1
丘陵地-38 東京都 水源1
丘陵地-37 東京都 水源1
丘陵地-36 東京都 水源1
その他の緑-28 東村山市 水源1
丘陵地-35 東京都 水源1
その他の緑-26 東村山市 水源1
農地-19 東村山市 水源1
農地-20 東村山市 水源1
その他の緑-27 東村山市 水源1
農地-24 清瀬市 水源1
その他の緑-30 清瀬市 水源1
その他の緑-31 清瀬市 水源1
その他の緑-32 清瀬市 水源1
屋敷林-24 東久留米市 水源1
平地林-16 東久留米市 水源1
屋敷林-19 東久留米市 水源1
屋敷林-20 東久留米市 水源1
屋敷林-23 東久留米市 水源1
屋敷林-22 東久留米市 水源1
屋敷林-21 東久留米市 水源1
農地-31 東京都 水源1
平地林-18 東久留米市 水源1
平地林-19 東久留米市 水源1
平地林-17 東久留米市 水源1
屋線-18 福生市 水源1
確保地の凡例
水源1～3
特定生産緑地
※図の表示は平成3年以前に告示した生産緑地を含む
その他の凡例
区市町村界
河川等の水面
森林・樹林
農地
その他緑地等
0 0.5 1 2 3 4 5 km

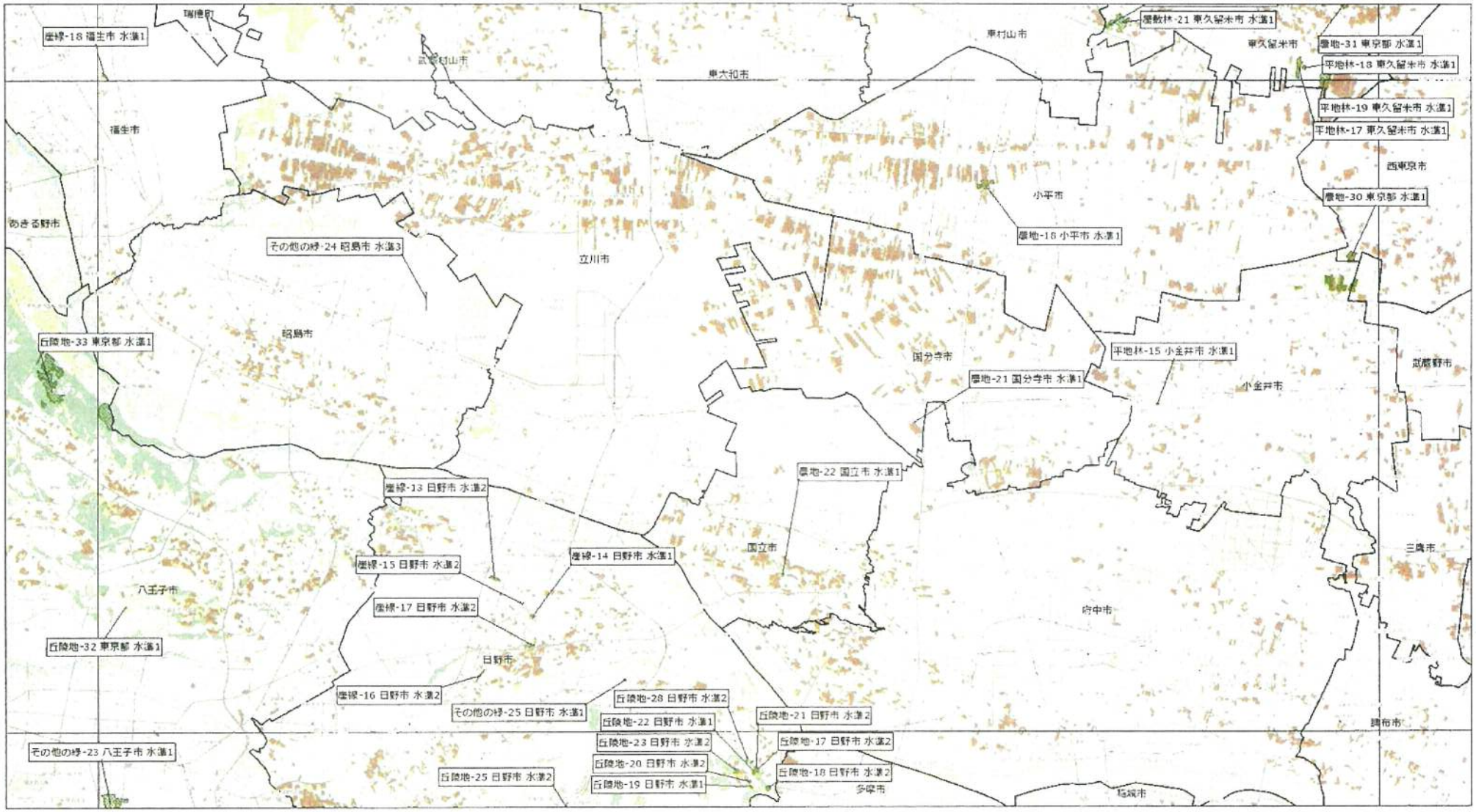
屋敷林-21 東久留米市 水源1
農地-31 東京都 水源1
平地林-18 東久留米市 水源1
平地林-19 東久留米市 水源1
平地林-17 東久留米市 水源1
農地-30 東京都 水源1
農地-18 小平市 水源1
平地林-15 小金井市 水源1
農地-21 国分寺市 水源1
農地-22 国立市 水源1
屋敷林-18 福生市 水源1
その他の緑-24 昭島市 水源3
丘陵地-33 東京都 水源1
屋敷林-13 日野市 水源2
屋敷林-15 日野市 水源2
屋敷林-14 日野市 水源1
屋敷林-17 日野市 水源2
丘陵地-32 東京都 水源1
屋敷林-16 日野市 水源2
その他の緑-25 日野市 水源1
丘陵地-28 日野市 水源2
丘陵地-22 日野市 水源1
丘陵地-23 日野市 水源2
丘陵地-20 日野市 水源2
丘陵地-19 日野市 水源1
丘陵地-21 日野市 水源2
丘陵地-17 日野市 水源2
丘陵地-18 日野市 水源2
丘陵地-25 日野市 水源2
その他の緑-23 八王子市 水源1
瑞穂町
武蔵村山市
東大和市
東村山市
東久留米市
福生市
あきる野市
立川市
小平市
西東京市
昭島市
国分寺市
小金井市
武蔵野市
国立市
三鷹市
八王子市
府中市
日野市
調布市
多摩市
稲城市
確保地の凡例
水源１～３
特定生産緑地
・白の表示は平成３年以前に指定した生産緑地を含む
その他の凡例
区市町村界
河川等の水面
森林・樹林
農地
その他緑被地
0 0.5 1 2 3 4 5 km

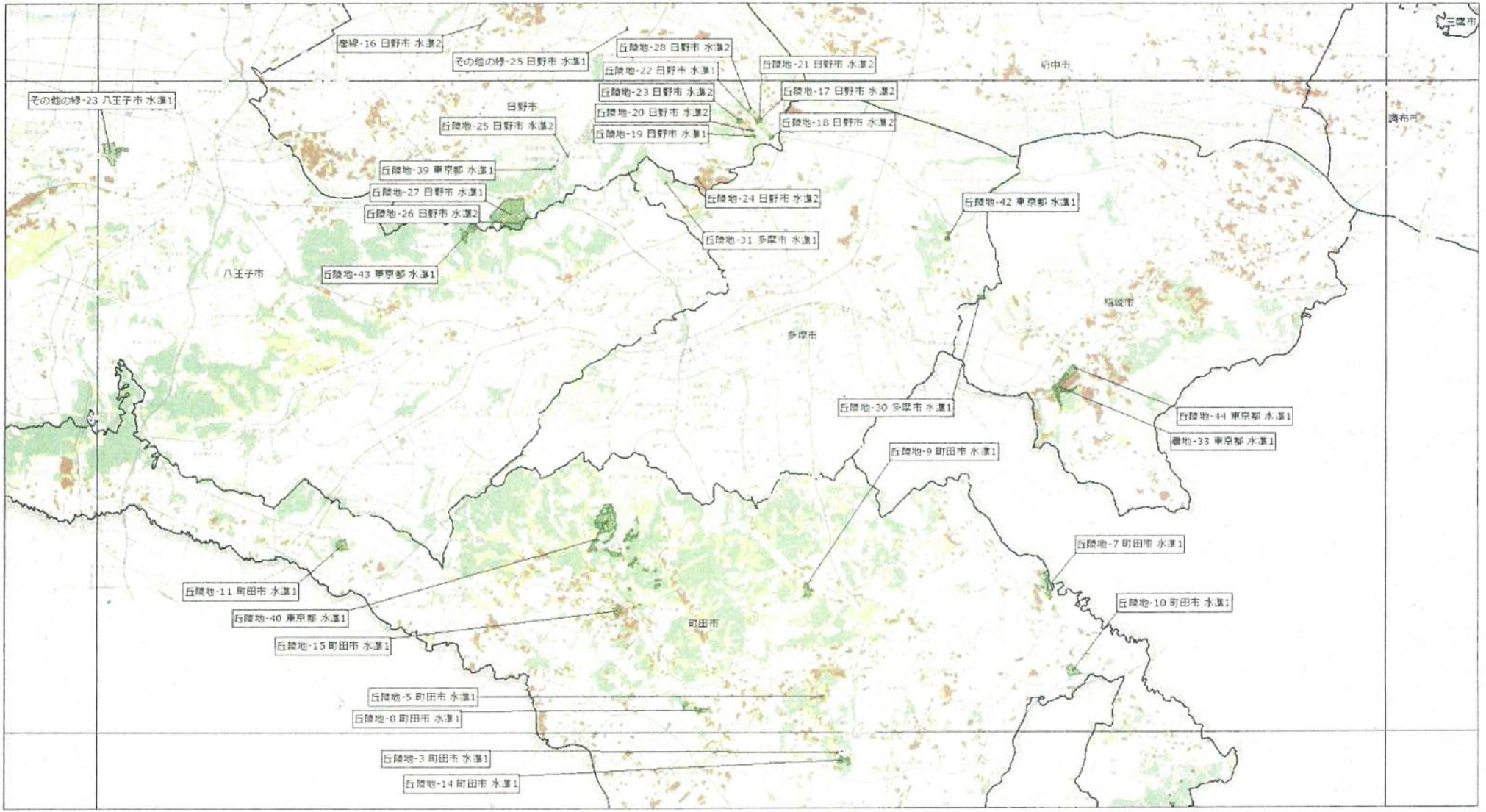
壁緑-16 日野市 水源2
その他の緑-25 日野市 水源1
丘陵地-28 日野市 水源2
丘陵地-22 日野市 水源1
丘陵地-21 日野市 水源2
丘陵地-23 日野市 水源2
丘陵地-17 日野市 水源2
丘陵地-20 日野市 水源2
丘陵地-18 日野市 水源2
丘陵地-19 日野市 水源1
その他の緑-23 八王子市 水源1
丘陵地-25 日野市 水源2
丘陵地-39 東京都 水源1
丘陵地-27 日野市 水源1
丘陵地-24 日野市 水源2
丘陵地-42 東京都 水源1
丘陵地-26 日野市 水源2
丘陵地-31 多摩市 水源1
丘陵地-43 東京都 水源1
丘陵地-30 多摩市 水源1
丘陵地-44 東京都 水源1
農地-33 東京都 水源1
丘陵地-9 町田市 水源1
丘陵地-7 町田市 水源1
丘陵地-11 町田市 水源1
丘陵地-10 町田市 水源1
丘陵地-40 東京都 水源1
丘陵地-15 町田市 水源1
丘陵地-5 町田市 水源1
丘陵地-8 町田市 水源1
丘陵地-3 町田市 水源1
丘陵地-14 町田市 水源1
日野市
八王子市
多摩市
稲城市
町田市
府中市
調布市
三鷹市
確保地の凡例
水源1～3
特定生産緑地
※図の表示は平成3年以前に告示した生産緑地を含む
その他の凡例
区市町村界
河川等の水面
森林・樹林
農地
その他緑地
0 0.5 1 2 3 4 5 km

既存の緑を守る方針図

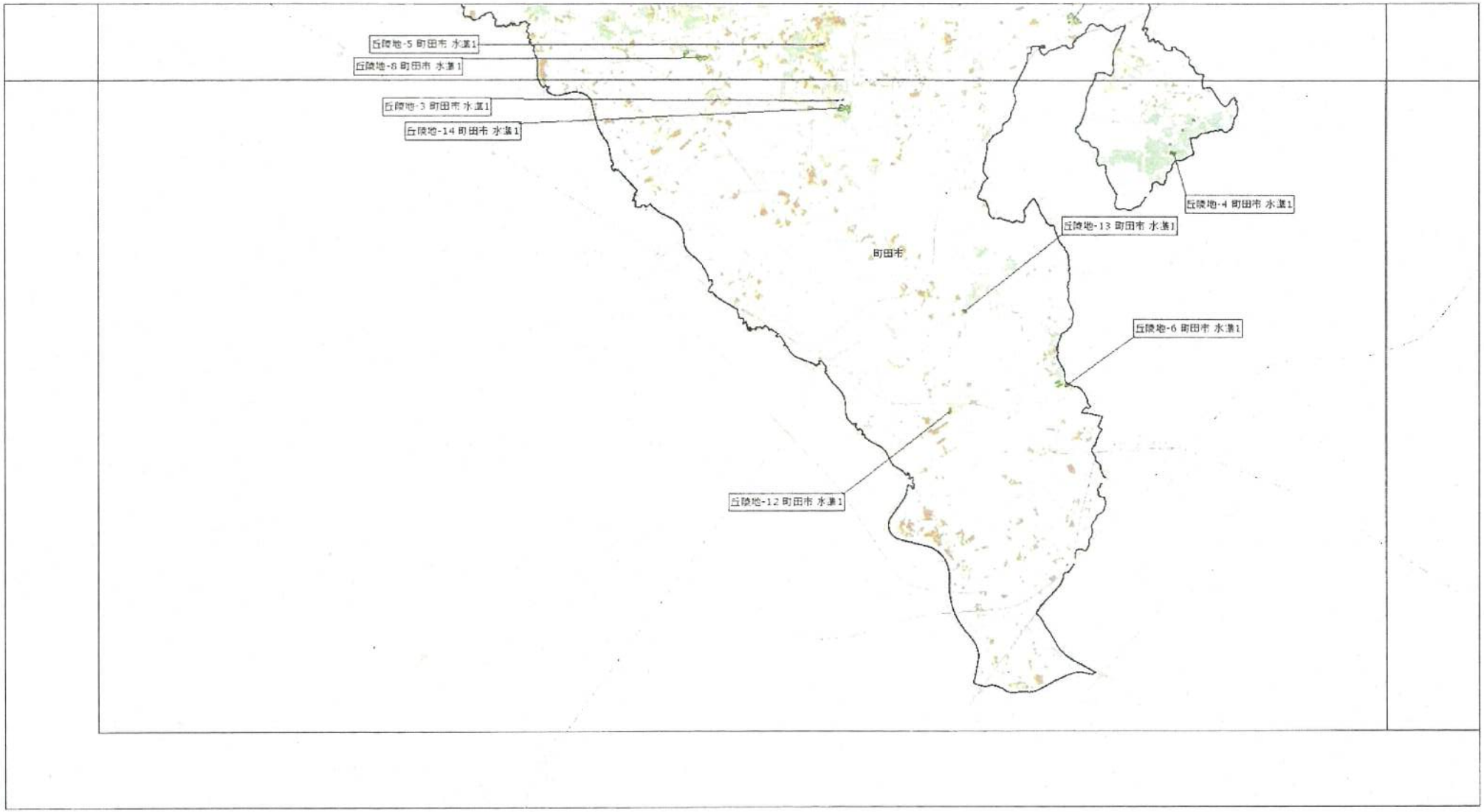

確保地の凡例

- 水源１～３
- 特定生産緑地
  - ※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

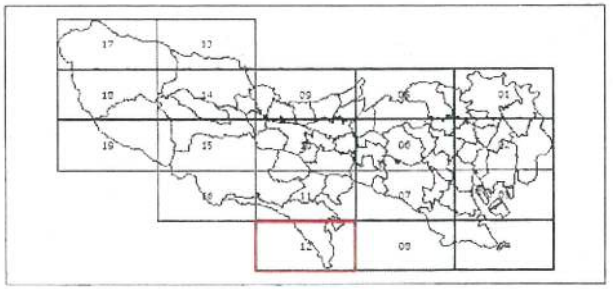

既存の緑を守る方針図

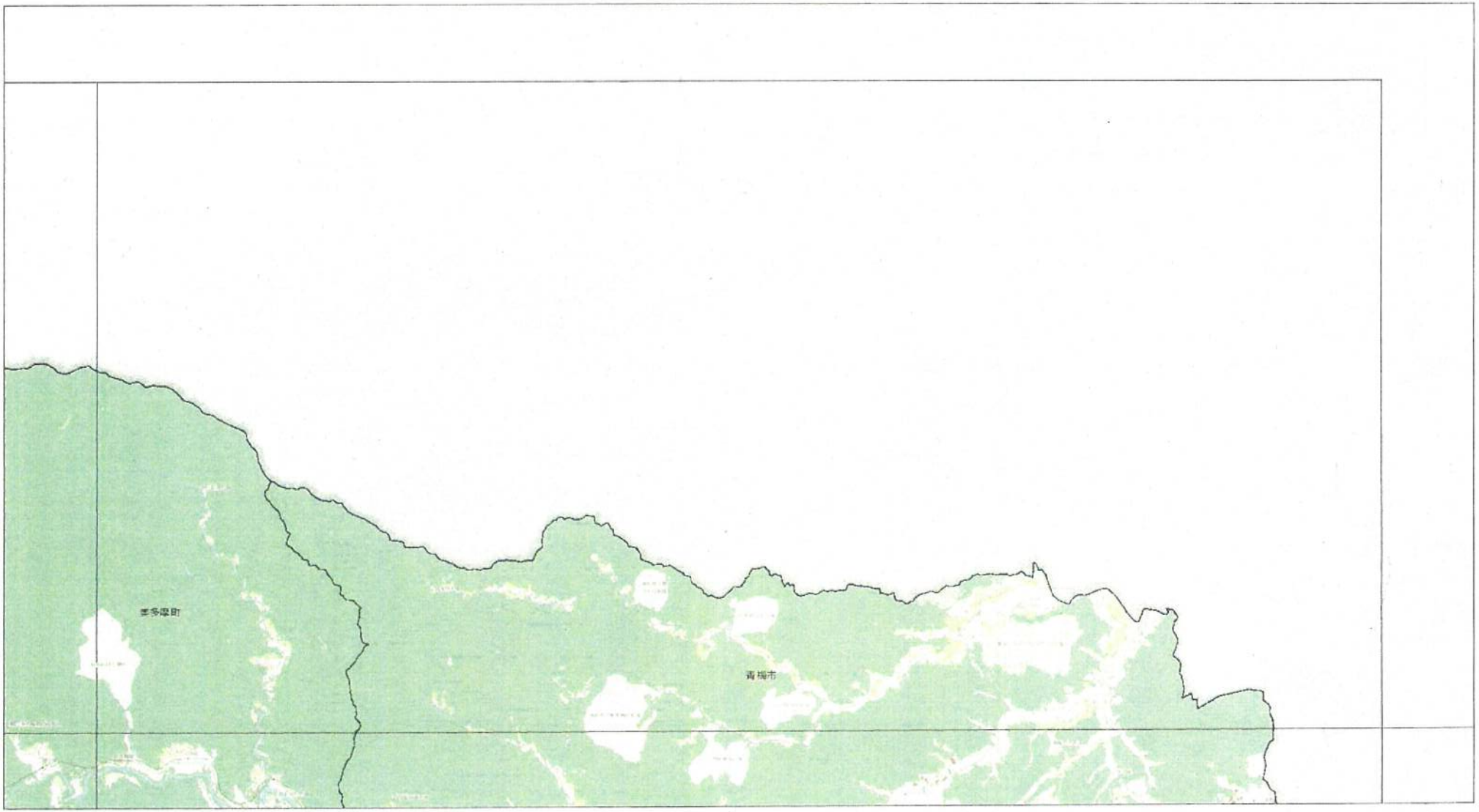

確保地の凡例

- 水源１～３
- 特定生産緑地
  ※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

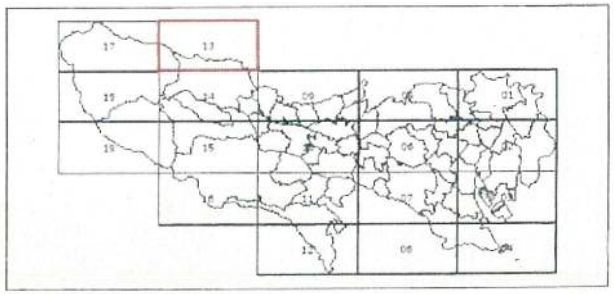

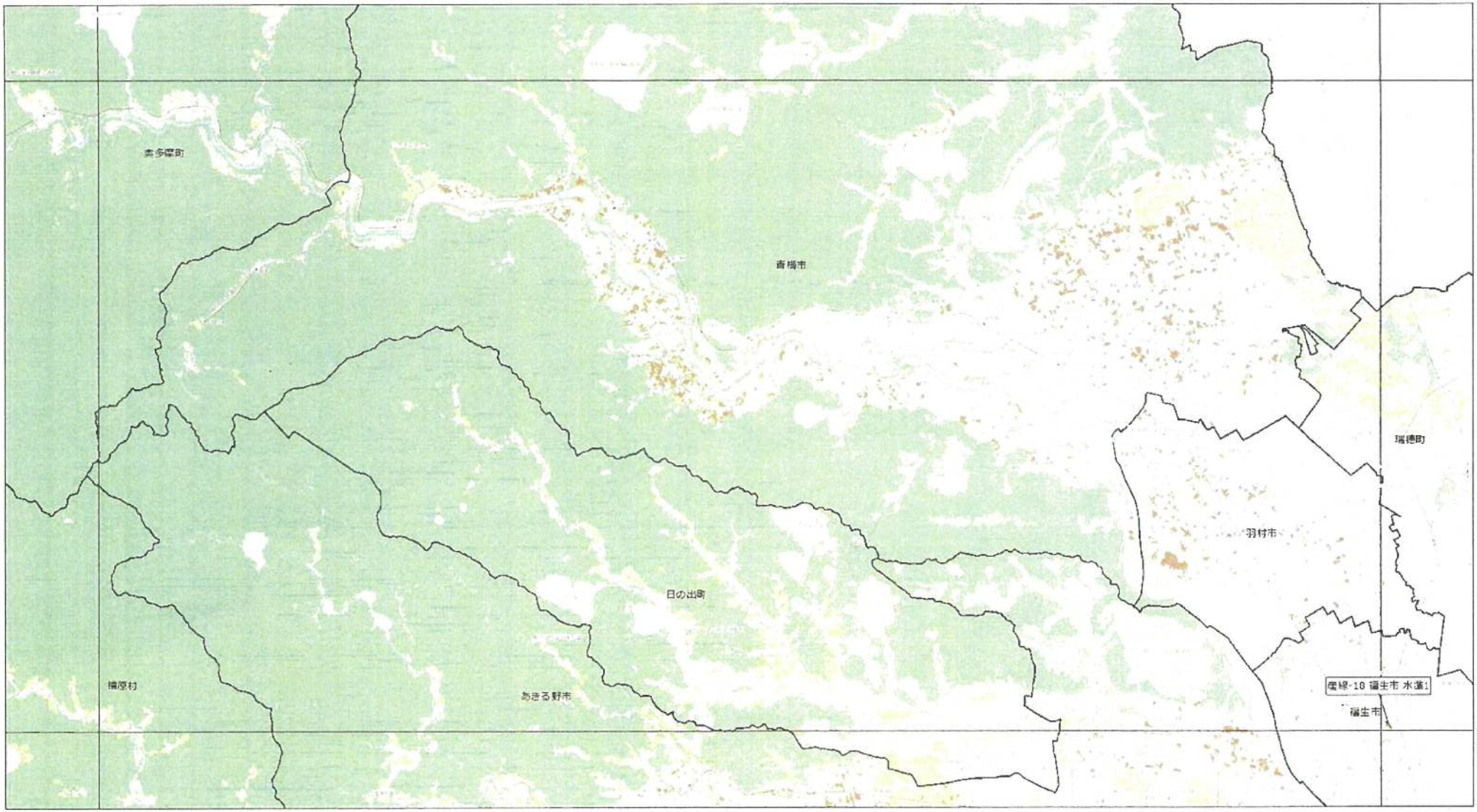

確保地の凡例

水道１～３

特定生産緑地

※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

区市町村界

河川等の水面

森林・樹林

農地

その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

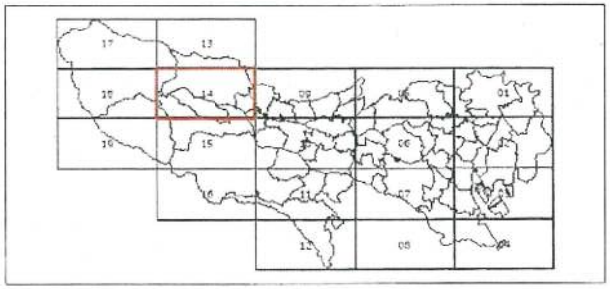

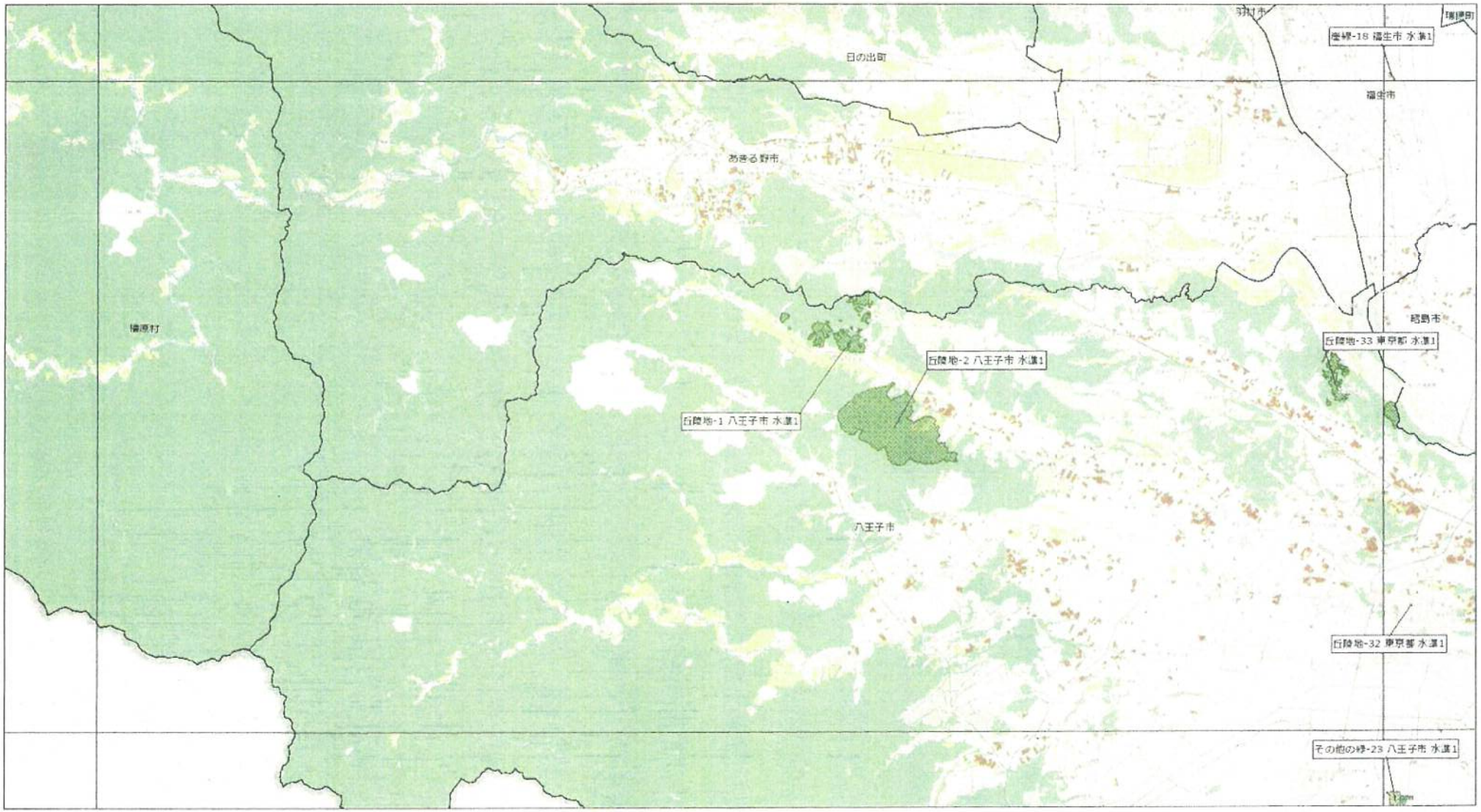

確保地の凡例

- 水源１～３
- 特定生産緑地
  - ※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

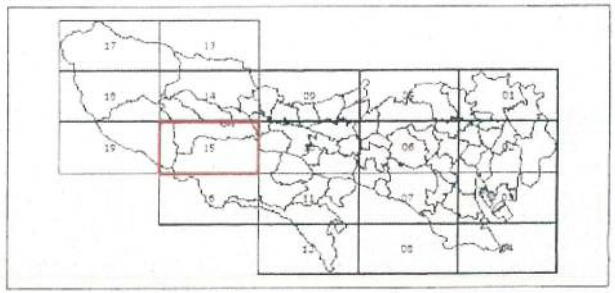

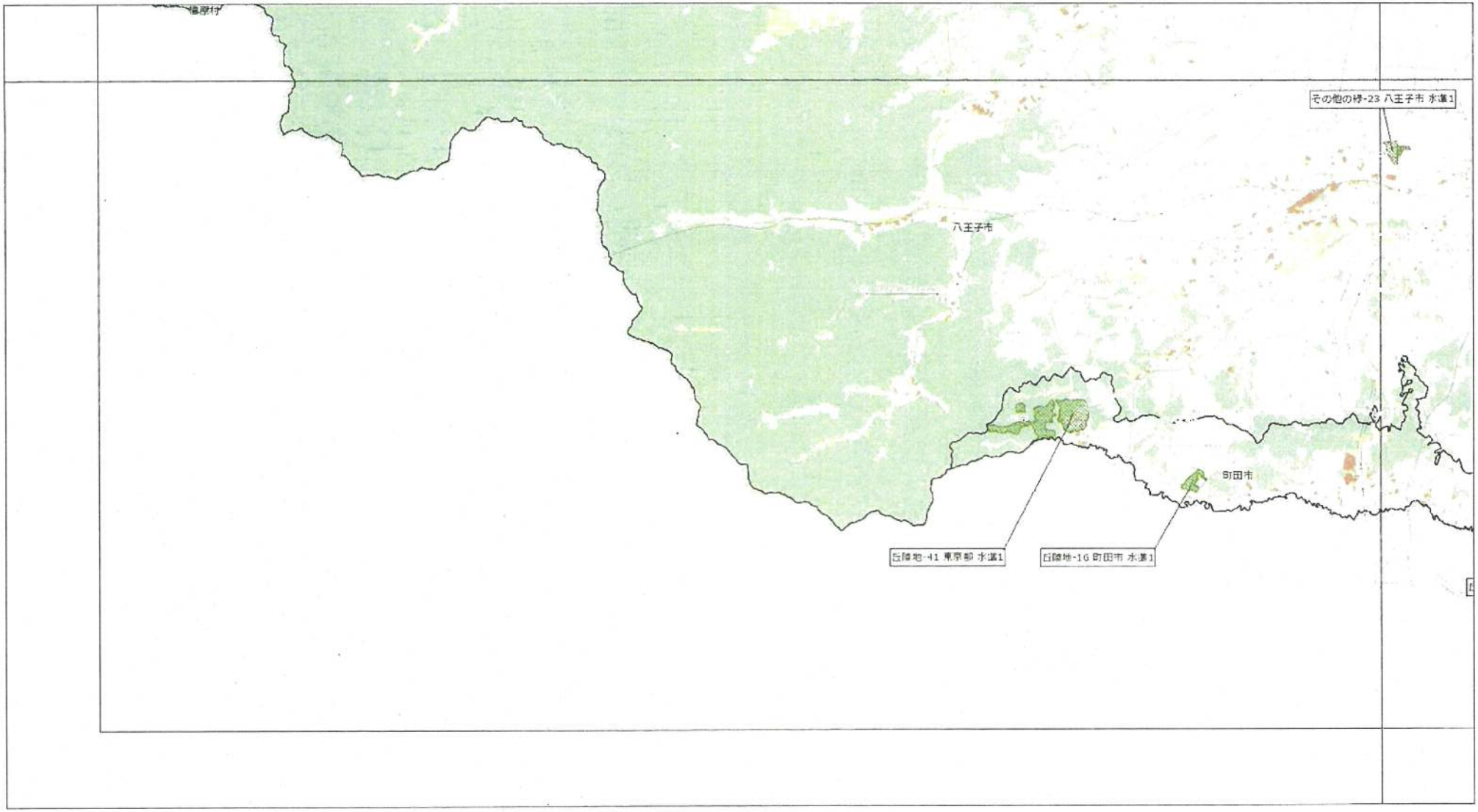

確保地の凡例

- 水道１～３
- 特定生産緑地
  ※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

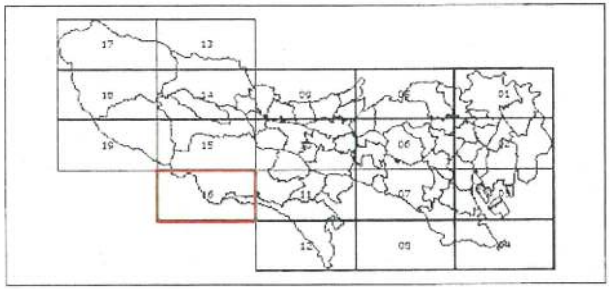

既存の緑を守る方針図

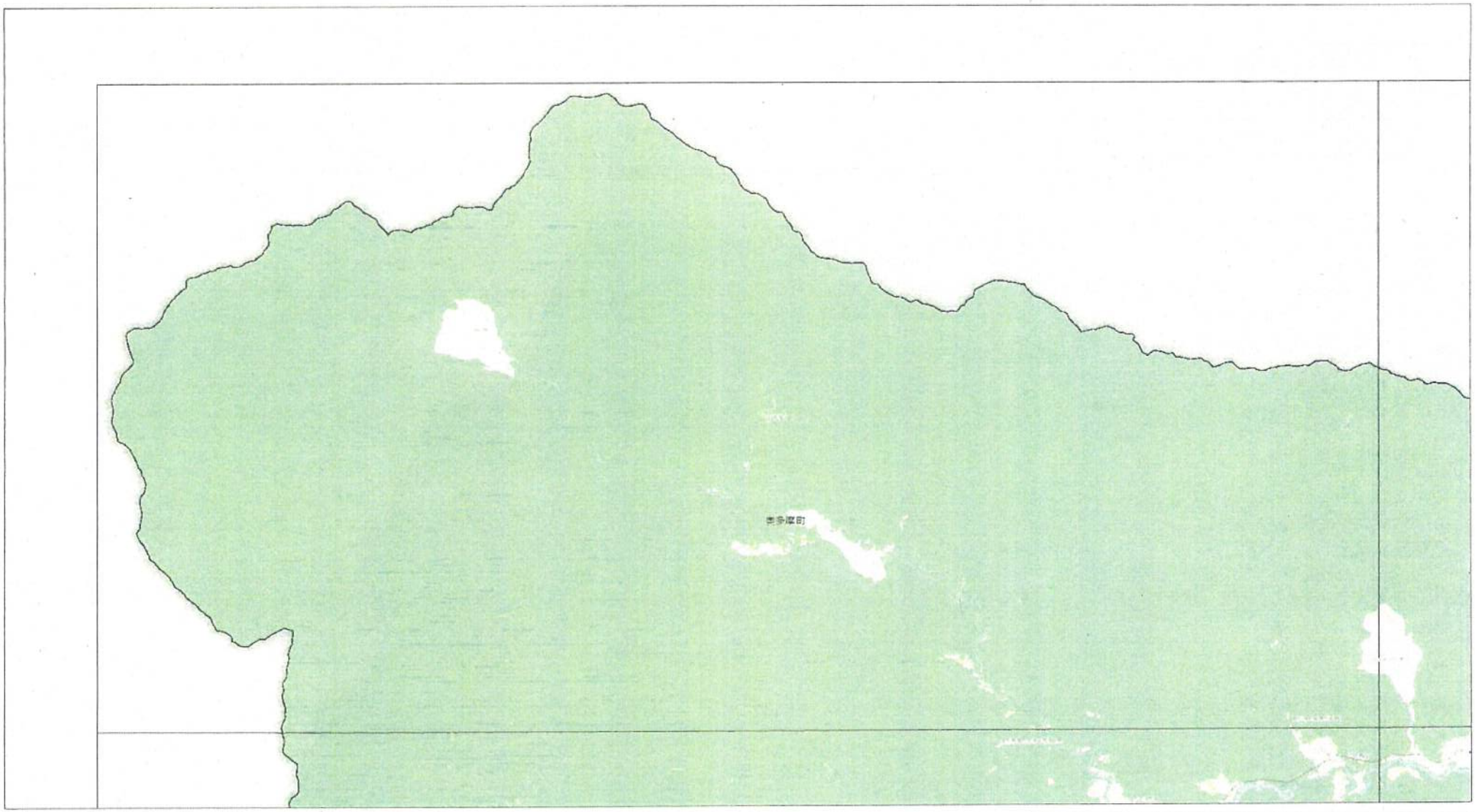

確保地の凡例

水源１～３

特定生産緑地

※図の表示は平成３年以前に指示した生産緑地を含む

その他の凡例

区市町村界

河川等の水面

森林・樹林

農地

その他緑被地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

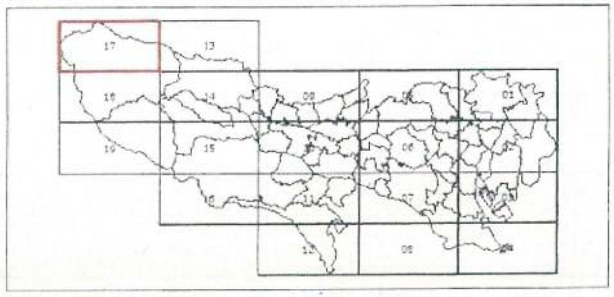

既存の緑を守る方針図

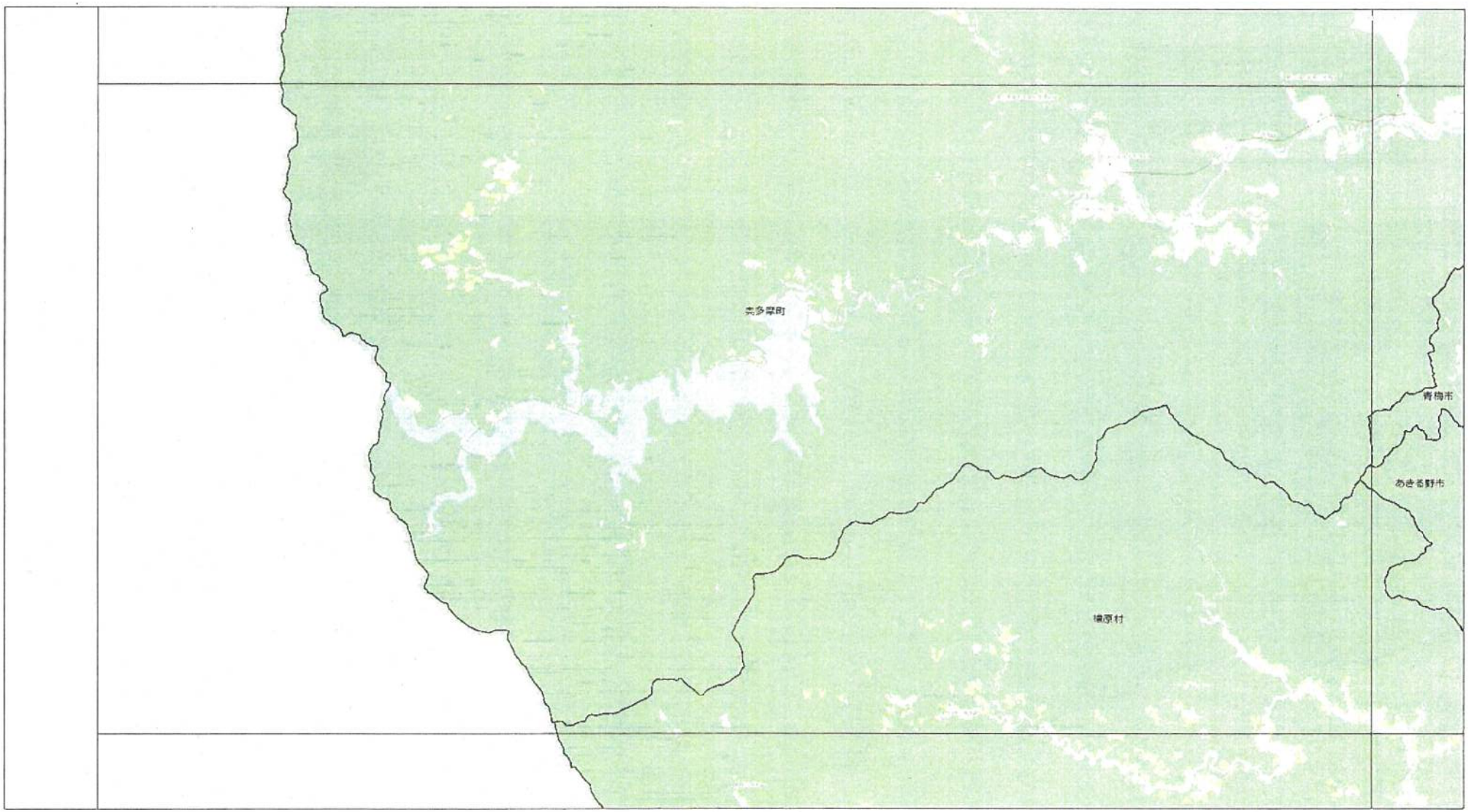

確保地の凡例

水準１～３

特定生産緑地

※図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

区市町村界

河川等の水面

森林・樹林

農地

その他緑被地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

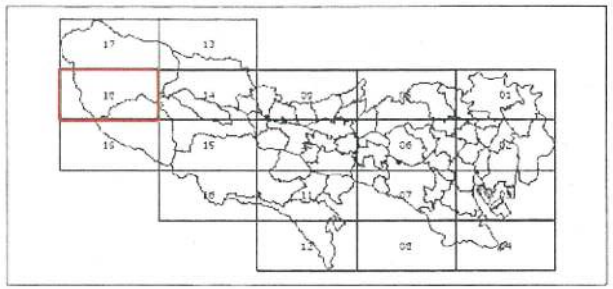

既存の緑を守る方針図

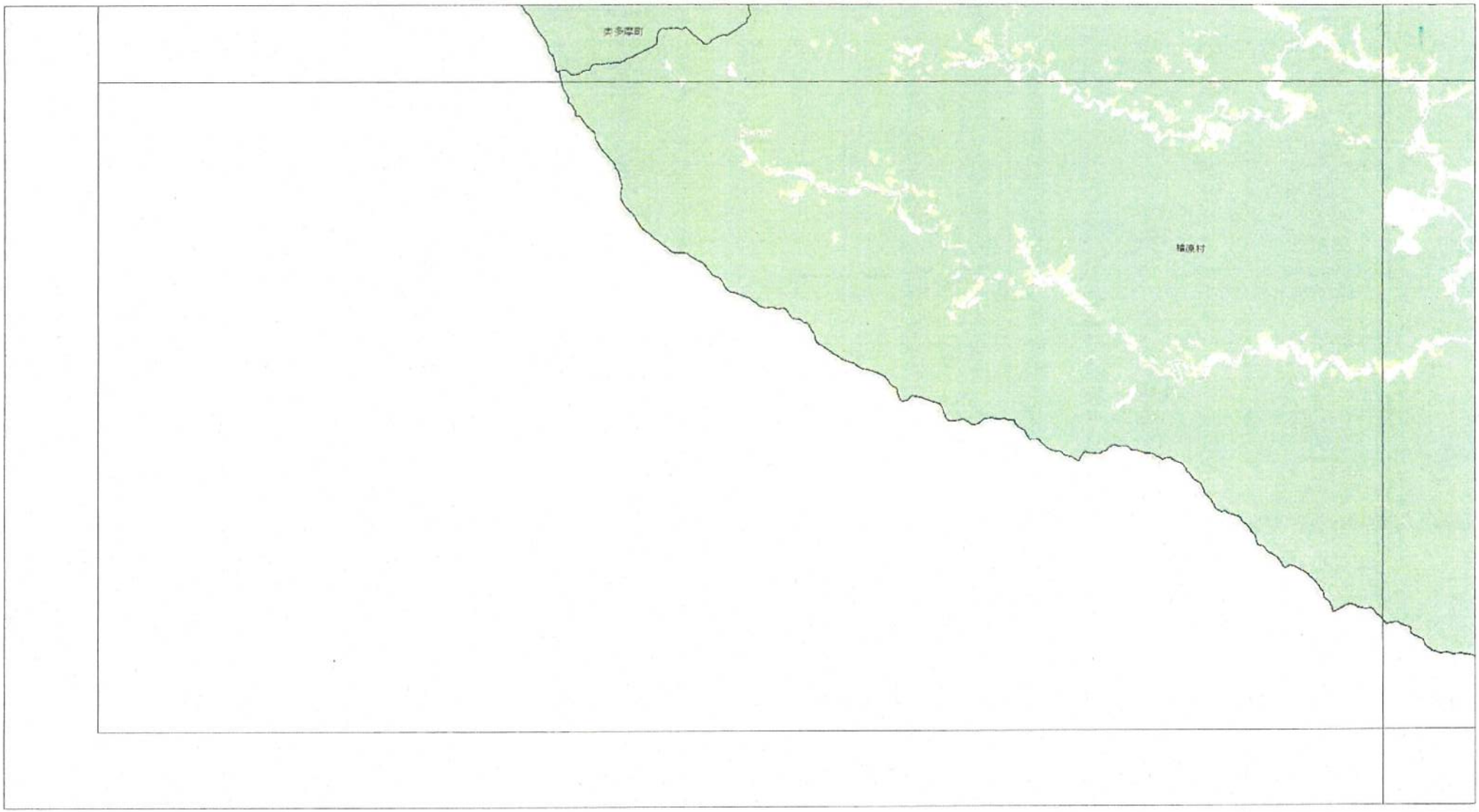

確保地の凡例

- 水準１～３
- 特定生産緑地
  ・図の表示は平成３年以前に告示した生産緑地を含む

その他の凡例

- 区市町村界
- 河川等の水面
- 森林・樹林
- 農地
- その他緑被地

0 0.5 1 2 3 4 5 km

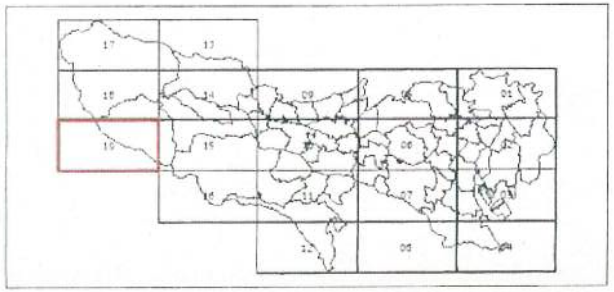

現存の緑を守る方針図